

令和3年12月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和3年12月 6日 開会

令和3年12月16日 閉会

飯 島 町 議 会

令和3年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年12月6日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例

日程第 5 第 2 号議案 飯島町水道用水供給条例

日程第 6 第 3 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会条例及び飯島町町民カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4 号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5 号議案 飯島町上下水道運営審議会条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6 号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第8号）

日程第10 第 7 号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 第 8 号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第12 第 9 号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 第10号議案 令和3年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第14 第11号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第15 第12号議案 令和2年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その1変更請負契約の締結について

日程第16 第13号議案 令和2年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その2変更請負契約の締結について

日程第17 第14号議案 飯島町道路線の変更について

日程第18 発議第 5 号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松澤 京子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松村 和夫
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議 会 事 務 局 書 記	吉澤 知子

本会議開会

開 会	令和3年12月6日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これから令和3年12月飯島町議会定例会を開会いたします。 議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 〔下平町長登壇〕
町 長	おはようございます。 令和3年12月議会定例会招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。 令和3年11月8日付、飯島町告示第89号をもちまして令和3年12月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、誠にありがとうございます。 コロナウイルス感染症は、全国的に10月以降、落ち着いた様子で推移しています。 そんな中、オミクロン株という新変異株の感染が世界で広がっております。11月30日には日本でも初めて感染が確認されました。これまでの変異と比べても変異の多さに特徴があるとのことで、オミクロン株の拡大や第6波への懸念がされるところでございます。 報道も最近盛んになってまいりました。感染力は強いけれども毒性は弱いのではとも言われております。確実な分析、また情報をもって落ち着いた対応をしてまいらなければならないと考えております。 そのような警戒感が高まる中、新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種が全国各地で始まりました。町といたしましても、これから3回目ワクチン接種の準備を進めてまいるところでございますけれども、感染症拡大に警戒しながら感染症対策を地道に継続していくことが必要だと思っております。 国の経済状況に目を向けますと、7—9月のGDP実質速報値は、前期比0.8%減、年率で3%減と2・四半期ぶりのマイナスとなりました。個人消費、住宅投資、設備投資、公共投資が軒並みマイナスとなっております。また、自動車の減産などの影響で輸出の減少などが要因となっておるということでございます。 また、長野県の8月9月の経済状況は、持ち直しの動きに弱さが見られるとされてい

て、半導体などの部品不足の影響により生産量の勢いは鈍化しているとのことでございます。県内でも個人消費は減少し、乗用車の新車販売も4か月連続で前年を下回っております。

それでも長野県の10月の有効求人倍率は1.39倍で、前月を0.01ポイント上回り、3か月ぶりの増加となっております。伊那管内においては1.52倍で前月を0.03ポイント上回っております。一部に弱い動きがあるものの着実に改善が進んでいるとのことでございます。

今後の経済状況についても、半導体不足による生産面の動向や変異株出現による影響、原油価格の動向などに注視していく必要があると思っております。

こうした国や県の状況を踏まえて、町といたしましては国の財政措置に対応した施策を行ってまいります。

原油価格の高騰により暖房費がかさみ影響を受けている住民税非課税世帯や介護・障害・福祉施設事業所、また施設園芸農業者に対する支援金の給付を実施してまいりたいと検討しておるところでございます。この支援金につきましては、早急の対応が肝要と存じますので、この会期中におきまして追加提案させていただきたいと思っております。

また、18歳以下への5万円の支給の件でございますけれども、中学生を先行して12月24日支給開始の目途をもって、今、担当課では一生懸命頑張っておるところでございます。できるだけ早い段階で、ゆとりを持って支給ができたというふうに考えております。

さて、今年、飯島町では5月8月に三六災を超える大雨に見舞われました。8月には多いところで450ミリを超える大雨を記録したところでございます。

岡谷市では土石流により3人が犠牲となりました。町では幸いにも人的被害はありませんでしたが、こうした事例を目の当たりにしますと、改めて日頃の備えが大事であることを思うところでございます。

8月の降雨時には各地区公民館及び1自治会で自主避難所を開設していただきました。夜中に避難することはかえって危険を伴いますので、おうちの中でも1階よりも2階、山側より谷側で過ごす、そういう安全性を認識すること、またちゅうちょなく避難をしていただく、そういう家族との会議、また身近な集会所へ避難する、そういった今後の対応が必要になってくると思っております。

避難所の開設には各区、各自治会の役員の皆様の御協力がなければ運用はできません。地域の役員の皆様には引き続き御協力をいただくとともに、住民お一人お一人が命を守る行動をしていただくこと、家庭内でしっかりと話し合っていきたいと思っております。

このような中、令和3年も残すところ僅かとなりました。

今年は第6次総合計画の初年度であり、目標に向かって4月以降事業実施を行ってまいりました。

9月議会以降では、10月にトレーラーハウスの搬入が完了し、ワーケーション推進協議会の設立をいたしました。飯島流ワーケーション事業が具体的に動き出しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらではありますが、産業祭りやいいちゃん文化祭など、2年ぶりににぎやかに開催されました。体験コーナーやドライブスルー市など、住民の皆様には楽しんでいただけたのではないかと考えております。

4月に着工いたしました給食センターも概ね順調に建設工事が進んできております。

5月から実施してまいりました新型コロナウイルスの集団接種会場におけるワクチン接種については、11月27日に希望者への接種を完了いたしました。今後は個別接種や3回目の接種に向けて対応をしてまいります。

今後も引き続き第6次総合計画に沿って事業の取組を行ってまいります。

さて、本議会定例会に提案申し上げます案件は、条例案件5件、予算案件6件、契約締結案件2件、一般案件1件の計14件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により4番 吉川順平議員、5番 坂本紀子議員を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から12月16日までの11日間とすることが適当との協議結果の報告がございました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの11日間とすることに決定いたしました。

会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長

会期日程説明

議 長

日程第3 諸般の報告を申し上げます。

議長から申し上げます。

最初に、請願、陳情等の受理について報告をいたします。

受理した請願、陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託いたします。

次に、監査委員からお手元に配付のとおり令和3年度定期監査の報告がなされております。

	ます。
	次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。
	以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第4 第1号議案 飯島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例 日程第5 第2号議案 飯島町水道用水供給条例 以上2議案を一括議題といたします。 本2議案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第1号議案 飯島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例について、第2号議案 飯島町水道用水供給条例について一括して提案理由の説明を申し上げます。 本条例案は、令和4年度中に中川村との水道広域連携に関わる水道用水供給事業を開始するため、条例の改正等及び新たな条例を制定するものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 〔下平町長降壇〕
建設水道課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願い申し上げます。 質疑ありませんか。
5 番	
坂本議員	総括的なことですが、現状の給水人口に対して、最初の人口が1万1,000人多かったのを現状の9,000人にするっていうことは分かるんですけども、給水人口に対しての給水量を減らすということによって運営そのものは的確にはなると思うんですけど、もしこれを変更しなかった場合、国や県の補助金とか、そういうことと特に関係することが出てくるんでしょうか。その点はどうなんでしょうか。
建設水道課長	補助金等への影響はございませんけれども、実際に合わせた形で新たに定め直すというものでございます。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 ここでお諮りいたします。 ただいま議題となっております第1号議案、第2号議案の2議案は総務産業委員会に付託して審査をすることとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

議 長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 異議なしと認めます。 したがって、第 1 号議案、第 2 号議案の 2 議案は総務産業委員会に付託することに決定いたしました。
議 長	日程第 6 第 3 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会条例及び飯島町町民カードの利用に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第 3 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会条例及び飯島町町民カードの利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。 本条例案は、行政手続の簡素化及び行政手続のデジタル化の推進のため、押印等見直しに伴い飯島町固定資産評価審査委員会条例、飯島町町民カードの利用に関する条例の 2 つの条例について所要の改正を行うものでございます。 押印等の見直しに関する条例改正が必要なものにつきましては、この 2 条例のみであり、規則以下につきましても 4 月 1 日施行に向け改正の準備を進めているところでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 〔下平町長降壇〕
住民税務課長	補足説明
課 長	これから質疑を行います。 質疑はございませんか。
議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。
議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 3 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会条例及び飯島町町民カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 3 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長	日程第7 第4号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第4号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。 本条例案は、産科医療補償制度の見直しを踏まえた健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴う出産育児一時金等の支給額について、また新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に関わる傷病手当金の支給について改正を行うものでございます。 細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 〔下平町長降壇〕
健康福祉課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第4号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第8 第5号議案 飯島町上下水道運営審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第5号議案 飯島町上下水道運営審議会条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。 本条例案は、飯島町浄化槽維持管理組合が解散したことに伴い所要の改正をするもの

	でございます。
	細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
	〔下平町長降壇〕
建設水道課長	補足説明
議長	これから質疑を行います。
	質疑はございませんか。
1 番	
浜田議員	お尋ねします。この原因になった浄化槽維持管理組合の解散に至る経過について御説明いただきたいと思います。
建設水道課長	維持管理組合ですけれども、以前は町ではなくて組合でいろいろ申請書類等を取り扱ってございましたけれども、実際には町のほうでやっている部分ございまして、組合自体の存続について委員の皆様を確認したところ、解散してもいいということでございまして、それが令和2年、昨年度解散したことに伴いまして、もともとやっていたものはもう既に町でやっているという状況になっているという現状から廃止したものでございます。
議長	ほかに質疑はございませんか。
5 番	
坂本議員	解散に至った流れは分かりましたが、現に合併浄化槽を町民の中ではまだやってらっしゃる方々がいるわけで、手続はともかくとして、その方々の管理とか不都合な点とか、そういう点は直接町に住民の方が言ってくれば対応を町がやるっていう考え——今もやっているんでしょうけれども——不都合はないということではないでしょうか。
建設水道課長	維持管理のほうですけれども、現在1万円の補助を各家庭のほうに行っておりますが、そちらのほうは簡便といいまして、交付決定等の細かい補助金等の手続をせずに1万円の交付をしている関係でございますので、利用者の皆様についてはさほど影響がないかと思っております。
議長	その他質疑ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。
	討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	討論なしと認めます。
	これで討論を終わります。
	これから第5号議案 飯島町上下水道運営審議会条例の一部を改正する条例を採決します。
	お諮りします。

	本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 5 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、
	日程第 9 第 6 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 8 号）
	日程第 10 第 7 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
	日程第 11 第 8 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
	日程第 12 第 9 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
	日程第 13 第 10 号議案 令和 3 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）
	日程第 14 第 11 号議案 令和 3 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
	以上 6 議案を一括議題といたします。
	本 6 議案について提案理由の説明を求めます。
	〔下平町長登壇〕
町 長	第 6 号議案から第 11 号議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。
	まず、第 6 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 8 号）について申し上げます。
	予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,349 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 59 億 2,058 万円とするものであります。
	主な歳入の内容としましては、前年度本省繰越分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生現地交付金がおよそ 1 億円、障がい者自立支援給付費の国庫負担金がおよそ 1,480 万円、新型コロナウイルスワクチン接種に対する国庫負担金・補助金におよそ 800 万円を増額するものでございます。
	次に主な歳出の内容としましては、新給食センターから飯島小学校に給食を搬入するための配膳室建設工事に 2,100 万円、新給食センターの運用開始に向けて必要な消耗品、備品購入費におよそ 760 万円、障がい者福祉サービス給付費に 1,980 万円、障がい児通所給付費に 1,000 万円などを増額する一方、後期高齢者医療特別会計繰越費をおよそ 940 万円減額するものでございます。
	そのほか、住宅リフォーム支援補助金、道路維持のための融雪剤、小中学校の備品購入など、各種事務事業の対応に対する必要な経費を補正計上するものであります。
	続きまして、第 7 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について提案理由の説明を申し上げます。
	予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 841 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 10 億 875 万 5,000 円とするものです。
	今回の補正は、国民健康保険税及び事業に関する諸経費を補正するものであります。
	歳入では、国民健康保険税を 801 万円、財産収入を 9,000 円、諸収入を 39 万 9,000 円増額するものです。

歳出では、総務費を6万9,000円、保健事業費を50万円、基金積立金を9,000円、諸支出を15万円、差額を予備費で調整するものであります。

続きまして、第8号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ565万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億5,504万2,000円とするものであります。

今回の補正は、令和3年度の保険料等の確定により後期高齢者広域連合納付金の補正と保健事業費の補正を行うものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料を538万1,000円、繰入金を27万7,000円減額するものでございます。

歳出では、総務費の保健事業費を22万5,000円増額、後期高齢者医療広域連合納付金を588万3,000円減額するものであります。

続きまして、第9号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億3,439万円とするものであります。

歳入につきましては、主にシステム改修に伴う国庫支出金を53万1,000円、保険給付費、地域支援事業費に関する国庫支出金及び支払基金交付金を173万6,000円、繰入金を36万円増額するものであります。

主な歳出につきましては、保険給付費を事業実績見込みにより230万円、また地域支援事業費を37万4,000円増額し、差額を予備費により調整するものであります。

続きまして、第10号議案 令和3年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

収益的収支のうち営業費用につきましては不足が見込まれる原水及び浄水費の修繕費を30万円増額するほか、総係費の手当を33万3,000円増額し、支出総額を2億1,555万8,000円とするものであります。

続きまして、第11号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

収益的収支のうち営業費用につきましては不足が見込まれる処理場費の動力費を30万円増額し、支出総額を4億9,916万9,000円とするものであります。

その他細部につきましては、第6号議案の一般会計につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第7号議案から11号議案の特別会計等につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〔下平町長降壇〕

企画政策課長	補足説明
総務課長	補足説明
健康福祉課長	補足説明
産業振興課長	補足説明

建設水道課長	補足説明
地域創造課長	補足説明
教育次長	補足説明
議 長	これから本 6 議案について一括して質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されますようお願い申し上げます。 質疑ありませんか。
1 番	
浜田議員	16 ページの事業コード 2613 障がい児通所等支援事業費、これは補正前に比べて 7 割ぐらいの補正があるわけですが、何か特別な事情があったのかというのが第 1 点です。 それから 2 つ目は、これは何か所かあるんですけれども、例えば 28 ページ、5321 中学校教育振興費の就学援助の増額補正、小学校もあったと思いますけれども、一時就学援助の対象者が横ばいだというふうに報告を聞いていましたが、これは最近の傾向としてこういう方向にあるのか。 この 2 点について伺います。
健康福祉課長	それでは 1 つ目の質問でございます。2613 障がい児の通所等支援事業費の 1,000 万円の補正でございますけれども、扶助費というものは、やはりそのときの状況によりまして金額が大きく変動するものがございます。やはり当初で大きな部分を見込み切ることが難しいものでございまして、実績に準じまして今回の補正を行うものでございます。
教育次長	今年特別というものではございませんが、申請に基づく認定になりますので、実績による補正ということでお願いいたします。
議 長	ほかに質疑ございませんか。
6 番	
星野議員	教育費のことなんですけれども、全体的に言えると思いますが、この中に燃料代がかなり上がっていますが、この補正の中で、公用車等にも燃料、それからこれから冬場に向けて灯油代とかがあると思いますが、その点の補正は大丈夫なんでしょうか。
副 町 長	今年大分高騰しておりますので、今までのようにそれぞれの課で実績を見ながら補正をかけているということで、もしかしたら補正のたんび出てくる可能性はございますけれども、今すごく高騰しておりますので、これからの期待としては下がってほしいなあというふうに思っております。 以上でございます。
議 長	ほかに質疑ございませんか。
5 番	
坂本議員	関連なんですけれども、燃料、灯油、ガソリン、それらのものは一応業者さんと契約をして買っていると思うんですけれども、当町の場合は備蓄なんていうことはないんですよねということと、もう一つは、契約する場合に、たくさん買うっていうのが見込めるので、そういう中での安定的な金額でという感じではないんでしょうか、それとも使っ

総務課長	たそのときの単価での支払いということになっているのでしょうか。
	灯油の備蓄につきましては、特にためておくためというのはいりませんが、庁舎で使う分については、入れるときには2,000リットル入れますので、その中で使っていくという形になっております。
	それから契約の単価ですけれども、使った量っていうのではなく、年度当初にそのときの入札価格で単価契約をしています。こういった状況によって上がったたり下がったりというのがございますので、その都度、その単価の変動に応じて単価の変更を行っております。
町 長	灯油の値上がり、石油の値上がりにつきましては、世界的ないろいろな要素が加わってきているなあというふうに思っています。
	まず、OPECが先日の会議で増産基調を引き続き継続するという話が出ました。また反面、このオミクロンの蔓延に関わる経済の低迷、人流の低迷、そういったことを加味したときにぐっと石油の値段が落ちたわけでございます。ですから、そういったウィルスの関係やら経済の関係やら、アメリカとの取引、備蓄を放出するって言った途端に上がったとか、いろいろ駆け引きがなかなかあるものでございますので、政府の対応を見ながら、基本的には地方の自治体もそれに対応していきたいというふうに思っております。
議 長	ほかに質疑ございませんか。
10 番	
伊藤議員	28ページの中学校教育振興費ですが、区分の17 ICT教育タブレットパソコンですが、この前、中学校へ行きましたら教員用のタブレットが7台足りないということで、これは何で全員分支給しなかったんでしょうか。
教育次長	まず子どもたち優先にパソコンは配らせていただいておりますので、全員分発行しております。
	また、9月の補正では今度は教員の分も順次整備していくように補正をお願いして、御承認いただいておりますので、順々に整備をしていく予定でおります。
10 番	
伊藤議員	すぐにでも欲しいようなこと言っていて借りて使っている状態なんで、これは予備費でも何でもいいので早急に手配なりをお願いしたいと思います。
議 長	要望として受け止めていただいて、そのほか質疑ございませんか。
9 番	
坂井議員	26ページの5221と27ページの5251と28ページの5321の3つなんですけれども、ここで使用料及び賃借料としてウェブ会議システム用ソフトウェアライセンスというのが記載されているんですけども、これはどのソフトかということと、ソフトウェアライセンスという関係上から、これはもう毎年計上されるものという理解でいいのかということについてお答えください。
教育次長	ソフトにつきましてはZoomを想定してございます。 認識では、ライセンスを取得しますので、これを毎年お支払いするというものではご

議長	ございません。
4 番	ほかに質疑ございませんか。
吉川議員	農林業のところのページ数の 20 ページと 21 ページ。
	まず、21 ページの農業振興総合対策事業の農作物等災害緊急災害対策事業、霜被害の
	輸送費の補助という話がありました。これは J A の選果場からの霜の被害の輸送費の
	補助ということでよろしいのでしょうか。
	それともう一つ、20 ページの機構集積、この返還金が結構大きいわけではありますが、
	これは土地の集積の関係の返還金ということで、思ったより集積してないという形の内
	容でよろしいのでしょうか。
産業振興課長	初めに農業振興総合対策事業の関係になりますけれど、これは霜被害を受けたさびつ
	きのリンゴにつきまして、処分するのではなく販売できる、その運送費、段ボール代を県、
	市町村、選果場や農業団体が負担していくというものでございます。
	それと機構集積の関係でございますけれど、機構集積につきましては、担い手等に農
	地中間管理機構を通じまして 10 年間の契約で貸し付けるところなんです、農家の方の
	御都合によって途中で契約解除があったと、そのためにいただいた交付金の返還金を返
	すと、そういった補正になります。
議長	ほかに質疑ございませんか。
3 番	
片桐議員	先ほどのウェブ会議システムの件なんですけれども、Z o o m ということで買い切り
	の話だったかと思えますけれども、ちょっと私の把握しているところていくと月額使用
	料サブスクリプションじゃないかと思えますんで、恐らく毎年発生するのではないかな
	と思えますので、もう一度御確認いただいたほうがよろしいかと思えます。
	以上です。
教育次長	御指摘いただきましたので、調べて御報告いたします。
議長	ほかに質疑ございませんか。
2 番	
久保島議員	今ウェブ会議の話が出てきましたので御確認させていただきます。
	ウェブ会議システムは子どもたちのオンライン授業等に使えるのかどうか、それから
	使い方によっては父兄の皆さんも使えるっていうふうになるかと思えますけれども、そ
	の辺の使い勝手についてはどのようにお考えなのか、お聞きします。
教育次長	議員がおっしゃっているとおり、今までは役場のライセンスを借りていろんな P T A
	会議ですとかクラスのやり取りをしておったところですので、学校の教育の中でも使い
	ますし、P T A 総会など、例えば講演会を聞くとか、そういったことにも使えるよう
	になります。
議長	ほかに質疑ございませんか。
10 番	
伊藤議員	14 ページですが、まちの駅トイレ点検料とは別なんです、まちの駅のトイレ、本郷

		の道の駅、あのトイレがあまりにも古過ぎて、洋式化にもなっていないし、これはぜひ予算を組んで、ちょうどいい機会なんで、田切と七久保は素晴らしいトイレですけど、一度見てもらおうと分かりますが、本郷だけあまりにもひどいです。ちょっとこれを改善っていうか、予算化できればと思って提案っていうか、お願いをした次第です。
議 長		要望として受け止めていただいて、ここでは本補正議案に関する総括的な質疑を引き続きお出しいただきます。
		ほかに質疑ございませんか。
9 番		
坂井議員		17 ページの 2661 なんですけれども、備品購入費事務用パソコンなんですけれども、これは職員全員分ということなんでしょうか。お答えください。
教育次長		これは飯島と七久保にあります学童クラブの事務用のパソコンですので、2 台を想定しております。
議 長		ほかに質疑ございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		お諮りいたします。
		第 6 号議案から第 11 号議案は、議長を除く 11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。
		御異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		異議なしと認めます。
		したがいまして、本 6 議案については 11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第 6 号議案から第 11 号議案までの補正予算 6 議案をこれに付託して審査することに決定をいたしました。
		休憩を取らずにこのまま進めたいと思いますが、大丈夫ですか。
		〔「はい」と呼ぶ者あり〕
議 長	日程第 15 第 12 号議案	令和 2 年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その 1 変更請負契約の締結について
	日程第 16 第 13 号議案	令和 2 年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その 2 変更請負契約の締結について
		を一括して議題といたします。
		本 2 議案について提案理由の説明を求めます。
		〔下平町長登壇〕
町 長	第 12 号議案	令和 2 年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その 1 変更請負契約の締結について、第 13 号議案 令和 2 年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その 2 変更請負契約の締結について一括し

て提案理由の説明を申し上げます。

飯島町学校給食センター建設工事その１その２それぞれの工事につきまして、工事の施工に際し契約金額の増額及び工期の延長が必要となったことから変更請負契約を締結するため、地方自治法及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては教育次長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

教育次長
議長

補足説明

２議案一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

初めに、第１２号議案 令和２年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その１変更請負契約の締結についての討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第１２号議案 令和２年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その１変更請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。したがって、第１２号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第１３号議案 令和２年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その２変更請負契約の締結についての討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第１３号議案 令和２年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その２変更請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。したがって、第１３号議案は原案のとおり可決されました。

議 長	日程第 17 第 14 号議案 飯島町道路線の変更について を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔宮下副町長登壇〕
副 町 長	第 14 号議案 飯島町道路線の変更について提案理由の説明を申し上げます。 今回路線の変更をお願いいたします町道雨野支 2 号線につきましては、国道 153 号伊南バイパス開通後、付近の状況が以前と変化し、一部町道としての機能がなくなったため、道路法第 10 条第 3 項の規定により町道雨野支 2 号線の道路区域変更をお願いするものでございます。 細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。 〔宮下副町長降壇〕
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
10 番 伊藤議員	これは、場所は団地っていうか、今度できる工場に関する出入口の部分っていうことでよろしいんでしょうか。
建設水道課長	こちらは、そちらの道路の取付道路ではございません。 個人のお宅で使っているような状況の道路でございます。
議 長	よろしいですか。
10 番 伊藤議員	はい。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 14 号議案 飯島町道路線の変更についてを採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長	日程第 18 発議第 5 号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。 本案の提出委員会、議会運営委員長から提出に係る趣旨説明を求めます。 〔坂井議会運営委員長登壇〕
議会運営委員長	発議第 5 号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を説明させていただきます。 昨年度から続いている新型コロナウイルス感染症は、その対策として手指消毒やマスクの着用、また密を避けることが言われてきましたが、これにより多くのイベントや会合等、人が集まる機会が失われてきました。 その一方、近年の情報通信技術の発達により、在宅によるリモートワークやオンラインを利用した講演会、ミーティング等、人々の働き方に大きな変化をもたらしています。 本条例の改正は、コロナ下における密を避けた委員会、また大規模災害により参集できない状況下での委員会の開催方法としてオンラインによる委員会が可能となるようにするものです。 議員全員の皆様の御賛同をお願いしまして提案理由の説明といたします。 よろしく申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。 質疑はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 坂井委員長自席へお戻りください。 〔坂井議会運営委員長降壇〕
議 長	これから討論を行います。 討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから発議第 5 号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第 5 号議案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全て終了いたしました。 本日の会議を閉じ、これで散会といたします。 お疲れさまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）

閉	会	午前 1 0 時 5 6 分
---	---	----------------

令和３年１２月飯島町議会定例会議事日程（第２号）

令和３年１２月８日 午前９時１０分 開議

１ 開議宣告

１ 議事日程の報告

日程第１ 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
片 桐 剛	１ 消防団活動環境とその後について ２ 防災減災設備について
久保島 巖	１ 「デジタル田園都市構想」には、積極的取り組みを ２ 「人口増プロジェクト」のメインは移住定住策では ３ 「後期高齢者支援」の充実を
宮 脇 寛 行	１ 飯島流ワーケーション事業の進捗状況は ２ 災害防止対策強化を
伊 藤 秀 明	１ 飯島町の章について ２ 町道整備について ３ ランドセル、中学生の制服について
吉 川 順 平	１ 担い手への農地利用の集積・集約化及び新規就農者の支援について ２ 飯島町の果樹産業維持・発展について ３ 意欲ある女性農業者の育成と支援について ４ 新型コロナウイルス感染症の影響による農業者の経営支援について ５ アフターコロナの社会変化とまちづくりについて ６ ９月一般質問のその後について
坂 本 紀 子	１ 自給的・持続可能な町づくりについて ２ 観光基本計画の進捗状況はいつ出来上がるのか

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松澤 京子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松村 和夫
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和3年12月8日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。 日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いします。 3番 片桐剛議員。 〔片桐議員質問席へ移動〕
3番 片桐議員	それでは通告内容に従って一般質問を始めさせていただきます。 今回は大きく2項目になります。1つ目「消防団活動の環境とその後について」、2つ目は「防災減災設備について」となりますので、よろしくをお願いいたします。 まず1つ目、消防団活動の環境についてお伺いをいたします。 現在、町内では飯島区で2分団、田切・本郷・七久保区それぞれ1つずつ分団を持っており、合計5分団体制で活動を行っているところであります。 今回は、その中でも飯島区内、第2分団第2部の施設に絞り駐車場不足についてをお伺いしたいと思います。 まず、各分団、部ごとの団員数と付随する駐車場の駐車可能台数についてですが、これは独自の調査によりますが、第1分団第1部は団員数20名に対して約40台駐車可能なスペースがあります。第1分団第2部、団員数23名に対して約12台、第2分団第1部、団員数21名に対し約25台、第2分団第2部、団員数21名に対し約4台となっております。これは所属する団員数に対する駐車可能台数から見ても明らかな駐車場不足であるということが分かるかと思います。 また、ここ3年間ほどの飯島区から町への要望ということでお伺いをしました。 経過について御説明をさせていただきます。 令和元年6月24日付の要望としまして、複数ある要望の中から2分団2部の詰所駐車場についてが挙げられました。駐車場がないため、緊急時また会合の際に団員は路上駐車を余儀なくされている。通行の妨げになることもあることから駐車場の確保をお願いしたい。 これに対する回答、令和元年9月3日付です。詰所西側に車の乗り入れができるよう

水路に蓋をするなど整備を進めてきた、分団長に聞き取りをした結果、駐車する際は誘導員などをつけるなどして注意をしながら使用するよう指示をしたという回答であります。

続きまして同年12月の要望として、この詰所には田んぼが隣接しているわけなんですけれども、夏場にかけて作付されているときは通路と水田、あぜの境は水を含み、車が水田に滑り込む危険な状態となっている、詰所南側の農地地主は駐車場として使用するのであれば譲ってもよいという考えを伺っている、駐車場確保をお願いしたいと。

これに対して翌年3月の町からの回答であります。出入りの道路幅についてぎりぎりの状況であると思う。上伊那広域消防となってから消防団の緊急出動の件数も減少してきている。また、詰所での会合等は徒歩や乗り合いでの参集お願いしており、路上駐車は目立たなくなっている。

次いで令和2年6月の町への要望。ほかの詰所と比較しても駐車場の駐車可能台数が格段に少なく不便を来している。

同年7月の回答。今後、消防団に状況を聞き取り検討してまいります。

そして本年6月25日付要望。今年度、幹部に確認したところ車両出入りに支障があるため、改めて拡張をお願いしたい。

同年8月25日付回答。引き続き検討してまいります。

ということで、直近4年程度のやり取りということになっておりますけれども、お聞きすると、さらに以前からこの問題はあり、要望をし続けているという状況であります。

回答を見ると引き続き検討するということで、また詰所での会合等は徒歩や乗り合いで参集をお願いしていて路上駐車は少なくなっているという回答も中にはありました。

消防団は会合をする組織ではないはずであります。有事の際に迅速かつ安全に対応するため、日頃から訓練や会合を行っているものかと思えます。抜本的な解決にはなっておらず、大切なのは有事の際の安全の確保であると思えます。

また、直接、分団幹部また団員の皆様にお話をお聞きしました。やはり駐車場スペースは欲しいと、また訓練、火災等で使用した資機材の整備、特にホースの整備、清掃、巻取りなどに至ってはスペースがないため道路を使用するしかない、また道を通る方から危ないので駐車するなという声もいただいているようであります。

早急に対応を求めるところでありますけれども、これまで検討ということで、なぜこんなにも時間がかかっていたのかというところをまずお答えいただきたいと思います。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。

地域の安全・安心を担う消防団の活動に際しましては、しっかりとその任務を遂行できますよう、町といたしましてもよりよい消防団活動の環境整備に努めているところでございます。

御質問のありました第2分団第2部の詰所におきましては、地元管理の施設ではありますが、駐車スペースの確保につきまして、これまで飯島区及び地元分団から御要望を

お寄せいただき、状況を聞き取る中で、要望当初の時点では入り口の水路に蓋をして効率のよい駐車や安全に注意して出入りしていただくよう調整してきたところでございます。

しかしながら、各訓練や機関点検、出動時において駐車スペースに団員の車両が入り切らないことがあり、結果、路上駐車となり危険である旨、改めて地元を通じて改善要望が寄せられております。

町では、これまで複数回、現地調査を実施し、駐車スペースに限りがあることや隣接する農地の土手と詰所建物や防災無線の柱との間隔が狭いことを確認する中で、現在、駐車スペースの拡張等について検討しております。

なお、本件の事業化に当たっては、耕作期を見据えながら地権者協議や地元調整を行う必要があるほか、取得面積によっては隣地地権者や耕作者との調整も必要となります。時間がかかりますけれども早急な対応をしてまいりたいと思っております。

地権者についてのお話をするのがまず大事になってこようかと思っておりますけれども、耕作時期とか、それを外した中でもいろいろ家庭の御事情でお取り込み中のような場合がございましたので、ちょっと期間が、交渉する時間が延びてしまったんですけれども、今後積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

〔下平町長降壇〕

片桐議員

耕作時期または地権者との兼ね合いという話がありました。

先ほども御説明をさせていただいたように、ここ一、二年の問題ではなく、もう5年経過しているような問題であるというところから検討はもうされてきているものとおってあったわけですが、具体的に今後いつ頃なのかという部分をお聞きしたいと思います。お願いします。

総務課長

これから地権者の方とお話をさせていただくわけですが、財政的な部分、それから地権者さんとのお話合い、それから耕作時期とかもございまして、ちょっと具体的にいつということは今現在のところ申し上げられませんが、早急にお話をさせていただきたいというふうに思っております。

片桐議員

早急という言葉が、どういう早急かっていうのがなかなか難しいところですが、地権者また耕作時期というところは、それは致し方ない部分でありますので、耕作時期を見ても今後1年で解決に至るのではないかなあというふうに思いますので、お含みいただきまして、1つ目の要望を以上としたいと思います。

続きまして2つ目に移ります。

1―2の部分になります。消防団の成り手不足対策とその後についてというところがあります。

6月議会の折に消防団への体制支援ということで問合せをしまして、消防団の存在意義、また成り手不足対策ということで質問をさせていただきました。

日頃から、広報、警戒活動、各種訓練、このような活動や時間を通して消防防災技術の向上とともに地域住民の若い世代のコミュニティー形成に大きく寄与しており、人と人、人と地域をつなぐパイプ役をしているという話をしました。

町からも、消防、防災に対して、また地域コミュニティーを形成するために大切な組織であるという回答をいただいております。

現在は、12月ということもあり、次年度に向けて新規団員確保のためにも勧誘活動が始まる時期となっております。消防団、団員、関係者への支援ということで、その後、対策について進展があればお聞かせください。

総務課長

消防団員の成り手不足の状況につきましては、本年6月議会の片桐議員一般質問の折にお答えした状況と変わっていない、厳しい状況でございます。特に第3分団、第4分団でその傾向は顕著となっております。

新入団員の確保が年々難しくなる中におきまして、成り手不足を少しでも解消するために、現在、消防団の幹部会では機能別消防団員制度について検討をしているところでございます。

機能別消防団員は、消防団のOBを登用して有事の際に限って出動、活動するというものでございます。こうした制度を併用して地域の安全・安心を確保する自治体が全国的にも増えているという状況でございまして、町でも有事への備えと団員確保の両面において進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、団員さん事業の見直しですとか処遇改善につきましては、訓練時間の短縮のほか、総務省消防庁によります消防団員の処遇等に関する検討会というのがございまして、そちらの最終報告を踏まえた消防団員の報酬等の基準の策定等についてというものが示されております。現在それを参考にしながら消防団員の年報酬等の改定への調整を進めているところでございます。

そのほか、節目勤続の補償ですとか消防団サポート事業の継続、それから消防団協力事業所の募集・登録、勧誘時に活用します消防団活動紹介チラシの作成など実施をしております。

町としましても身近な地域や大切な人を守る消防団活動に御理解をいただいて一人でも多くの方に加入していただけるように引き続き取り組んでまいるところでございます。

片桐議員

消防団活動は家を空けることが多くなるというところから、本人はもちろん家族に対しても何か恩恵を感じてもらえるような取組、これを考えていく必要があるのではないかとこのように思います。これは当町に限らずだと思いますけれども、新たな取組の創出という部分かと思えます。

6月議会のときに、例えば一律にかかっている住民税等の税金の一部控除などはいかがかというところでお聞きをしました。納税義務の観点から直接控除は難しいという話をいただきました。

これは各課にも関係してくるところで調整が必要なのかもしれませんが、例えば割合を算出して控除に当たる部分を商品券ですとか電子マネーで補う、また家庭の水道料を勤続年数により補填をするなど、新しい飯島独自の取組というものを創出したらどうかというふうに思いますが、この辺について見解をお聞かせください。

副町長

片桐議員さんも消防の分団長をやられて、いろいろ実態はお分かりかというふうに思っております。

6月に質問いただいたとおり、今の税金の関係もちよっと中の調整とか法的なことがございまして難しいわけでございますけれども、先ほど総務課長が申しましたとおり、今消防庁のほうから報酬改定の指針が示されておりますので、来年度に向かって、まずそこら辺からかなあというふうに思っております。

昔の消防団っていうか、前に参りますと、一括報酬を口座へ振り込むとか、そういうことがございました。そこら辺の改善も含めまして報酬の関係である程度研究をさせていただいて検討をしていくことが大事じゃないかなというふうにも考えておりますので、まず第一弾はそこから始めるかというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

片桐議員

やはり根本の仕組みに関わってくる部分にもしかしたら触れるかもしれないので、これは検討が必要なかなあというふうに思いますが、この取組の対象は消防団員ということで若い世代が中心になろうかと思えます。

そこで、どの地域でも取り上げられていない取組を行うことで注目される、移住・定住へのきっかけになる可能性を含んでいるのではないかというふうに私は思っております。横並びの政策というのもあるかと思えますけれども、ここは1つ突出して飯島独自の施策というものを打ち出すことで地域を牽引する1つになろうかというふうに考えます。

私も引き続き検討、情報収集等を行っていこうと思えますけれども、町としてもぜひ飯島流消防団勧誘策の確立に向けてぜひ大胆な施策、方策の検討を要望したいと思います。要望してこの項を閉じます。

続きまして大きな2つ目「防災減災設備について」、防災スピーカーの保守・運用状況についてをお聞きしたいと思います。

現在、町内では各所に防災スピーカーが設置され、日頃から様々な広報、発災情報が放送されて住民の安心・安全な暮らしの一翼を担っています。

一方、場所によっては防災スピーカーによる放送が聞きづらい、聞こえないという声も聞いております。

地域柄、平日昼間となれば田畑や外での作業をする方も多いかと思えます。日常の音声放送も含め、火災発生、発災時等、防災スピーカーの役割が大きいかと思えます。

現状の運用と今後の対策についてお聞かせください。

総務課長

町の防災行政無線についてですけれども、平成2年度に町内25か所に屋外拡声子局等を設置しております。その後、移動系無線機の整備やデジタル化の整備を経まして、平成30年3月までに41の屋外拡声子局を整備してきております。毎年の保守点検業務や無線免許更新業務等も適正に行い、今日に至っているところでございます。

しかしながら、御指摘のとおり、放送が聞きづらい、または聞こえない区域が一部存在していることは認識をしているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、町ではスピーカーの向きの調整やテスト放送によりまず視聴確認等その都度実施してきていますけれども、屋外音声放送の性質上、天候や風向きによる影響、また子局間の共鳴による聞き取りづらさというのを完全に解消するこ

とは極めて困難でございます。

また、子局の新設には多額の経費がかかりまして、増設することによって共鳴のリスクが増加するというおそれもあるために、飛躍的な改善は難しいというのが現状でございます。

そのため、既存の防災行政無線は従前どおり適正に維持管理をしていくとともに、今後はそれを保管するために操作卓の改修に合わせまして防災行政無線の多元化を行い、音声放送と携帯端末等への文字放送を同時配信できるシステムの導入について検討を進めているところでございます。

なお、防災行政無線の内容につきましては、いいちゃんメールに御登録をいただくことで平日分が配信されるほか、宅内に防災行政無線が同時配信されますエコーシティ・駒ヶ岳の音声告知端末がでございます。こちらのほうの取付け等も御検討をいただけないかなというふうに思っております。

片桐議員 今も出ましたが、やはり設置する箇所ですとか気象状況によっては通常は聞こえていたけれども聞こえないというような箇所もあるかというふうに思います。

平成2年、25 か所を設置ということでスタートをされておるかと思えますけれども、恐らく機器等も新たな技術のものが入ってきておるかと思えます。ぜひ更新の際にはアンテナを張っていただいて地域に特化したよりよい設備のほうを拡充していただきたいというふうに思います。

また、いいちゃんメール等の話もありました。世代を超えて多くの方に情報が行き届くように、ここも引き続き研究をお願いしたいというふうに思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。

〔片桐議員復席〕

議長 2番 久保島巖議員。

〔久保島議員質問席へ移動〕

2番

久保島議員

それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいります。

岸田首相は、地方活性化策、デジタル田園都市国家構想っていうのを掲げまして、早速、補正予算、それから来年度の予算の策定にかかっていると報道されております。近年、先端技術を用いたまちづくり、スマートシティが注目されている中で、さらなる加速が予測されるところでございます。

デジタル田園都市国家構想につきましては後段で触れてまいります。

スマートシティには、近隣では伊那市がいち早く名乗りを上げて様々な取組に進んでおります。最近ではケーブルテレビを活用したドローンで物資を運ぶ買物支援というのが実証実験されまして、全国で注目されているところでございます。

スマートシティそのものは全国に20とも30とも言われておりますけれども、その中で静岡県裾野市のトヨタ自動車主導の最先端都市、また千葉県柏の遠隔治療、それから神奈川県藤沢市のパナソニックが主導して行っています配送ロボットなどが注目さ

れていますが、それと並んで伊那市の取組が全国で注目されているというところがございます。

伊那市にできるんだったらうちでもできるよねというのが私の根本的な考え方でございまして、3つの項目を掲げて今回質問をしてみたいです。

1－1でございます。

政府は、スマートシティの整備に向けた地ならしとして昨年5月に国家戦略特区法を改定いたしまして大幅な規制緩和を可能にいたしました。新たな特区、スーパーシティ、これはちょっとややこしいんですが、スマートシティではなくてスーパーシティでございます。この認定を進めるというふうに決めたところでございます。認定されますと、電子マネーの賃金払いとか車の自動運転の全面解禁、これができるようになります。今年4月までに全国から31の応募があったというふうに聞いております。

確かにスマートシティのハードルは高いものでございまして、スーパーシティ特区に認定されるには、大胆な大規模な方がいいですか、都市像っていうのか未来像っていうのか、それからそれやっていくのに支障となっていく規制とか法令とか、この辺のこの部分を解除してくださいねっていうような指摘が必要だということから、かなりノウハウが要するというので簡単ではないというふうにはお聞きしております。

しかし、ふだんから付け焼き刃ではないDX等に向けた町の大方針っていうかがあれば、泥縄ではなくてやっていけるんじゃないかなというふうに思っています。

町長はリニア北バイパスの自動運転バスっていうのを打ち上げております。それから道の駅を拠点として町内の運転バスっていうのも以前に打ち上げていらっしゃる。それを考えると、これはスーパーシティに応募したほうがいいよねというふうに私は思うんですが、ここに応募しなかったのではないかな、もしくは応募の段階では公表されないもので私が知らないだけなのか、その状況についてお伺いをいたします。

〔下平町長登壇〕

町 長 お答えいたします。

スーパーシティは、AIやビッグデータなどの最先端技術を用いて生活全般にまたがる社会問題を解決するとともに、先端技術のさらなる進化により世界に対して未来社会のモデルを示すことを目的にした構想でございます。

これまでもエネルギーや交通など特定の分野において先端技術の社会実証を行うスマートシティという取組はありましたが、スーパーシティにつきましては丸ごと未来都市をつくることを目的としたものであります。複数の領域にまたがる課題を包括的に解決し、規制改革を含む事業全体を一体的に推進するというものでございます。

当町としましては、国が示すスーパーシティの要件を満たすには相当ハードルが高く、町の規模やそういう状況を顧みて見送ったところでございます。

デジタル技術の革新は、その速度が速く、先進的に取組を進めることも重要かと思いますが、後々、技術開発が進み、よりよい事業や方法が実用化された場合、二重投資となる危険性もあることから、国家的水準を見比べながら試行錯誤し、それに対応していくことが肝要かと思っております。

国でもデジタル庁をつくる中で先進的な場所を日本各地に配し、またそれに付随する都市、自治体をだんだんに底上げするという計画でございます。

伊那市はスーパーシティーへ手を挙げた経緯はないということでございました。

ただ、今、伊那市につきましてはデジタル化について社会的実験が幾つか行われている場所でございます。上伊那にとって中核都市である伊那市が先行しているというところは妥当なところではないかなというふうに思うところでございます。そういった磨かれた技術をもって遅れることなくそれに対応していくことが肝要かと思います。

最先端に取り組むには、その人材力、技術力等がやっぱり備わっていなければそれに対応できないと思っております。

町としては、町の特徴を生かした最先端の部分でまちづくりの特徴を生かしていけたらなあというふうに思うところでございます。

〔下平町長降壇〕

久保島議員

ハードルが高いということで、それは確かに無理でございますよね。

しかし、いろいろな分野で町は最先端のところがございまして、そこをぜひとも生かしてもらいたいと思っているところでございます。

1—2に入ります。

本定例会初日に町内3校のウェブ会議システムのライセンス予算が上程されました。これから審議されるところでございます。

また、子どもたちに全員分のタブレット配備、これをいち早く進めたということについては大変評価をしているところでございます。

コロナ下にあってオンライン授業とか各家庭との活用等も話題になっているところでございまして、町の体制はどうなっているのかなあということでお伺いをしてまいります。

通信環境の調査っていうことをされたというふうに聞いておりまして、そのときにはたしか8割以上の家庭でWi-Fi環境が確認されているという話がございました。Wi-Fi環境のない家庭についての配備について今後検討していきたいというお話がございました。

文科省のホームページに家庭学習のための通信機器整備支援事業というのがございまして、そこに関わりまして公立学校情報機器整備費補助金が使えるということが明記されております。ということは、タブレット端末を配備したものと同じもので家庭への通信環境の整備っていうものができるんだというふうに私は解釈したところでございます。

既にWi-Fi環境が整備されている御家庭とない御家庭では支援格差が生まれているんじゃないとか、通信料は今後も発生してくるのでそこも課題ですねっていう話は聞いています。

しかし、タブレットは配備しました、ウェブ会議システムも入れます、なのにWi-Fi環境がありませんので使えませんっていう御家庭があったのでは、これは非常にまずい。タブレットやシステムの有効利用からもデジタル基盤の整備ということからも、ぜひとも子どもたちには通信格差っていうのをなくしていただきたいなあというふうに

	思っています。 未設置の家庭に対しては、例えばW i — F i 機器、今は電源を差し込むだけっていう機器も出てきておりますので、在学中はそうしたものを貸出しするとか、それから通信補助は各家庭に少しずつしますよとかっていうような方法ならばできるんじゃないかなあというふうに思っていますが、教育長のお考えをお伺いいたします。
教育次長	御質問の家庭学習のための通信機器整備支援事業につきましては、家庭への貸与を目的としたモバイルW i — F i などを購入する事業でございます。それで、現在その活用を検討しているところでございます。 御家庭の現状でございますけれども、W i — F i 環境につきまして小中学校の各御家庭に対して調査を実施しております。本年度はまだ集計中ですが、昨年度は約95%の御家庭にW i — F i 環境があることを確認しております。 通信機器整備支援につきましては、ほかの市町村で家庭学習のための通信機器の貸出しを含めたタブレットの持ち帰り学習を実施した事例といたしまして、インターネットフィルタリングを未整備で行った結果、有害ホームページの閲覧、またはネット依存、さらには通信料が過大な請求となったことなど、様々な問題で取りやめになった事例もございまして、家庭内での目的外利用の管理に課題があると認識をしております。 現在、インターネットフィルタリングの導入を進めているところでございます。機能的にはインターネットの接続時間の制限の設定や有害サイトの閲覧制限が可能でありまして、タブレット端末について利用状況を管理できる体制を整備しているところでございます。 こういったことでシステムのほうも今、順次改修をして持ち帰りができる体制を整えているところでございますので、モバイルルーターの貸出し支援につきましても、引き続き家庭環境を確認しつつ、御質問の支援事業の活用を踏まえまして検討してまいります。
久保島議員	片桐次長、いつ頃までにというか、今年度は無理かもしれませんが、来年度とか、何かその辺の時期のことについてはいかがでしょうか。
教育次長	所管としては来年度当初予算に計上させていただけたらと考えております。
久保島議員	所管課でそういう希望でございますので、ぜひとも、副町長、よろしく願いいたします。お願いしちゃいかんね。はい。御対応を求めておきます。 それでは1—3に入ります。 町は第6次総合計画に基づいて初年度をスタートしたところでございます。 自治体D Xに関して骨太の方針っていうのがちょっと私は見えないなあと思って、ちょっと残念に思っているところです。 しかし、スマート農業の推進、それから今お話がありましたG I G Aスクール、飯島流ワーケーション、それから櫻山のサテライトオフィスなど、最先端な取組、非常に評価しているところでございます。 しかし、これがばらばらと出てくるなあという感じがしておりまして、第6次総合計画の背景の（3）っていうところに「超スマート社会への適応」とございます。この次

に分野別の基本施策8つというのがあるんですが、その中にDXの推進というのが出てこないんです。各8つの分野の中のそれぞれの分野にDXっていうのがあるんですが、まとめたものがないんじゃないのっていうふうに思っているところでございます。

町のある分野では、全国に誇れる方針、DXに関わるものが出ていますが、やっぱり1つにまとめた根本施策っていうのかな、どんとしたものが欲しいなあというふうに思っているんです。幹が弱いと枝がちょっと大きくなっていくと幹は折れちゃいますねっていうところが私の考え方でして、大きな支えというのがないと枝葉も伸びていかないのではないかと心配しているところでございます。

デジタル化に向けた町の方針というのは戦略的に進めていくっていうことが今後も必要だというふうに思っています。

そこで、岸田首相が言っているデジタル田園都市国家構想の中に5つの方針っていうのがあるんですが、それを御紹介したいと思いますが、これはエッセンスが非常に凝縮されたもので、町の課題も含まれているというふうに思っています。

①ですが、自治体のクラウド、それから5G、データセンターなどのデジタル基盤の整備、②として遠隔医療、教育、リモートワークなどの地方の先導的デジタル化の取組の支援、それから③デジタル田園都市国家構想推進交付金の新設、④としましてデジタル臨調、GIGAスクール、スーパーシティ構想、スマート農業の成果の活用、⑤としましてデジタル推進委員を全国に展開、この5つでございます。

これらを盛り込んだ飯島町のデジタル化計画、DX計画といいますか、こうしたものが必要じゃないかなというふうに思っているものでございます。

政府は11月26日に2021補正予算案でデジタル田園都市国家構想推進交付金というのに200億円を盛り込みました。デジタルを活用した施設整備というのにもさらに拠点整備交付金で460億円ということで、かなりの額が盛られているわけでございます。

また、最初の町長の御挨拶の中にありましたけれども、経済政策の中の18歳以下の子どもへの給付支援、これにいち早く取り組まれるということについては非常に共感をいたしております。

これと同様に、6次総の下、デジタル対策の骨太の計画を構築して、あらゆる場面、それから町民のサービス向上、それから福祉の向上を図るために、この交付金を最大限に活用する積極的な取組を求めているというふうに思っていますが、町長のお考えをお聞かせいただきます。

総務課長

デジタル田園都市国家構想に活用できる施策として考えられるスマート農業、GIGAスクール、また櫻山のテレワーク環境整備事業、今、議員さんのおっしゃられた内容のものにつきましては当町で既に取り組んできているところでございます。

次年度につきましては、町内のDX推進に向けまして外部デジタル人材をCIO補佐官として業務委託で任用することも今検討しているところでございます。

そんな中で、デジタル田園都市国家構想の実現に向けまして国の取組も始まったところでございますので、今後の国の動向を注視しながら、町の施策としまして何が活用できるのか、事業実施の可否も含めまして慎重に研究、検討を進めてまいりたいと思って

町 長

おります。

岸田内閣が取り組んでおりますデジタル田園都市国家構想につきましては、大きな目的は今まで進んできた都市と地方との格差是正、都市への一極集中への是正に本来の目的があるわけです。地方を元気にしよう、何をきっかけに、デジタル化という手法なんです。5G、いろいろ出てきましたけれども、これは全て手法です。

そういうハード、例えばタブレットとかスマホとか、そういうことが、非常にそういったハードが必要になってくるんですけれども、高齢化しているこういう地方の地域にとっては70・80・90代までのお年寄りがそこにすんなりとなじめるかどうかということも大きなハードルになっておるわけでございます。今後、当然デジタルを使った中で生活の改善、向上をしていかなければなりませんけれども、そのスピードに合わせた、そういう構想でなければならないなというふうに思っております。政府も当然そこら辺は御存じのはずです。

国家プロジェクトの田園都市構想につきましては、農水・国交省、労働省、その他幾つかの省が関わって推進しておるわけでございます。

それで、先日、農水省の農村政策部都市農村交流課のところへうちの職員が派遣されていますので、御挨拶に行って部長さんとお話をさせていただきました。

そして、私どもの環境循環ライフ構想、もうもちろん御存じであったんですけれども、例えばワーケーション、飯島流ワーケーションにつきましても、都市の人材を田舎へ動かす、そして田舎のよさを味わっていただくという、それはもちろん仕事ができるわけですからWi-Fiの設備がなければならない、そういったできるところから始めていくということ、これが先進的なんです。

農水省にとりまして私ども環境循環ライフ構想につきましては、アグリイノベーション2030もスマート農業を用いるわけですし、しかしそれは自然のエネルギーを使うということでございまして、地域の田舎の自然という循環を考えた中でのデジタル田園都市国家構想にがっちりとはまっているということで、飯島町のやろうと思うことを日本全国でこれから進めてきますよと、こういうお話をいただいたんです。

ですから、私たちが、今、環境循環ライフ構想を一生懸命あちらこちらでお話ししていますけれども、皆様方もどうか自信を持って、自分たちの町の特徴を生かす、これは先ほど言った技術や資本がなくても、飯島町にある自然の資本、人材の資本、そういったノウハウ、これを生かした中で構想を進めていきますし、日本にも情報発信ができると、こういうプロジェクトでございしますので、どうか自信を持ってこのプロジェクト、私どもの環境循環ライフ構想についてお見直しをいただきたいなと思います。

この12月に先ほどの農水省の農村政策部長が飯島町の視察に見えます。都市農村交流課の課長共々、もちろんワーケーションの今の進捗状況、そして櫻山のそういった体制、それで飯島町の農業の状況、これを先進地ということで視察に来られます。

昨日は名古屋の環境省にも行ってまいりました。環境省は、今、脱炭素で一生懸命です。そこも予算がある。そこでも本庁のトップの事務次官にお会いしまして環境循環ライフ構想についてお話をしてきました。これについても先進的であるということなんで

す。自然の川を使い、エネルギーを使い、山の資源を使い、それを農業に生かし、それで全国から人を呼び寄せていくと、こういう癒やしの空間をつくっているということについては非常に先進的であるということで、今後、支援をしっかりとしていくと、こういうお言葉でございます。

政府にとって私どもの計画は物すごく斬新で新鮮に思えるんです。飯島町長は2年前からこのことをがなっていますけれども、同じ顔でしゃべっているものでもう聞き飽きたと思うんですけれども、政府には非常に興味、関心を持って取り組んでいただいております。

予算もつけていただきました。私どもの職員が農水省に行って調整も直接取っていただいておりますので、その効果があつて予算も引っ張り出してくることができるようになりました。

そういったことで着実にプロジェクトが進んでおりますので、どうかよろしく御理解のほどいただきたいと思います。

久保島議員

私は、それぞれの施策、事業について非常に先進的では素晴らしい取組だと思っているんです。しかし、それがそこだけに偏っていつちやうと倒れてしまいませんか、もう少し、福祉とか教育とか、そういった部分の全体的な骨太の方針っていうのをどんと立ててもらってそこから枝葉を張らせてもらいたいっていうのが私の思いでございます。

答えはいいです。

だから（町長「大事なところですよ」と呼ぶ）大事なところですか。はい。

町長

今、飯島町の行政は福祉をないがしろにしているわけではございません。もちろん、やらなければいけないことは四方八方やっておるんです。

コロナ禍において、ワーケーション、何でトレーラーハウスなんだと言われましたけれども、2年前の話です。ようやく建物ができて、ようやく配置できたんです。そうしていかないと追いつかない。コロナも対応しながら現在の経済、将来を見据えたこともやっていると、常にそういう方向で進んでいるんです。コロナが終わってからこの事業を開始するでは追いつかない。コロナもありながら福祉もやりながら次の未来に向けての経済対応もしていくと、こういうことが行政の要だと思っていますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

久保島議員

だからそこは、私はいいって言っているんですよ。だけど、全体的なものをどんと1つ大きなストーリーをつくってちょうだいねっていうことも申し上げているところでございます。

さて、ちょっと時間がなくなってきちゃいましたので、人口増プロジェクトっていうのは副町長がやっていますよね。そこでは移住・定住っていうのがやっぱりメインじゃないかなと思っているんです。

それで、移住・定住でのデジタルサービスっていうのが今年非常に注目されていて、移住スカウトサービス、SMOUTっていうのがあるんですが、これに全国で700以上の自治体、それから県下でも県も含めて46自治体が参加しています。移住希望者は3万2,000人が登録しているというような大きな組織でございます。これは無料のプラ

地域創造課長

ンもありますけれども、月5万5,000円のライトプランとかプレミアムの8万8,000円とかっていうのがあるんです。やっぱりお金はかかるんです、こういうものには。ここにDXによるデジタル移住の推進ということでプラットフォームがつくられています。ここを運営しているのが面白法人カヤックっていうんですが、このCEOがデジタル田園都市国家構想実現会議のメンバーになっているんです。ということは、岸田首相からも政府からも認められている組織ではないかなあと思っているんです。

SMOUTには上伊那でも伊那、駒ヶ根、辰野、箕輪、宮田が参加しています。うちが入っていないんです。移住・定住を進めていきますよっていう割には、なぜここに入らなかったのかなあということをやっと疑問に思いまして、お聞かせいただきます。

当町は、現在、情報発信サイトとしまして長野県の移住ポータルサイトでございます楽園信州、こちらに登録しておりますが、ほかのサイトについては、現在、使用していない状況でございます。

しかしながら、広く情報発信をしていくための有効なサービスはほかにも当然いろいろあるわけございまして、他の自治体の聞き取りや費用対効果、そんなところを検証した中でいろいろと検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

久保島議員

2—2に入ります。

そこで、飯島流ワーケーションでいろんなプロジェクトなりプログラムなりが考案されていると思うんですが、そこも1つじゃなくて幾つかをSMOUTの中で登録して、全国からいわゆるワーケーションで来る人じゃないイベントそのものに参加する人を募集したらどうかなあというふうに思っているんです。そうすると人数が少し多くなりますよね。そうすることで収益性、イベントの効率性っていうのも上がってくるかなあと思います。

町長のおっしゃっている150なんていうとちょっと大変なんで、3つ4つぐらいに絞ってやってみたらいいかなあ、そうすることで交流人口とか町への来訪者とかが増えるんじゃないかなあというふうに思っているんです。ぜひともこの活用をしていったらどうかなあというふうに思います。

この中で1つ注目されているのが、1か月間、暮らし方の実証実験っていうのを紀伊半島で行いました。紀伊半島はたらく・くらすプロジェクトというので農業やら漁業を体験するということで、若者が多く応募されたということで、これが非常にマスコミでも取り上げられて反響が大きいようでございます。

ぜひとも、SMOUT、移住サービス、これを活用したらどうかなと思いますが、御検討を課長にお聞きます。

地域創造課長

私どももそのサイトについては確認をしております。

また、近隣の市町村の状況も聞き取りをしております。

先ほども申し上げましたが、情報発信には様々な方法がありまして、御提案いただいたサイトもその中の1つかなというふうに思っております。

サイトそれぞれに特徴がありまして、いいところ悪いところがございます。また、新

久保島議員

しいものも次々と出てくるという時代でございまして、議員提案のサイトも含めまして新たな手法による情報発信に努めてまいりたいと思っております。

やはりこういうデジタルサービスについてはお金がどうしてもかかるんですね。そこんところのコスト感覚っていうのを見直ししていかないと、やっぱりお金払いたくないよね、無料のやつがいいよねって言っていると、なかなか気に入ったものというのか、効果のあるものが出ないと思いますので、その辺はぜひとも副町長を口説いていただいて予算を獲得していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それでは3に入ります。

3—1でございます。

国保の健康診断受診率が64.3%、県下で5位ということで非常に評価しております。

ちょっと心配なのが後期高齢者の健康診断なんですが、実は私も後期高齢者にめでたく加入いたしました（笑声）になりました。なってみて分かったんですが、今まで昭和病院の健診センターに人間ドックを申し込んでいたんです。ところが町の取りまとめではなくなってしまったので、自分で予約してくださいねになりました。それで健診センターにメールをしたら6月1日から受け付けですと言われました。6月1日から何日も何回も電話してもなかなか通じないんです。ああ、こりゃ駄目だと思って諦めました。そうすると、私がこうなんだからちょっと厳しい人もいるのかなあ、できなくなっちゃった人もいるのかなあと思って心配しているんです。

私は、かかりつけ医にその話をしましたら、久保島さんは病気を持っているので、その病状確認っていうことで胃カメラもできます、エコーもできます、それから血液検査もできます、それで健康チェックができますので、それでいきましょうと、うちで健康診断を受けると結構な金額がかかりますよって言われて、ああそうですね、じゃあそういうことにしましょうかということで、私の健康管理システムはそっちに移行しました。

こういうことが後期高齢者の中で起きていないかなあと思ってちょっと心配をすることでございます。やっぱり後期高齢者こそ、少し干渉とか関与とか、それから補助金とか、もう少し手助けがあってもよいのかなあと思っています。

町のワンコイン検診は何回も行かなければならないんですね。あれが非常に面倒くさい、優しくないんです。それから胃検診、バリウムを飲むようなエックス線検診、あれもちょっとつらいんです、年寄りにとっては。その辺も考えると、ぜひその辺のことも今後は考慮していく必要があるんじゃないかなあと感じたんですが、実態はいかがでしょうか。課長、お願いします。

健康福祉課長

後期高齢者の方の健診についての御質問でございます。

現在、議員質問のとおり、後期高齢者の方の健診につきましては、毎年、後期高齢者の健診の取りまとめを行っております。あわせて各種がん検診の取りまとめを行っておりまして、こちらのほうの取りまとめによって対応をしているところでございます。

質問の中にございましたけれども、人間ドックを希望される方につきましては、確かに御自身で予約をしていただいているところでございます。それについて費用の補助を行っている、そんな状況でございます。

	やはり生涯健康でいることっていうのが一番大事でございます。それには、年に1回、健康診断を受けること、こちらがとても大事になってまいります。 また、こちらとしても受診勧奨を行ってまいりたいと考えておりますし、質問にございます健診センターの予約が取りづらい部分につきましては、町からも改善できるような形で働きかけを行っていききたいというふうに考えているところでございます。
久保島議員	人間ドックを町から取りまとめっていうことはできないんですか。なぜできないんでしょうか。
健康福祉課長	ただいまの人間ドックの取りまとめなんですけれども、実は町の国民健康保険の被保険者の方の特定健診としての取りまとめを全部町で行っているわけではございません。昭和病院の健診センターに町で予約枠を確保している、こんなような状況で対応を行っているところでございます。もちろん多くの方が昭和病院の健診センターを利用されていることもございますけれども、ほかの健診センターを利用される方もございます。そういうことで全てを行っているわけではないということで御理解をいただければと思います。
久保島議員	何とぞ優しい対応を求めておきたいと思います。 さて、3—2でございます。 以前から話題になっていますけれども、高齢者の中には日頃のごみ出しに苦勞されている方がいらっしゃるようでございます。収集所が遠いとか、それから足が弱かったり腕の力がなくなったりっていうことで運べないといったものがあるようでございます。 業者に依頼するごみの戸別回収っていうのは特別交付税で措置があるということが環境省のホームページに載っておりました。 町の中にごみ出しで不自由をされている方がいらっしゃるかどうか、ちょっと調査をお願いしたいというふうに思っています。 また、それがあれば、こういう交付金を活用して戸別回収っていうことも進めたらどうかあっているように思っています。 今現在、これは多分御近所の方とかボランティアさんとかが協力してやってくれているんだと思いますけれども、これも無償ボランティアではいつまでも続かないと思いますので、この辺も手当てができればいいかなあというふうに思っています。
健康福祉課長	ごみの戸別回収について所管の検討を求めますが、いかがでしょうか。 ごみの戸別回収の特別交付税措置につきましては、高齢者等ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むための施策として、市町村が実施する単身の要介護者や障害者などのごみ出しが困難な状況にある世帯へのごみ出し支援に対して措置がされるものでございまして、町でも社会福祉協議会へ委託をして行ったらどうかという検討をした経過もございますけれども、議員、質問の中でおっしゃっていたとおり、今のところ御近所同士の支え合いですとか別に暮らしている子どもさんによる支援、また介護サービス等々の利用により対応している状況が見えてまいりました。結果、委託までには至らなかったことがございます。 ただ、やはり今後、免許返納ですとか高齢に伴って集積所まで出すことが困難になっ

たり、やっぱり分別が難しくなったり、重い物を持っていけなかったり、こういった困り事が増えていくことも想定されますので、また状況を把握しながら、必要な支援、どういう形がいいのかを含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

ぜひとも実態調査をしていただいて、必要であれば、ぜひ御活用いただければというふうに思っています。

3—3に入ります。

今お話ししたように、健康のこと、それから住居環境のこと等、高齢者になると非常に心配事が増えてまいります。しかも、単身だったり高齢者のみの世帯だったりっていうことになる余計そうだろうなあと思っています。

そこで見守りロボットのようなものが普及しつつあるということは御存じのとおりでございます。前回は伊藤議員のほうから提案がございまして、見守りロボットの採用をしたらどうかという話がございました。私もそのとおりだというふうに思っています。

しかし、私は、高齢者同士のコミュニケーションとか、それから遠方に行っている家族とのコミュニケーションっていうことを考えると、見守りロボットじゃなくてスマホとかタブレットが非常に有効的だよなあとというふうに思っているんです。

そこで、岸田首相のデジタル田園都市国家構想の5つ目のところ、⑤デジタル推進委員というのがございます。これは何かといいましたら、高齢者等にスマホやタブレットの操作講習会を進める委員の創設ということでございます。これを全国に配備していこうということでございます。

私ごとなんですが、実は私も仲間と一緒にただいま高齢者ICT講習会というのを開いております。タブレットの扱いだとかスマホの扱いについて講習をしているところでございます。その中では、高齢者の方々には機械が高額ですよねえとか、それから通信料がかかりますねとかっていうことがネックとなっているということで、なかなか自分で買うのは二の足を踏んでいる、やってみると面白いよねえっていう話はあるんですが、なかなか踏ん切りがついていない。

その中でも、コロナ禍になって娘や孫からビデオ電話がしたいんだっていうような、ばあちゃんスマホを買いましょうよとかいう話もあったと、それから家族がLINEで連絡を取りたい、LINEの中にはテレビ電話もありますので、それも活用することを考えていたんでしょうね、そういう話もあったと。

しかし、本人としては金額に見合う必要性を感じないんですよ。今やっているからこのままでいいよっていう感じなんです。要するに、僅かな年金をもらっている中から、スマホ代とか通話料っていうのを払っていくだけの価値観が見いだせていないということなんだろうと思います。

中には、私よりか少し上の人だと、スマホを持っていて、うまく使えていないので教えてちょうだいっていう人もいて、そこはどんどん上達しているという状況でございます。

これをやって、自分で体験して、ビデオ通話やチャットなんかも体験させてみましたけれども、そうすると楽しいとか面白いとかって言うってくれるんです。そうすると、多

分、町長からさっきスキルがどうのっていう話がありましたけれども、これは講習会で何回も何回も同じことをやっていけば、LINEのような使い方だったら簡単にできるんじゃないかなあっていうふうに思っています。年寄りの皆さんもハードルが高いというふうに本人たちは思っていたんですが、やってみると楽しいということでございました。

今後また心配なように独居とか高齢者世帯が増えてくるということになると、スマホやタブレットを活用したネットワークっていうのが一番簡単に早期に実現可能なシステムなんじゃないかなというふうに思うんです。

それで、大きな何千万円とかけたようなシステムをつくらなくてもできてしまう。先ほどデジタルにはお金がかかりますよって話をしましたけれども、これは無料のソフトで、アプリで使えちゃうねっていうことを感じているんです。

見守りロボットのように常時監視されるシステムだと、やっぱりプライバシーとかっていうこともあるので、自分で接続するとか、着信があつてそれをクリックするとかっていうほうがいいのかというふうに思っています。

新潟県の三条で庁舎内の職員のグループウェアとしてLINE WORKSっていうのを選定しています。日常のコミュニケーションから安否確認、それから医療機関とのワクチン接種に関する綿密な連携にも活用されているということで、LINE WORKSの活用で安心・安全なネットワーク更新ができるというふうに三条市では言っています。

まず、庁舎の町の職員の中でグループウェアにLINE WORKSを採用していただいて慣れてもらう、そして職員が慣れたら今度は高齢者福祉係でLINE WORKSのグループウェアを開設します。そこに加入してくださいねということを条件にタブレットを貸し出すことをしたらどうかなあというふうに考えるんです。もちろん運営については職員じゃなくて社協とか民間団体とかっていうのに委託することもあるだろうし、お助隊のメニューに入ることもいいだろうというふうに思っています。

タブレットの講習については、もちろん先ほど話しましたデジタル推進委員に当たってもらうということにしていけば、見守りサービスが比較的簡単なものでできるんじゃないかなというふうに私は頭の中で考えているんです。

それで、高齢者の皆さんが使い慣れてきて、じゃあスマホやタブレットを購入したいなあといったときには、この補助制度をつけたらどうかなあということです。

ぜひともこれからDX、田園都市国家構想が進められる中でこうした取組を検討していただきたいなあというふうに思っていますが、この辺の御見解をお伺いいたします。

町 長 ただいま議員のほうから、デジタルの推進につきまして、特に高齢者に対するデジタル機器の御利用をもっと進めていくべきだと、こういうお話をいただきました。

高齢者の方々もこういうデジタル機器に興味のある方、これはまだ脈があるといいますか可能性があるわけでございます。突き詰めて考えていくと、独り暮らしで身近に教えてくれる人がいなくて、体調も悪い、見守りが必要だと、こういう方までいろいろの環境の方がおられるわけでございます。

今言われましたように、推進委員ですか、レクチャーをする方々、こういった方々を配置するというのも今の時代に応じて必要なことかなというふうに思っております。

それで、伊南4町村には大きなインフラがございまして、CEKという放送局があります。当然そこでは通信もやっておるわけでございます。各御家庭に全部ラインが引張られておるわけでございますが、今のところ一方的にCEKが放送を流している、電波を流しているだけということなんです。先日の取締役会で双方向の通信できるんですかと、御家庭のほうからCEKを通じてこういう情報が流れる、それが役場へ飛んでくると、それは可能ですということなんです。その実験を、今、伊那の有線放送がお買物とか見守りでこれを試験的にやられているということです。CEKもその情報を聞きながら、技術的なものをよく磨きながら、早急にその対応が取れるのではないかなという御意見もいただきました。

ぜひ、そこら辺を何か使いやすい、有線で使いやすい、画面も見られればいいんですけども、そういうところもやっぱりうまく活用していくことが必要かなと、この間のところで早急にそれは検討してくださいねと、やってくださいねと、検討検討ばかりじゃなくてやってくださいねと、こういうふうに言ってきましたので、いいインフラというものを利用していかなければならないなというふうに思っております。

久保島議員

終わります。

〔久保島議員復席〕

議長

ここで休憩を取ります。再開時刻は10時50分といたします。
休憩。

休憩

午前10時29分

再開

午前10時50分

議長

休憩を解き会議を再開いたします。
一般質問を続けます。
11番 宮脇寛行議員。
〔宮脇議員質問席へ移動〕

11番

宮脇議員

それでは通告に従いまして2つの質問を行いたいと思います。

1番目は飯島流ワーケーションについてでございます。2つ目が災害防止対策、このことについて確認をしていきたいと思っています。

最初に飯島流ワーケーション事業についてを確認しますが、この頃ワーケーション事業への取組というのが多くの地域で検討されていることを目にしますが、当町では一歩先んじた取組で他の地域からも注目が非常に大きいと、そんなふうに考えております。ぜひ、町長の強い指導力と率先垂範で他に先んじた目に見える結果を期待するものであります。

最初に1番として、町長の肝煎りでスタートした飯島流ワーケーション事業につつま

町 長

して区会や自治会関係者に説明したと聞きましたが、賛成や反対等の反応はどのようなものがあつたかお聞きします。

〔下平町長登壇〕

お答えいたします。

飯島流ワーケーションにつきましては、足かけ2年、もしかしたら3年になるかもしれませんが、大分前から提案し事業を進めてまいりました。

事業の内容の説明につきましては、残念ながら本格的に始まったのはコロナ明けでございます。10月ぐらいから4地区で小まめに説明をさせていただいたということでございます。

今年の年初めにはそれでも地元の自治会の皆様にお話をさせていただいたんですけれども、それでもやっぱり、当初、この事業につきましては、ワーケーションという言葉は何ぞやと、全然知らない範囲、もう一つトレーラーハウスって何か、ワーケーションとトレーラーハウス、この2つの言葉が先行していたということでございます。あわせてコロナがありましたもんですから、そんなワーケーションよりもトレーラーハウスよりもコロナ対策が大事じゃないかと、こういう御意見もあつた、事実あつたわけでございます。

そういったことの話はありましたが、先ほど申し上げましたとおりにコロナにも対応しながら未来の飯島に向かって1つの基幹事業となるものの種をやっぱり今まきたいと、こういう思いの中で事業を進めてきたわけでございます。

各自治会にお話をさせていただいたんですけれども、要するに、トレーラーハウスとか、そういったのはただの箱物の名前をいうだけであって、本来の目的は、飯島町の資源である大自然、それと農地、農業資源、そしてそこに携わった人、人材、飯島町での暮らしの達人、そうした多くの技術、人材、この資源をもっと生かしていこうと、その中で新しい農業の価値観、農業というのは米を作ってその米を売るだけではなくて、農地を触る、その作業をすることさえ価値のあることなんだと、都市の中で暮らす方々にとってみれば非常に新鮮に思えるし、心休まる癒やされる部分であると、なおかつこの地域で暮らしていただければ、観光地はそんなになんと思うんですけれども、しかし飯島町に育まれた文化がある、田舎の文化、五平餅、そば打ち、縄ない、そういった文化、それでなおかつ自然、近くに川があるし、清流が流れているし、湖はあるし、手の届くところに人が登れる山があると、こういった資源を100%生かす中で新しい展開をしていこうと、未来に向けての準備をしていこうと、この部分がやはり届いていなかったんです。

今回の10月以降の説明は、環境循環ライフ構想とともに4つ目の柱である飯島流ワーケーションにつきましてもその部分を中心にお話をさせていただきました。

そのときの反応につきましては担当課長のほうから御報告申し上げさせていただきます。

〔下平町長降壇〕

地域創造課長

昨年からの11月にかけて延べ13回ほどいろんな機会を設けて説明を行っ

てまいりました。

賛成意見としましては、農業の後継者を育てる取組の1つとして頑張ってもらいたい、また未来を見据えたよい取組ではないかというようなお話をいただきました。

ただ、その一方で、トレーラーハウスではなくて空き家を活用すればいいじゃないかとか、ワーケーションができる職業は限られてくるがニーズがあるのか、そういった御意見もいただいたところでございます。

また、先般行いました内覧会ではロケーションがすばらしいとか孫たちを泊めるのによさそうなどの御意見もいただき、地元の自治会の皆様にも25人ほど見ていただきましたが、総じて肯定的な意見をいただいたところでございます。

いただいた御意見は真摯に受け止めて今後の取組に反映していくとともに、町の大切な資源である人材、また大自然、これらを生かし地域経済の循環の一端を担えるよう、町民の皆様にも御理解いただく中で事業を進めてまいりたいと考えております。

宮協議員

よく分かりました。

やっぱり人の思いとすると、自然っていうのを非常に大きく評価する人と、それから、それ以外にいろいろな取組っていうことに対して、やっぱりほかに優先度が高いものがあるんじゃないのかなあというような思いがあることは十分理解できるわけで、ぜひ出されたことを参考にしながらこれから進めていく課題として取り組んでもらえればと、そんなふうに思います。

2つ目としまして、飯島流ワーケーション推進協議会というのが設立され、8団体で4部会が連携して推進するというふうになっております。

先ほど出された意見も含めまして来年度の予算としてはどの程度の規模を見込んでいるのかお聞きします。

地域創造課長

推進協議会の予算について御説明をしたいと思います。

飯島流ワーケーション推進協議会では、協議会が事業主体となりまして令和3年度、今年度から令和5年度まで、国庫補助金の農山漁村振興交付金、これを活用して事業を構築してまいる予定でございます。今年度、令和3年度は558万2,000円の内示をこの11月に受けまして取組を進めているところであります。おおよそこの額が予算額となります。

御質問の来年度ということでございますが、補助金採択の最大値にはなりますけれども、来年度は約550万円、令和5年度は3年目ですが約330万円、この補助金を予定しておりますので、おおよそのくらいの協議会の予算規模になろうかというふうに思います。

宮協議員

予算については今確認できた範囲ということなんですけれども、予算としては交付金のみの活用になるのか、ほかに町政として幾らかの予算づけ、お手盛りをするかどうか、そんなことをちょっとお聞きしたいわけですが。

地域創造課長

ほぼこの金額になりますけれども、初年度、今年度につきましては若干必要なものがありますので、補助金対象外になるものはちょっと町から幾らか出すかなと、ちょっとまだ幾らかは決めておりませんが、そんな感じで考えております。

	ただ、来年以降は交付金の範囲内でやっていきたいと、そういうふうに思っております。
宮協議員	予算規模は分かりました。 それで、次に予算の配分っていうのが非常に問題になるかなあと思うわけですが、できるだけ、4部会の取組、これが積極的に行われるというのが大変重要かと思えます。 そんな中で、予算の配分は、各部が申請をしてこんな取組をするんでこいだけくださってというふうにするのか、それぞれの部に割り当てた金額を先に示してこの範囲で取組を計画してほしいと、こんなふうなやり方にするのか、どんなふうを考えているかをちょっとお聞きします。
地域創造課長	各部に予算を配分してやっていただくような形は考えてはおりません。 協議会全体でやっていきたいというふうに考えておりますが、項目的には、まず地域の活動計画をつくるということで、ここにはワークショップをやってみようとか、そういったことがありますので、各部会でワークショップをやればこの予算からお金を出していくというような形になります。 また、プロモーションのためのPRとか、そういったものも項目としてはございますけれども、これも部会でどうのこうのというよりも協議会全体で使っていくというような形になります。 もう一つ、今回のワーケーションの特徴であります農業セラピー、これについては専門の方に委託するっていう形で予算を盛っておりますので、補助金の項目上は大きく分けると3つに分かれております。それを各部で必要なものを使っていくということで、部に配分するというのは最初に申し上げましたが考えてはおりません。
宮協議員	そうですね。予算っていうものは活動の中身によって割り振られるものだと思いますので、ぜひ積極性を取り入れた活動になるような方法にしていきたいと思います。 それから、過日、トレーラーハウスが春日平自治会の非常に西側の高いところに設置されました。そこから見ると、目の前に農園が広がって、先のほうには仙丈だとか南アルプス、そんなものが望めるすばらしい環境であります。一方では、山際にはブッシュ混じりの雑草、これらの対策とか、トレーラーハウス周辺はすばらしい野芝になっております。その辺の環境整備、これについては誰がどのように行うのか確認します。
地域創造課長	ワーケーションを行う敷地内の草刈り等につきましては、協議会が費用をお支払いしまして地元の住民の方の御協力を得ながら行ってまいりたいと考えております。 具体的に申し上げますと、エリア周辺にお住いの一部の方から既に御協力いただける旨のお話をいただいております。 ただし、敷地外の環境整備につきましては、協議会が主体として実施するということではなかなかできませんので、農地・水の制度や中山間の制度、こういったものを引き続き活用していただいて、土地の所有者または耕作者に適正な管理を行っていただくことになろうかなというふうに思います。
宮協議員	そうですね。すばらしい環境ですので、ぜひそれを維持して、また外部から来た人が

ああすばらしいなあと、いいところだなあと、こんなところで心が癒やされるなあと、そんなふうな思いになるような整備をしていただきたいということを希望します。

やはり環境の関係です。一望できる仙丈だとか南アルプスの山々、これは四季折々の様相が本当にすばらしく、朝日の当たるところを見ると心が本当に洗われると、そんなような思いです。その山々の名称を掲示していただくことを希望するわけですが、計画の中にそんなものがあるかどうか確認します。

地域創造課長 現場から望める山々の名称につきましては、ワーケーションを行っていくための体験メニュー、これをまとめたチラシまたパンフレットへの掲載は予定をしております。

しかし、夏に来られた方が冬山の写真を見てもぴんとこないということもあろうかと思えますし、逆に冬山の写真を見てあぁいいところだから冬に今度は来たいなあとというふうに思っただけのことであろうかと思えますので、議員に提案いただいたとおり四季折々の写真を見ていただけるよう検討してまいりたいと思います。

宮協議員 それでは、いよいよ事業の中身のほうに入っていきますけれども、事業の成果として若手農業者の育成というふうに載っております。飯島流ワーケーションは兼業農家の若手後継者確保を主眼と考えてよいのか確認をいたします。

地域創造課長 新規就農者や若手農業者の育成というのは重要な課題でございますけれども、そう簡単に進められるものではないというふうに思っております。

ワーケーション事業が兼業農家の若手後継者確保に直接つながるかと申しますと、それは難しいなあとというように考えております。

ただし、兼業農家の方が家族ぐるみでワーケーション事業の体験メニューに取り組んでいただくようなことがあれば、そのお宅の若者が農業の楽しみや喜び、そういったものを感じていただければ農業を引き継いでいきたいというようなきっかけづくりになるのかもしれないというようなことは期待をしておるところです。

宮協議員 若手後継者確保っていうのが非常に重要だということを以前の定例議会一般質問の中でも話をしたことがありますけれども、兼業農家の支援っていうのに力を入れていかないと、担い手法人と大きな農業を営んでいる、そんなところに頼ってしまうというふうになるような気がして仕方ありません。町の基幹産業であります農業維持ができなくなってしまう、そんなようなことが心配されるわけですが、地元の兼業農家支援っていうものについてどんな取組を考えているのか確認をしたいと思います。

産業振興課長 ただいま兼業農家の支援についての御質問がありましたので、私のほうで少しお答えをさせていただきたいと思います。

兼業農家への支援につきましては、町では地域複合営農への道ということの考えの中で兼業農家でも継続できる農業、それぞれの向きに合った農業が続けられるようにということで考えております。

具体的には、地区営農組合また担い手法人等の連携の下で転作作物の生産を法人や認定農業者が担うなど、また戸別での農業機械保有を少しでも抑制できるような工夫、また作付の集団化によりできるだけ高い生産性の確保など、そういったようなことで組織的な取組の中での支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

宮協議員	そうですね。小規模な兼業農家っていうのは、1つには労働力をどうやって確保するのか、それから管理するための機械、工具等、それらの負担が非常に大きい、そんなようなことが考えられるんで、それらを含めた支援という形で取り組んでいていただきたいなあとということを要望しまして、次の質問に入ります。 長期滞留メニューっていうのが計画の中に載っておりますけれども、数か月から1年程度を想定した農業の担い手確保をターゲットとしてとなっておりますが、毎回、新人対応ということになりますと継続した担い手確保につながらないと考えますが、推進協議会の考え方はどんなものかお聞きします。
地域創造課長	担い手確保のプログラムですが、プログラムの参加者が実際に農業体験し、農業を自分の職業としていけるのか、そのお試的な要素を含んでいる事業であります。仮に一年を通じて農業に取り組んでも、最終的にはちょっと就農はできないなっていう方の中にはおられるかもしれません。 参加者が本気で農業に取り組みたいという意向をお持ちになれば、次のステップとして、農業法人への就職、またJAのインターン制度、こういったものを活用して継続的に支援し新規就農者を育成していくというようなステップになっていくと考えております。
町 長	農業の維持継続、また兼業農家の後継者、さらにはまた担い手法人もつくられていますけれども、その方々も高齢化してきております。やっぱり大きな問題を含んでいるかなあと思うんです、これを継続していくのには、10年後どうなっているかということも、これはもう想像すると緑を保っているんですかというところまで考えちゃう場合があります。 それで、農業もやっぱり産業ですから、もうかる産業なのか、もうからないのかということが原点になるのかなというふうに思うんです。それで、農業に就くのか兼業かの判断も、田んぼがあるから田植だけしといて、一番手間のかからない農作物を作って、それはお任せしてと、私はお勤めに行って給料を稼いだ方が、そっちのほうがいいねと、こういう判断ではないかなと思うんです。 そうすると、農業を維持していくというのには、やっぱりもうかる農業でないと、我が息子にも、おおこっちはもうかるからと、川上村のレタスみたいに1家族5,000万円の年間所得があるというぐらいであればお勤めなんかするより農業がいいなと、こういうふうになる、基本的にそのマインドをチェンジするにはやっぱり何を作るかということが最終的な目標になってくるのかなというふうに思うんです。 補助等がありますけれども、いつまでも補助に頼っていたんでは現状のまま年を食っていくということで、農地が維持されるかっていう問題になってしまうんですけれども、希望のある農業という、その産品は何を作るのかということの研究を、ぜひ農業関係者、JAも含めてやっていただきたいなあと思います。
	飯島町は「飯」の「島」と書くぐらいにお米なんですけれども、構造改善しました。山の上のほうまで田んぼができています。上へ行けば行くほどでかい土手があって、青田へ行っても土手を刈るんですけれども、そこまで米を作っていたんです。でも、そ

こは、昔は山でなだらかだったんだよね。そうすると、そういったことも見直さなきゃいけないんじゃないか、米を作る場所はこの場所だと、そいで土手の高いところはなだらかにして何かフルーツを植えるというような、私は今適当に言って、素人が本当に出しゃばって申し訳ないんだけど、今はそういった根本的な改革をする時期ではないのかなというふうに思っております。そういうことに積極的に取り組んでいこうという方がおられましたら、ぜひ飯島町もしっかりと協力していきたいなと思うところでございます。

今の農業問題について私の所感を申し述べさせていただきました。

宮協議員

そうですね。農業に興味を持って、これに取り組んでいっていいよってというような人が現れて、その方が先ほどのような法人等で仕事をすることによって農業が継承されていくと、こういうことも1つの大きな手段としてはあるなと思います。

今、町長のおっしゃられたとおり、やはり家族で継承していこうとなると、もうかるものでないとやっぱりそこに取り組んでいけないというものがありますので、その辺は、産業振興課っていうのもありますし、J Aもありますし、また学識のある方がおいでになりますので、そんな方々を中心として、この地域に合ったもの、一時期盛んにネギを奨励したわけですけども、今ちょっとネギは非常に量が多くなってまた値が下がっちゃうのかなっていうような、そんな心配もありますけれども、そんなものを研究しながら進めていくことが大事だと思いますので、行政側もぜひ力を貸していただきたいなあと、そんなふうに思っております。

次の質問に入ります。

次は災害対策強化ということでちょっと確認したいわけですが、9月の一般質問で中田切川の第3・第4砂防堰堤が満床となっておりまして土砂の搬出を早急に行っていたきたいというような希望をいたしました。その折、砂防堰堤というのは満床になっていても機能は確保できているとの回答がありました。ちょっと私は疑問に思っているわけですけども、上流部で2019年のような豪雨が発生し崩落して土砂が流れ出したときに第3・第4砂防堰堤のような状況で土砂を止めることができるのか、再度確認をしたいと思います。お答えください。

建設水道課長

宮協議員からは9月の一般質問と同様の堰堤の満床にかかります安全性につきまして御質問いただきました。

砂防堰堤でございますけれども、ダムのようなための施設ではございません。上流で土石流が発生しても一度に大量の土砂を流さない、土砂の流速の抑制機能を持つ施設でございます。そのため、満床になったからといいましても機能がなくなるわけではございません。これは9月の御質問の答弁と同じでございます。

仮に現時点で2019年のような豪雨があったとしても、管理者の天竜川上流河川事務所に確認しましたところ、同じく機能はあるということでございました。

ただ、今後も定期的な管理、監視を行っていくということでお聞きしておりますので、土砂の搬出につきましては地元の要望ということで管理者であります天竜川上流河川事務所のほうにおつなぎしたいと思います。

宮協議員	そうすると、中田切川だとか与田切川に砂防堰堤っていうのが幾つもありますね。これらの砂防堰堤は土石流の発生の防止にはならないと、こういうことで考えるということで、その防止にはダムが必要だということで、そのダムの建設をお願いするしか方法がない、こういうふうに考えてよろしいわけでしょうか。
建設水道課長	先ほども申しましたけれども、満床になったからといって機能がなくなるわけではございません。砂防堰堤の上流の勾配が変わりますので、一度に土砂を流さない、当然、水、砂等は川に流れていますので下流に流れていくんですけども、先ほど申しましたけれども砂防堰堤は一気に土砂を下流に流さない、そういう施設でございますので、現在もその機能はあるということで認識しております。 ただ、今後その機能等がなくなってくるような状況であれば、上流にそういう要望をしていく必要があるかもしれません。
宮協議員	土砂が一気に流出するのを防ぐ効果は持っているよと、こういうことで、確かに完全に止めるっていうのは難しいわけで、そういう形の中で災害を最小限に抑えていくということは可能なかなあと考えております。理解できるかなあと、そんなふうに思います。 ただ、少しずつ流していくっていうことをお聞きしたわけですが、中田切川を水源とする田んぼ、水田、それだとかは、特に以前の豪雨の後、田切地域側も駒ヶ根側も水田に小石や砂が大量に堆積するということが毎年起こっております。これはやっぱり満床のために起こり得る現象と思えるわけですが、町側はどんなふう考えているかお聞きします。
建設水道課長	こちらは、満床を原因として砂等が流れているわけではなくて、上流に崩壊地がございますので、その崩壊地のものを一気に流さないということで、自然の摂理というか、一気に流せませんので水に併せまして小石が流れてくる状況でございます。
宮協議員	砂防堰堤としての機能とすると一気に流れ出すを抑えるという機能はありますよ。ただ、水田に小石や砂が入るのは自然の摂理で、これはしゃあないと、これは2019年以降の豪雨の後にこういう状況になったけれども、それは自然の摂理の中で、このこととは生涯付き合っていけっていうのが行政のお考えでしょうか。
建設水道課長	砂防堰堤で全て小石等の流れを止めることはできませんので、もしそれが圃場等に入らないようにするのであれば別の方法が必要かと思います。
宮協議員	4年ほどこの状態が中田切を水源とする水田では続いております。そんなことを踏まえながら、ぜひ検討を進めていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終了いたします。 〔宮協議員復席〕
議 長	ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。 休憩。
休 憩	午前11時27分
再 開	午後 1時30分

議 長

会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
10 番 伊藤秀明議員。
〔伊藤議員質問席へ移動〕

10 番
伊藤議員

それでは質問を行いたいと思います。
その前に、開会日、町長が 10 万円の給付、素早い対応でスピーディーな動き、大変高く評価したいと思います。お子さんのある家庭は非常に喜ぶことかなあと思っております。
それでは 1 番目の質問に移ります。
町民にとりまして長年慣れ親しんだデザインです。ですが、平成の大合併により新しい市町村が続々と誕生し、それに伴い新しくなった市町村章は今までのイメージを覆すような斬新なものが多くあります。
飯島町も合併 70 周年の記念の節目までに町民アンケートを実施し、賛同があれば町内外から広くデザインを公募して新しい町の章を合併 70 周年記念事業の一環として制定したらよいかなあと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。
その前にシンボルマークの概念ですが、シンボルマークとは、その家系、会社、団体、市町村、個人などを象徴するマークのことをいいます。
シンボルマークは、文字でなく、会社、個人、市町村の持っているイメージを図として表現したものです。
日本の家紋もシンボルマークに入ります。
例えばマクドナルドのマーク M を見れば、もうマクドナルドとすぐ分かります。トヨタは T とか、非常にシンボルマークというものは企業、自治体にとって大切なものがあります。
1 番の返事をお願いします。

〔下平町長登壇〕

町 長

お答えいたします。
ここに、議長の頭の上に輝いている飯島町章、この変更をしたらどうだという御質問でございます。
これは、「いひじま」、真ん中の丸が「しま」、「ひ」が旧仮名遣いの「いひじま」という意味合いだということでございます。これが昭和 16 年から約 70 年間、飯島町で使われております。
ただいま議員のほうから御案内がありましたとおりに、新しいデザインの町章が続々生まれていますよと、こういうことなんですけれども、それは新しくしなければならない理由があった、平成の大合併によって幾つかの町が合わさったんで新しい町章あるいは市章、村章が必要になったと、こういう大きな理由に基づいての変更かと思います。そして町のイメージをかたどってということだと思えます。

飯島町の町章は、やっぱり歴史と伝統の奥深さを旧仮名遣いからしても感じるところでございます。したがって、この町章を変えなければならないという理由について、いささか、あまり説得力がないのではないかなというふうに思うところでございます。

町章は、そう表立って他市町村に出ていくというものではない。もう一つ、飯島町には最近つくったキャラクター、いいちゃんのキャラクターがあるわけです。これは、今度は気軽に町民、飯島町のしるしということの中でこのキャラクターに登場していただいて、非常に親しみを感じていただいております。そちらは新しい感覚なんですけれども、町章につきましては、そういった重みを感じるようにしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

アンケートを取って決めろということは、よく考えなきゃいけないと思っています。

例えば合併したからね、この紋章とこの紋章とこの紋章があります、どれがいいですかというアンケートを取ったっていいと思いますけれども、そのものを変えること、一大事については、やはり町の施政者、議員の皆様方や我々がこの理由をもって変えるという説明をすることが大事かと思っております、アンケート等で決めることではないのかなというふうに思っております。

〔下平町長降壇〕

伊藤議員 町長の考えることは分かります。

私がこの質問をしたのは、ほかの市町村のシンボルマークを見てください。もう斬新なすっきりしたイメージが湧くようなデザインばかりです。いいですよ、飯島のマークは貫禄があつて、悪いとは言いませんが、時代的に今の時代にこれでもよいのかなあという疑問がありまして質問したわけでございます。絶対駄目だということにしないで、柔軟性を持って考えてみたらどうかなあということを思います。

それでは2―1に移ります。

建設水道課長 町道の未舗装の総延長は何キロありますか。それは全体の何%になるかを伺います。

ただいま、未舗装の道路の延長、またそれが何%かということでございます。

まず未舗装の総延長でございます。約77キロメートルで、町道の全体が350キロメートルでございますので、全体の20%が未舗装道路となっております。

伊藤議員 まだ77キロが未舗装ということでありますが、多分道路の幅員が狭いとか田んぼの中にあつて利用率が少ないとかの理由であると思えます。

2―2に移ります。

未舗装道路に当然草が伸びるわけですが、そこを通る人は大変通行の妨げになり、道路の近くの住民とか隣接する土地所有者は草が生えるたびに除草しております。そのことに対してどう考えるかを伺います。

建設水道課長 町道におけます日頃の管理でございますけれども、先ほど議員がおっしゃられたように周囲の方に御協力いただいている状況でございます。それも皆様の御協力があつてこそということでございまして、この場を借りて感謝申し上げます。

現在も行っておりますけれども協働のまちづくりで現物支給等を行っておりますので、そちらのほうでまた皆様の御協力をいただきながら、今後も引き続き良好な道路環境を

	維持していきたいと思っております。
伊藤議員	現物支給で除草剤とか碎石を支給しているのは分かりますが、そういう要望がないところはそのまま変わらないっていうことで、いっそ舗装にすればいいのかなあと思っています。 2―3に移ります。 建設課では各自治会・区を通して舗装工事の申請を受け付け、優先度の高い順番から工事をしていると思います。ですが、申請していない箇所や優先順位の低いところはいつまでたっても舗装にならないっていうことになってしまいます。 それを解消するために、民家が数軒あるところの未舗装道路は舗装しないままでもありますので、そういう優先度の高いところと民家のあるところ、それを並行して毎年計画的に工事したらよいかと思います、考えを伺います。
建設水道課長	今、伊藤議員からもありましたけれども、現在、各区また自治会からの要望を受けて優先順位の高いところから整備している状況でございます。 また、今御提案の中で民家が数軒ある未舗装道路についても併せて行ったらどうかということでございますけれども、そちらのほうも区また自治会のほうから併せて整備していくという要望がございましたら協議しながら進めてまいりたいと思っております。
伊藤議員	それでは3―1の質問に移ります。 まず初めに、小学校入学式に町からランドセルを贈呈していただいています。そのことについては評価いたします。 以前は、ランドセルの色は、男は黒、女は赤という色しかなく、それを使っていました。 今は、ランドセルメーカーでも赤、黒、ピンク等いろいろな色が製造されております。今の社会情勢を考えてみても子どもが好きな色を選べるような状況になりました。 そこで、何々は何々でなければいけないというような考えはなくなり、多様性を尊重する上からも、子どもや保護者からアンケートを取り、色を選べるようなことをしたらよいと思いますが、そのお考えを伺います。
教 育 長	新1年生に向けてランドセルのプレゼントをしているこの事業は、昭和 48 年からスタートしまして今年度で 49 回目となります。 SDG s でも掲げられております昨今のジェンダーに関する情勢を考慮し、また教育委員会に寄せられた御意見も併せて考慮して、保護者アンケートを保育園の保護者に対して行った上で、来年度の入学生は性別に関係なく現在の紺、赤に茶色を加えた3色からの選択制とさせていただきます。既にその選択のアンケートは済んでおりますが、選択できる色につきましては、現行のランドセルと同様のモデルで準備しており、選択できるものは製造過程のこともあり3色といたしました。 そのために、例年は2月に実施しております小学校の入学時説明会にて町長よりランドセルを各自にプレゼントしておりますが、今年度は色の選定などの準備の都合があつて少し遅れまして、1か月遅れて3月に各保育園でそれぞれの皆さんにプレゼントさせていただきます予定となっております。

伊藤議員

選択肢が広がって2色から3色に変更したことは大変評価いたします。欲を言いますと、もう少し4種類とか5種類になればと思いますが、いろんな事情で3種類ということになったんでしょう。

3—2に移ります。

中学生の制服も時代に合った服装、デザインを考え、多様性を認める上からにもかばんと同じようにアンケートを取り制服のデザインを変えることがよいと思います。大変そういうことを感じます。

なぜこの質問をしたかといいますと、給食を私が学校の用務員のときに食べているとき中学の先生の話が修学旅行の話題になり、女子生徒たちから旅行中に飯島中学校の制服って格好悪いねえとか時代に遅れているねえとかいう会話を耳にしたそうであります。全国から中学生が観光に訪れ、各学校の制服を見るので、余計にそういうことを考えたり話になったことと思います。私もその話を聞きながら中学生はそう思っているんだと気づき、質問をした次第であります。

参考までに、中学校の制服は昭和22年から36年までの14年同じ制服でした。37年から53年までの16年間は2度目のデザイン変更です。53年から現在まで43年間同じ制服で、それこそ時代の流れ、上伊那ではそんなに思わないかも分かんないですが、都会とか遠くへ行った場合、余計に意識するかと思います。

あるアンケートによりますと中学の女子制服はブレザーが約70.3%を占めているということで、ぼつぼつ考えたらどうかなということで質問します。考えをお聞かせください。

教 育 長

今御質問にございましたとおり、最近の中学生あるいは高校生の制服はブレザータイプのものが増えているというふうに思います。

制服がない学校の生徒でも、いわゆるなんちゃって制服っていう形で、ブレザータイプで制服ではないけれども制服に見えるものを着ている高校生もこの近隣でも多く見られます。

いっそ制服がなければ、多様性っていうんですか、それは確保できると思いますが、中学生の段階で制服がないっていうことになると、経済的な面から保護者の理解はなかなか得られないのかなというふうに感じております。

また、制服については、私としては学校の主体性をかなり尊重したいと思いますし、制服をどうしたいかっていうことがあれば、それこそ生徒が主体的に意見を上げてくるというのがやっぱり教育的にはいいのではないかと、教育委員会のほうから君たちの制服はこうだよというよりはボトムアップ式のほうがいいのかなというふうに思っております。

いずれにしましても、新しい制服にするということになりますと、かなり経済的な負担がある時期は大きくなるということも考慮しなければいけないというふうに思っています。

昨今の経済状況の中で、保護者の皆さんは中学生の制服のリユースだとかサイズ交換のための交換会を定期的に行っていて、経済的に大変助かるというようなお話も

いただいておりますので、今すぐ制服について何か検討するという段階ではないと思っております。

ですが、一方で子どもたちの多様性については当然考慮していかなければいけないわけですし、例えばスカートをはきたくないというお子さんもおられますので、そういったケースでは、例えばそれはスラックス、ズボンにしたり、上の制服をカーディガンにしたりする、そういった対応を行っております。

また、夏の暑いときは全員共通のジャージで登校する時期が数か月ありますので、そういった時期はそういった多様性についてはあまり気にならないかなというふうに思います。

まず、制服のことに限らず多様性を認めていくということは大変大切なことで、中学校でも人権教育や人権講演会などを通じてそれぞれの気持ちを認め合うということに取り組んでおりまして、子どもたちの中にはそういうのをスムーズに受け入れていくというそういった環境ができておりますので、例えばある生徒がどうしても制服になじめなくて着てこれないということがあっても生徒はごく普通に受け入れているという状況がございます。

我々としては、そういう気持ちを持った子どもが相談できる、先生に相談したり学校に相談すれば当然相談に乗って対応していただけますので、そういったような環境をつくるということが教育委員会としては役目かなということで、教育相談員等、あるいは学校にも相談員がおられますけれども、そういった機能をより充実させていくべきかなあというふうに感じております。

伊藤議員

まあ言わんとしていることはよく分かりますが、もう 43 年同じ制服を着ておるんです。子どもからは声を上げないです、ほとんどが。それは逆に行政から、どうですか、変えたらいいですか、変えなくてもいいんですかと、そういう町民目線に立った行政をしないと、いつまでたっても永遠に同じ制服を子どもですから我慢して着るというふうな状況になっちゃうと思うんです。

例えば、大変細かいことで恐縮ですが、スプーン、あれがずっと箸で、あれは何年続いているんですか、もう十何年ですよね。結局、子どもが我慢していることです。子どもからはそういうことは言えないですよ。それは町が町民目線に立ってやればいいことなんで、飯島中学校、小学校も箸でカレーを食べているなんて、これが全国に広がったら笑われますよね。

ぜひそういう町の対応を速やかに、いろいろ理由があるとは思いますが、ぜひ前向きな対応をお願いしたいと思います。

質問を以上で終わらせていただきます。

〔伊藤議員復席〕

議長

4 番 吉川順平議員。

〔吉川議員質問席へ移動〕

4 番

吉川議員

それでは通告により始めさせていただきます。

なお、多くの盛りだくさんの通告内容でありますので、はしよる場面がありますが、よろしく願いをいたします。

質問事項の1「担い手への農地利用の集積・集約化及び新規就農者の支援について」。

質問要旨1、担い手への農地利用集積・集約の現状と新規就農者の支援策はどうなのかという質問でございます。

現在、飯島町の新規就農者は18軒であり、特にユリを中心とした栽培が多いわけでございます。年齢は28歳から55歳までという形であります。

特に、来年度より国の支援内容が大幅に見直されるということで、現在、検討をしております。特に初期投資が多いということで1人1,000万円の助成という話が出ております。農村現場に必要な支援がしっかりと行き届くよう、支援を行う自治体の意見や現場の実態を十分に踏まえた検討が必要かと思われま。

特に新規就農者の中では、農地については土地利用型農業が中心であり、農業法人や大きな担い手が中心でありまして、新規就農者の近くにまとまった農地あつせんができていない状況でございます。遠くまで行って作っている実態でございます。効率的な面積ができるよう面積拡大するにも周辺農地で拡大ができるよう要望するものでございます。

地区営農組合が既に調整役としてやっておりますが、また新規就農者に土地を集めるという形の中で答弁をお願いします。

なお、また町独自の支援策がないのかお聞きをします。

以上でございます。

〔下平町長登壇〕

町 長

お答えいたします。

現在、町では、認定農業者や認定新規就農者など地域の中核となる農業者に農地の集積・集約化を進めるとともに、意欲ある新規就農希望者を研修制度を通じて受け入れ、関係機関と協力して経営支援や財政支援を行っているところでございます。

御質問の具体的な現状と支援策につきましては担当課長よりお答えいたします。

〔下平町長降壇〕

産業振興課長

まず農地の集積・集約化の現状でございますが、直近の農林業センサスによると、町の経営耕地面積は899ヘクタールありますが、このうち約660ヘクタールを認定農業者や認定新規就農者などの担い手農家89名が耕作しています。これは割合で言いますと約73%になり、担い手が多くの農地を管理している実態となっております。これは全体の様子であります。

その中で、今議員の御指摘の点については、新規に貸付けされる農地は、やはりなるべく隣接の経営者が地続きで耕作できるような形を目指し、地域の協力をいただきながら地区営農組合を中心に農地調整を図り、農作業の効率化に努めてまいりたいというふうに考えております。

続いて新規就農者の支援の具体的な関係になりますけれど、新規就農者に対しましては必要な農地や資金の確保等の支援を行っております。

そのほか、地区営農組合の農地調整による就農場所の農地を確保するほか、農業次世代人材投資事業では年間 150 万円を最長 5 年間給付して財政的な支援も行っております。

そのほか、J A 上伊那農業インターン事業を使って先進農家の下で研修を行うなど、人材育成も行っているところでございます。

吉川議員

ありがとうございます。

いずれにしても、新規就農者は非常に若い方々ということですので、営農センターとしても地区営農組合を中心に土地の集積、あるいは初期投資、なかなかかかるわけですので、ぜひともよろしくお願いします。

次に質問 2 に行きます。

「飯島町の果樹産業維持・発展について」ということで、質問要旨 2、果樹栽培者の高齢化に対する今後の果樹産業維持・発展のために何をなすべきかという形でございます。

私も果樹農家でありますし、そこらじゅうでチェーンソーの音が聞こえ、1 本ずつ切られるっていうのを耐え忍ぶわけでございます。

やはりこれをどうしたらいいかということですが、やはり地区営農組合あるいは果樹生産者の中で共有をしながら、あああそのうちはもうできなくなるよ、どうしたらいいかと、ただ、今やっている方々も高齢でございますからなかなか大変なことではありますが、情報も何もなくてすぐに切るのではなくて、やはり情報共有しながら、やはりどうしたらいいかと地域ぐるみで考える必要があるかなというふうに思うわけがあります。

農業委員として農業委員会便りを春先に私も出しましたが、やはり県の樹園地継承推進事業とかいろいろあるわけでありまして、それも含めて答弁をお願いしたいと思います。

産業振興課長

まず果樹の現状についてであります。高齢化と後継者不足により園地の減少が進んでいる状況を感じております。

特に果樹は植えてから実際の収穫物になるまで年数がかかるため、切ってしまう前に就農希望者につなぐことが大切というふうに考えております。

現在の対策としましては、果樹をやめる農家の情報を集め、J A 技術員を中心に果樹で就農したいという方に伊南または上伊那単位でマッチングをする取組を行っており、園地の継承に一定の成果を得ております。

町内の若手の話を少しさせていただきますが、現在、田切や七久保では親から経営を引き継いだ若い後継者が育っております。また、地域おこし協力隊で研修中の隊員もおります。

現在はこういった新型コロナの影響で県外での就農相談などの機会ができない状況にありますが、まずは就農相談等の機会を通じて意欲ある後継者を確保しながら産地の維持発展に努めていきたいと考えております。

吉川議員

また、就農希望者が入りやすい環境を整えるため園地の団地化もこれからは必要ではないかと思しますので、今後、国、県、ＪＡの補助メニューの動向にも注視して団地づくりを検討していきたいというふうに考えております。

果樹は永年作物ということで、植えてから４～５年にかかるという形でございます。ですので、新規就農者が入るにしても１本植えると５年ぐらいかかってしまうという形でございますので、ぜひとも１本でも切られないような形、また土地利用型の米については法人化ができておりますが、野菜、花を含めてはやっぱり法人化っていうのがなかなか難しいわけではあります、やはりこのことも一緒になって研究をしてもらいたいと私も考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問事項３「意欲ある女性農業者の育成と支援について」。

質問要旨３、環境循環ライフ構想におけるアグライノベーション 2030 の若者の農業の取組、特に意欲ある女性農業者の育成と支援について町長のお考えをお聞きします。

特に前にも私が申し上げました保育園等へ子どもを預けていらっしゃる奥様方の時間帯の活用等、就農に関わる体制づくりですが、先だって信濃毎日新聞 11 月 12 日付で農業バイト、1 日農業バイトという記事がございました。アプリがあるわけがございます。これは県内 9 農協、ＪＡ上伊那もアプリへ入っております。まだまだ導入が少ないわけではございますが、特に奥様方、やはり家事や育児の隙間時間を使って１日とか何時間とかいう形で働くと、そのことによって農家の人手不足の解消と、それから若い世代の奥様方の働く場として農業というものに興味を持っていただくということも大事になってくることも紹介させていただきます。

女性の農業者、特に小さいグループからの発足を前々から町長は言われており、私は聞いておりますけれども、その考えもちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

町 長

レディースファームの考え方についてのお尋ねでございます。

レディースファームの考え方につきましては、今年、長野県知事の阿部さんが移動知事室で上伊那地域にきた折、８市町村の首長が集まって、また県の各部署の部長さんが集まった中で意見交換をした中で、女性労働者が足りないと、この観点での話が出たんです。私が手を挙げて意見を申し述べさせていただいたのは、人口増といいますか、まず町の人口維持のための目的でレディースファームの提案をさせていただきました。

というのは、飯島町が消滅可能性都市っていう烙印といいますか、言葉がきつかったらレッテル、それもきついなあと思うんですけども、そういう表現をされてしまったんですけども、その要因は、20 代 30 代の若者が向こうへ行くにつれてどんどん減っていってしまうと、特に一番問題なのは 20 代 30 代の女性が定着しないということが大きな消滅可能性都市の点数を上げる要因であったわけでございます。ということは、やはり女性が働く場所がない。

アンケートを取っても男性は 60％ぐらいが戻ってくる気があるという表現をします、上伊那管内。ところが、女性の場合にはぐっとその数字が少なくなってしまうんです。

それで、女性に何とか魅力のある仕事ということを、まずは企業界、産業界も経済界

も考えているんですけれども、私は、その観点から農業というのは女性が働きながら子育てができる産業ではないかなと、こういう観点からお話をさせていただきました。

その理由は、じゃあ女性に農業を全部任せるという話ではなくて、女性のグループを結成して、それが農業の運営をしていくことによって、農業というのは時間に融通が利くと、例えば子どもさんの場合には急に熱が出るわけでございまして、それが普通の企業のラインに座っていた場合には非常にこれを離れにくい、遠慮して休めないと、だから人に頼むと、こういうことになってくるわけなんですけれども、農業の場合にはそういった時間的な融通が利きやすい職場ではないかなと、こういう部分で大きな利点があると思います。

それとまた、単なる労働者としてではなく、農業生産物に母として主婦として生産に携わる、そのできたものの価値というのは、子育て中の子どもを持っているお母さんたちが作った品質を高めた商品ということは非常に安全性をアピールする、そういった部分でも物すごく創造的なものができるだろうと。なおかつそれを6次産業で加工した場合に女性グループの発想においてニーズに合った企画商品ができるということについては女性の能力を創造的に発揮できる場所ではないかなと、こういうふうに思って、今後の農業の後継者を任せるという部分ではなくて、この地域で女性が持つ職業という部分で知事に御提案を申し上げました。

農業関係の部長さんもおられましたけれども、知事さんもそういう観点で今まで考えたことなかったんで、農業というものをその観点でもう一度考えて精査してみましょと、こういうことでございます。

今後、私たちもアグリイノベーション2030、20代30代の若者に農業に参画してもらいたい、魅力を持ちたいと、少しでもいいからやっていきたいということなんです。

今、議員がおっしゃったようにパートタイムみたいな感じから、短い時間から農業体験することによって、子育て中の間——結構これは長いと思うんです、2人3人お産みになると。それで10年ぐらいたつとだんだんそのグループができてきて、自然に会社組織のようなものもできてくるのではないかなと、そういうきっかけをつくってあげたいなあということの中で、今、職員に指示をして、ぜひ、レディースファームあるいはママさんファーム、そういったものの検討に着手をしていただきたいと、こういうお話をしているところでございます。

吉川議員

ぜひとも、2030で若い方を農業に仕向けるということ、あるいは女性の奥様方、あるいは今日の新聞の中では公務員が農業と兼業をするという話もありました。アンケートなんですけれども、兼業に賛成のうち公務員は94%の方が農業と一緒にやってもいいよという話もありましたから、職員の方々もぜひともお願いをしたいと思います。

次へ行きます。

質問事項4「新型コロナウイルス感染症の影響による農業者の経営支援について」。

要旨4、飯島町の農業者も新型コロナウイルス感染症と気象変動により農業経営が厳しいと考えております。経営支援について考えているかということです。

本年の気象状況は、言うまでもなく5月の大雨、6月下旬から7月上旬の日照不足、

8月の長雨、中旬からの低温、日照不足で、農作物が影響を受けております。

まず稲作ですが、まだ正確な数字ではありませんが、南信では作況指数 95、飯島カントリーでは、昨年度、令和2年産コシヒカリ 1万 5,563 俵で 10 アール当たり 9.5 俵でございました。今年は未熟米、死米、くず米が多く減収となっております、本年産玄米重量で 1万 2,697 俵、10 アール当たり 8.6 俵になりまして、昨年に比べて約 1 俵の差の減収となっております。大きな法人でいきますと 60 トン、1,000 俵違うという、そういう結果であります。特別栽培米の越百黄金についても 10 アール当たり 6 俵ということで、昨年は 7 俵であり、1 俵の減収となっております。さらに、米の概算金額は昨年より 2,220 円の大幅な下落という形になっております。

米だけではなくて、特産である栗栽培も前年の 67%の減収。果樹については長雨によって病気が出て凍霜害なりさび果が出て品質低下。花につきましても昨年来から続いておりますコロナの影響によってやはり非常に需要が悪い、だんだん戻ってきてはおりますがやはり厳しい。野菜についても集中豪雨によって病害が発生し品質低下ということでございまして、いずれにしても、飯の島、飯島については、米をはじめ新型コロナで農産物の需要減少、価格下落ということで非常に厳しい内容でございます。

いずれにしましても、米以外にも国産農畜産物の需要回復・拡大対策が必要でございます。

また、経済活動や世界的な燃料高騰と、これからのことでありますが、経営の継続、安定のために万全の体制が急がれます。やはり基幹産業の農業が安定して継続できるような形が大事ということで、農業者の立場としてもお願いをするものでございます。

これから総務産業委員会でも懇談し、調査をいたしますけれども、農業経営の影響調査と、それから町独自の支援策を考えているかどうか、答弁を願います。

町 長

農業につきましては、気象変動による品質低下や収量減少をはじめ、新型コロナウイルス感染症や社会変動の影響を受け、農家の経営努力だけでは避けられないリスクが多発しているという状況を感じております。実際、町内の農業者からも、今年は米も果樹も厳しい状況であったと、そういう声を聞いておりますので、基本的には国県の支援を精査する中で支援策を検討してまいります。

具体的な支援策につきましては担当課長より説明いたします。

産業振興課長

飯島町では、新型コロナウイルスの影響で市場価格が下落した花卉農家に対して、今年度、高収益作物次期作支援交付金による支援を実施しているところでございます。

また、春先の凍霜害の影響で規格外となったリンゴを有利販売する取組に対する補助金交付を考えております。

長雨や米価下落による減収となった米については、次期作に向けて融資が低金利で受けられるよう関係機関を通じた支援を行ってまいります。

また、令和4年度に向けてでございますけれども、収入保険に加入する際の保険料補助を検討しているところです。加入に当たって農家の負担は保険料と積立金、付加保険料の3つで成り立っているわけですが、保険料の一部を補助する形での支援を検討しております。具体的な補助率は今後詰めてまいります、収入保険の加入促進により

安定的な農業経営を支援してまいりたいというふうに考えております。

吉川議員

私のところでも本当に大変だという農業者からの御意見を聞いておりますので、ぜひとも来年の経営が継続できる形で、ぜひともお願いをしたいと思います。

質問事項5に行きます。

「アフターコロナの社会変化とまちづくりについて」ということで、時期尚早ではございますが、アフターコロナの今後のまちづくりと期待されるイノベーション像について町長のお考えを聞きたいという形でございます。

先ほど久保島議員の質問にもありましたように、DX、デジタルトランスフォーメーションの推進という形であります。非常に世の中は新しい生活様式に変わってくるということです。

先ほどお配りしました資料、ちょっと私の名前が書いてなくて申し訳なかったわけですが、ちょっと細かくは申し上げませんが、この資料については、新エネルギー・産業技術総合開発機構、技術戦略研究センター、聞いたことがあると思いますがNEDOから出されたものでございます。

この予想が当たるかどうかは分かりませんが、一応学習という形で見ていただいて、特に今後想定されるシナリオっていうのが下にありますが、この中でシナリオ③ということでは、2024年まではまだまだ集団感染事例が続いていくという形です。それぞれシナリオ①、シナリオ②、シナリオ③の中では、やはりここにDXの進行が従来よりも早まるということでお出でございまして、

いずれにしても、町民、町にとって必要性の高い分野、これからの時代の生活の利便性や課題解決のためにデジタル技術の活用、DXに積極的に取り組んでいただきたいと思います。町長のお考えを述べていただきたいと思います。

町長

なかなか大きな問題について答えろということでございます。本当なら1時間ぐらい使ってお話を申し上げたいんですけども、まだ後の質問がありますので、できる限りまとめたお話をしたいと思います。

アフターコロナという時点で次にどうなるかということなんですけれども、枝葉末節でああなるこうなるという話よりも、今までどのような原因でこういう状態になったかということを考えなければならない。そして、そこにはどういう潮流が流れているか、どんな潮目なのかと、それで今はどういう潮の変わり目なのかという基本的な考え方をやっぱりチェックする必要があるんじゃないかなというふうに思います。

今、コロナ後と言いましたけれども、日本の景気の低迷は30年前から始まっているんです。デフレから30年間脱却できていない。

その原因は、中国の改革・開放路線に従って日本の企業が中国に移った。それで日本が空洞化し、移った企業の生産販売額は全部中国のGDPに収まっていった。その間、日本のGDPはずっと伸びなかった。当然産業が活発じゃないから給料も上がらない。こういうことが30年間ずっと根にあることをまず第一に押さえないといけない。

その2は、中国の経済政策が世界に及んだ中で、アメリカと中国との経済摩擦が起きた。ファーウェイを代表するように、全部中国に移管した結果、情報関係のチップが全

部中国で生産されていると、流れた情報が全部中国で集約されていると、こういう懸念の下にサプライチェーンの見直しをしようじゃないかと。今までコストが安いから、日本と比べると人件費が本当にただみたいなところで生産された安いものが世界に出回っている。コストを求めて行った、だけれども、それは非常に経済安全保障上危険だと、こういう状況の中でサプライチェーンの見直しが出てきた。

特に顕著なのは、コロナも合わさって人流、物流がストップしたおかげで日本への供給がなくなってきた。これは、サプライチェーンを変えなきゃいけないっていうほかに、来るものまで輸出がストップされたということで、今、経済界はコストよりも安全性だと。昔はジャスト・イン・タイム、必要な部品が必要なときにだけ来ればいいよと、在庫は持たない、これがコストを削減する1つの方法です。これはトヨタかんばん方式ということで、大方、今までの経済の中では世界中で取り入れられてきた手法でございます。しかし、今はそれが安全のために在庫を持つべきだと、コストが高くてでも自国あるいは自社で生産すべきだと、こういう流れになってきている。足元をしっかりと固めなきゃいけない。これが経済の大きな動きであります。

それを受けて、コロナ禍の中で人流をストップ、抑制するために、テレワークとか、そういったものが非常に活発になってきたんで、これからはそういったことが広がっていくだろうなあ、それに伴う働き方改革、それと新しい生活様式が生まれてくる、こういうふうに時代が変わってきておる、やっぱりそれを捉えなきゃいけない。

飯島町にとりましては、人の交流がなくなったおかげで地域のコミュニティが取りづらくなってきた。お年寄りがおうちに独りで暮らす時代になってきて、人間はもともと人が合わさって人間っていうんだけれども、そういった関係が希薄になってきたことによって地域の行事などはほとんどやらなくてもいいんじゃないかと、こういう状況になってきた。しかし、それはそれなりに地域のコミュニティを維持する役目で必要だったんですけれども、それがなくなっている、非常に危惧するところでございます。

飯島町のよさというのは、都会とは違う地域のコミュニティがしっかりしていて助け合っている、ここがやっぱり飯島町の——いや、飯島町だけじゃなくて地方の零細都市、市町村の大事な部分なんだけれども、これが今までの生活の抑制の中で途切れてきているということでございます。

そういう状況を考えますと、経済もコストよりも安全性、基本は何なのか、我々の地域でも地域の経済を営んでいますけれども、今までのやり方でよかったのかどうか、今までの商品と同じでいいのか、今までのお客さんと同じでいいのか、同じサービスでいいのか、同じ品質でいいのか、これがしっかりと選ばれる時代になってきているというふうに思います。ですから、経済に関わる方については誰しも本当に足元を見つめ直して、自分のやっていることをもう一度考え直して、今、新しいビジネス、新しい業態がどんどん生まれている、そういう時代でございます。それをいち早くキャッチしてそれに対応する投資が必要ではないかなというふうに思っております。

町も何をまちづくりの基本にするか、まずは飯島町のよさを売っていくこと、これは自然の資源であり農業の資源であり人の資源であり、ここに来ればそれに触れて癒やさ

れる、ほかにはない、都会にはない、企業では持っていない、そういったよさというもの、飯島町でお与えすると、こういうことをしっかりと見詰める、これが基本ですから、どんな時代でもこれは基本のことです。基本に立ち返ることが大事だなあと、これがまちづくりの政策の一番の肝というふうに心得ておるところでございます。

吉川議員

基本ということであります。何の仕事にしても基本、基本があつての応用という形でございますけれども、今後、よりよいまちづくり、コロナがどうなるか分かりませんが、やはり我々議員、また町、当事者含めて、住民のために、やはりよりよいまちづくりのために今後もこの問題については続くかと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

最後の質問に入ります。

「9月一般質問のその後について」

6―1、町農産物の学校給食供給体制について、その後、検討等ありましたか。どうでしょうか。

教育次長

9月議会以降の動きでございます。

まず庁内の準備会議を産業振興課と教育委員会で実施いたしまして、その後11月2日に検討会をスタートいたしました。検討会のメンバーですけれども、農政サイドとして産業振興課の地産地消の担当者――地域営農マネージャーでございます。給食サイドとしては教育委員会で学校給食センター長、学校給食係長、栄養士としては学校給食の栄養士と保育園の栄養士で構成をいたしました。

初回となる検討会には町内の農産物を使って製品を製造しております農村女性グループにも御出席をいただきました。その中で、それぞれのグループで製造している例えば五平餅ですとか福神漬け、みそなどは地産地消商品なので、ぜひ学校給食に提供したい思いがあるとの御意見をいただきました。現在、学校給食でも提供可能となるように検討を進めているところでございます。

検討会の中では、学校給食を取り巻く現状と課題をそれぞれ出し合いました。

まず給食側では、町内の農産物は何がどの季節にどの程度できるか分からないこと、また話の中で町内の果樹のほとんどが給食に使われていないということが指摘されました。

また農政側では、学校給食で使用する農産物の例えば大きさなどの規格が分からないこと、給食センターで使う農産物の年間や月間調達量、そういったものが分からないということもあり、現在積極的に学校給食へ納品が行われていない状況も分かってまいりました。

こういった課題を洗い出しまして、今後ですけれども、こういった課題を解決すべく、以前からお話のある調整役であるコーディネーターの発掘、それとJA上伊那にも入っていただいて本来持つ調整力を発揮していただくことを視野に入れて進めてまいります。

そういったことで、次の会議からは、これらの課題を受けメンバーにJAを加えまして第2回目の検討会を年内に予定しているところでございます。

吉川議員

ありがとうございます。検討会がなされておることでございます。

今後の進め方として私の考えを述べさせていただきますが、町当局が今検討会を開いたってということで、教育委員会、産業振興課を含めて音頭取りをしてやっているということですが、やはりもう少し幅広く、JAも入ったり、あるいは営農センターが入ったり、もう少し代表の農家の方が入ったりという形で、やはり協議会、研究会、拡大協議会あるいは拡大研究会の立ち上げ、ぜひとも音頭取りをしていただきたいと思います。

先ほどありましたコーディネーター、これについては、実働部隊でございますからその中でいろいろ考えていくわけでございますが、教育委員会がやれということではなくて、別の組織で実働部隊が出てくるわけでありますので、そこら辺も含めて農産物の決済方法とかいろいろ出ていますので、やはりこれはコーディネーターがやる仕事でありますから、そこら辺を今後の進め方としてやっていただくということをお願いしておきたいというふうに思っております。

最後の質問でございます。

通学路の点検結果が新聞に出ておりました。飯島町は9か所ということで出てまいりました。

前の議会でも申し上げましたように、危険箇所の内容と今後の工事が早急に必要なのかどうか、子どもの安全のために、ぜひともそこら辺の御回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

教育次長

通学路の合同点検は、9月27日に駒ヶ根警察署、長野県伊那建設事務所と町の関係者合同で実施をしました。

確認箇所は、幹線道路の迂回路になっている道路など、今回国からの点検指摘事項を基本に9か所をそれぞれの立場から現地で確認し、安全対策の検討を行いました。

現地の様子ですけれども、やはり通学路になっていることもございまして、グリーンベルトという標示をする場所ですとか、また柵を取り付けるような場所、根本的には道路拡幅や歩道設置が必要ではないと言われる場所でもございました。

そういったことで、現地の状況に合わせて、今言いましたグリーンベルトなどの安全標示や場合によっては安全教育、さらに長期的には道路の拡張等を行うよう、点検結果として県へ報告をしてございます。

対策の状況ですけれども、この点検結果を踏まえまして、12月1日に町の道路管理者及び危機管理部局におきまして、まず優先的に対策を講じる箇所及び施工内容を調整したところでございます。

今後は、交通安全対策費や道路維持費等を活用して今年度から順次対策を講じてまいるところでございます。

吉川議員

小さな子どもの命という形でございます。事故があつてからでは遅いわけでありますので、ぜひとも早急に改善するべきは改善をしていただくことをお願いし、今回の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

〔吉川議員復席〕

議 長	ここで休憩を取ります。進行が随分早まっておりますので、調整を含め再開時刻は 15 時ちょうどとします。休憩。
休 憩	午後 2 時 3 7 分
再 開	午後 3 時 0 0 分
議 長	会議を再開します。 一般質問を続けます。 5 番 坂本紀子議員。 〔坂本議員質問席へ移動〕
5 番 坂本議員	それでは通告に従いまして一般質問をいたします。 まず初めに「自給的・持続可能な町づくりについて」、今回は農業を中心にテーマを絞り質問いたします。 Swiss Re グループは大手保険会社ですが、そこで 50 年前から出版されている「sigma」というリサーチ刊行物があります。世界の自然災害の被害で大きなものが集計されたデータであります。1 件当たり被害額が 300 億円以上、死者・不明者 20 人以上、家を失った人 2,000 人以上の中のどれか 1 つが当てはまれば大災害としたデータであります。これによりますと、1970 年は 50 件であった被害の件数ですが、1986 年には 100 件になり、1995 年から 150 件を前後して、2010 年から 180 件、2015 年には 200 件となり、大災害の数が増えてきております。 日本では、2017 年 7 月九州北部豪雨で死者・不明者 42 人、2018 年 7 月の豪雨台風で広島、岡山、愛媛に甚大な被害を与え死者・不明者は 200 人を超えております。また、この年は 5 年ぶりの猛暑となり 40 度を超える暑さで、台風 21 号により関西国際空港が冠水し連絡橋にタンカーが衝突する事故がありました。 このことから、地球全体が温暖化になり、大気、海流の変化が大きく激しくなってきました。被害額もそれにより増え、日本も例外ではありません。 また、昨年からの世界的なコロナ感染症の蔓延により経済、食料事情が急速に変化しつつあります。 そういった中で、農産物の生産地である当町は自給的、持続可能なまちづくりに力を入れるべきではないかという思いの中で質問いたします。 1—1 であります。 花卉・野菜栽培農家は、一昨年からの消費税アップで資材の値が上がり、コロナ禍の生活様式の変化で売上げが落ち、11 月下旬から重油、肥料の値が上がり死活問題であります。 デルタ株に変わる国内のオミクロン株の感染も今後どうなっていくのか、国民に不安を与えています。おのずと都心の消費者は財布のひもを固く締める傾向にあります。 生産農家の経営安定のための具体的な支援を求めます。これは先ほど吉川議員のほう

でも言われたことと同じような内容かと思いますが、その中でも具体的な事例を挙げながら求めていきたいと思います。

それは、コロナ禍の生活様式の変化により、花の売上げに貢献していた冠婚葬祭事業や観光業の回復は数年かかると思われます。花卉・野菜栽培農家にとっては長期的政策も必要であります。

町には間伐を急ぐ山々が多いし、里山でさえ間伐が進んでいません。ハウス栽培の方々のためのエネルギー需給は、各国が加入している、今後広がっていくカーボンニュートラルのために必要となってくる政策となります。

当町には既にハウス内にペレットストーブを導入して石油エネルギー削減に努めている方もいます。間伐に力を入れ、ペレットにし、ハウス用のペレットストーブ導入の補助制度を提案いたしますが、いかがでしょうか。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。

コロナ禍の影響により、また重油価格高騰などの影響を受けた農家の経営支援につきましては、国、県の支援の方向性が出ておりますので、その項目に沿った中で当町も支援してまいりたいと思っております。

消費税アップに関わる影響についての補償等については考えておりません。

具体的な情勢や支援策につきましては担当課長よりお答えいたします。

〔下平町長降壇〕

産業振興課長

ただいまの御質問に対しまして、前半では農家の経営支援につきまして、後半につきましてはペレットストーブの導入の補助の考え方についてお答えをしてまいりたいというふうに思っております。

農家支援につきましては、先ほども同様の御質問がありましたので、多少重なる部分もありますが御容赦いただきたいと思えます。

農家の経営安定につきましては、昨今の気象変動や情勢の変化にあっても安定した経営が続けられるために万一の際の収入を補填する収入保険への加入を補助する新たな支援の検討を現在進めております。

次期作に向けて必要な融資が低金利で受けられるよう、関係機関により支援をしていきたいということも考えております。

さらに、話の一番の重点であろうかと思いますが、昨今の原油高騰の支援策として施設園芸農家への補助につきましては、議会初日、開会挨拶で町長が申し上げたとおり、本会議会期中において追加提案をさせていただき、早期に対応を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次にペレットストーブの補助の関係であります。

町が間伐に力を入れていく中で、ハウス用にペレットストーブを導入したいとの農業者がもしありましたら、現在、町の補助金で林業振興対策事業補助金というものがあります。また関連する県の補助金がございますので、そういったもので支援を考えていきたいと思っておりますので、まずは御相談いただきたいというふうに思います。

坂本議員 今、林業振興対策事業補助金ということでお話がありましたけれど、お話があったらということもあったんですが、私としては、自給的っていうふうなことを言っているのは、つまりは、それをやりたいという人だけではなく、全体的な産業構造というか、そういう中で、間伐の問題は林業としてこのところずっと出てきている問題なので、もう少しその部分には力を入れていくという町としての方向性はないんでしょうか。

産業振興課長 町の森林行政の関係にもなつてこようかと思いますが、森林面積は町の大体 70%ほどを占めております。その半分が国有林で、その残りが民有林で、樹種についてはヒノキが 20%、アカマツが 20%、あとカラマツが 20%近くございます。

そういった中で、今は今まで植えてきていた木も大分大きくなってきてまして、今後は間伐もしていかなければいけません、終伐から植林、そういったことも考えていかなければいけないと思っております。

今、町として取り組んでいることとしましては、団地ごとの山林保有者に対しまして意向調査を行っております。今後、自分で山林をどのようにしていけるか、していくか、そういったものを踏まえながら町や他機関とも関連しながら山林の整備を図っていき、また今言う間伐の利用もそこら辺を踏まえて今後検討していかなければいけないというふうに思っておるところでございます。

坂本議員 ペレットストーブでハウス栽培の方々の補助をということで提案したわけですが、今、課長が申されましたように間伐をどうしていくかという問題も抱えながらも、やはりそれを現場で使っていくっていう方向を考えていってもらいたいと思います。

団地ごとの調査ということですが、これが林業、それから農業と、両方とにうまく関わるような取組を期待していきたいと思います。

それで、1つ、補助の点では収入保険への加入ということで言っておられましたけれども、11月25日の農業新聞を見ますと、2021年度の補正予算で農水省の要求が通りまして総額 8,795 億円ということで、その中の産地生産基盤パワーアップ事業というので、それが 310 億円確保されたという中で、その中に、そういう何ていうのかな、燃油依存からの脱却への省エネルギー機器の導入支援サポートっていうのがその中にあるわけで、原油が上がるっていうことに関してもう少し具体的に突っ込んだサポートができるような形があるんです。

また、別の日の農業新聞の中では、栽培農家自身が自分でできるという形の中で、小型マイコン、防水温度センサー、Wi-Fi ルーターを組み合わせで自分で作る方法を紹介してありまして、それが材料費 2 万円ほど、通信費が 1 か月に 1,000 円ということで、こういった方法で高額な施設管理システムを導入するということをしなくても低額で対応できるというような新聞記事が載っておりました。

こういう時代の流れというかの中では、こういう細かな指導というのもぜひ農協とタイアップして対応して施設園芸者たちに伝えていっていただきたいと思うわけですが、そういう点では農業担当としてはどうでしょうか。

産業振興課長 ペレットストーブから少し話が広がってまいりましたけれど、ペレットストーブにつきましては、さっき町、県の補助の話をしてまして、そういった施設園芸につきまして 2021

坂本議員

国の補正、また 2022 の農水省の概算要求も出てきております。それらを踏まえまして、施設園芸農家の経営の効率化を図れるようにこちら情報収集し、農家の皆さんの声をしっかり聞きながら対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

ぜひ情報を収集していただいて、ぜひこういうことは忙しく働いている方たちは分からない場合もあるので、ぜひ情報を提案していただいていい方向に進めていただきたいと思います。

1—2に行きます。

主食米は、コロナの影響で外食用として使われていた当町の上伊那産米がだぶついており、昨年の予約米が残っている状況だと聞いております。

今年の当町の米の出来高は3割減だと言われておりますが、それでも今年の買取り価格が下がると言われています。

このところの農業新聞を読むに、国は主食米の減産を来年も進めます。

町内に畜産農家は少ないですけど、伊那谷では伊那市、飯田市、駒ヶ根市にはそういう畜産農家があります。

そういう中で、飼料用の米作りへの誘導と、飼料用の米になった場合は主食用より金額が安い買取りなのでそれに伴う減収の補助制度を提案したいと思いますが、その点の考えをお尋ねします。

産業振興課長

主食用米では需要に応じた生産が特に重要と捉えています。

御指摘のとおり、現在は人口減少や新型コロナ禍の影響により大幅な需要低下が起こっており、麦や大豆、飼料用米、加工用米などへの転作誘導が求められております。

町としましても飼料用米への転作は有効と考えておりますが、畜産農家へ直接持ち込むことは受け取る側の設備の都合で難しいことから、販売の戦略を含めJA上伊那とともに検討を重ねているところでございます。

また、飼料用米生産に取り組む農家への補助であります。今、国で水田活用直接支払交付金というものがございまして。これを活用して支援をさせていただきたいと考えております。

坂本議員

JA上伊那と検討ということで、今後の取組に期待したいところです。

あともう一つ、農業新聞の報道によりますと、転作の作物としては当町でもやっています大豆、ソバ、麦も小麦、大麦があるわけで、そういう転作での補助金が飼料用米よりも今後有利な形になっていくような方向性が示されておりました。

法人なんかの場合は農機具なんかも大きなのを持っているので対応もできていくとは思いますが、個人でそれをやるということになるととても大変なわけで、農機具の対応とかが必要になってくるんですけども、当町では個人で転作をやりながらという農家はあるんでしょうか。それとも、それはあまりなく、ほとんど法人がやられているという現状なんですか。

議長

坂本議員、できるだけ通告した質問の範囲の中での質問を求めますが、ただいまの件について答弁あれば。

産業振興課長

飼料用米から転作の政策にも入ってきたところですが、法人にしても個人農家にしま

しても、実はこれから今月の大きな作業が始まってくるんですが、生産調整がこれから始まってまいります。それについては、法人、個人も含めた中で地区営農組合を中心に取組を図っていききたいというふうに思っておるところです。

坂本議員

ぜひ農家にとっては利益の上がるというか、経営形態が安定するような方向性に誘導していただきたいと思います。

それでは1—3に行きます。

水稻では、先ほど何人か前の質問でもありましたように、今後は主食米から変えていかなければいけないのではないかなというような町長のお話もありました。

現在でも当町には4法人あってそれがまとめているわけですが、結構作りにくいところもやっている法人もあります。石が多いとか砂地だったりとか、高冷地というところもやっていたんですけども、このところは、だんだんそういうところは合理的ではないというところで、土手草刈りも大変だということで休耕田みたいになっているところが町内でもあります。

換金作物として森の会がただいまクロモジなんかの研究養命酒とをやったりしている経過もあります。養命酒の下の農家さんは7軒ぐらいでクロモジ栽培を委託されてやっているという現状もあります。

そういう中で、クロモジとか薬草とかハーブという換金作物を今後研究していったらどうかということを提案いたしますが、その点はいかがでしょうか。

産業振興課長

先ほどのお話にもありましたが、水稻、主食用米の水田では転作が求められている状況です。その中で、もともとお米が作りにくい場所であれば当然転作がより有効となりますので、生産調整の中で検討を進めていきたいと思います。

また、転作においては需要に応じた品目の選定を行う必要などがありますので、農家への需要と、また販売先っていうのも考えていかなければいけないと思います。そういったことも含めた中で、今提案いただいた作物について研究をさせていただきたいというふうに思います。

坂本議員

この5年ぐらいを見ても主食用米が伸びていくという感じは見通せないし、もしかしてこれが中国に輸出できるということになればまた違ってくるんでしょうけれども、現状としては、コロナの影響を考えても数年先っていうのがどうなっていくかということがはっきり分かっていないということになってくると思います。換金作物という点ですぐに決定はしないとしても探っていく必要があると思いますので、ぜひそれは研究をしていただきたいと思います。

1—4に行きます。

農産物の生産には堆肥が必要であります。化学肥料ではなく、有機堆肥を作るために施設を造り、学校給食の残渣、それから町内にはキノコ農家がありますのでキノコのおがくずと、あと畜産のふん尿などでもって堆肥化を進める必要があると思います。

これはみどりの食料システム戦略の交付金に対応する内容だと私は思いますけれども、この中で補助金を使ってできるようなことがないでしょうか。それとも、町としては今後独自で堆肥化を進めるような方向性はあるのでしょうか。

産業振興課長	御提案いただきましたとおり、学校給食の残飯、またおが粉、畜産のふん尿などを有機堆肥に変えて農産物の生産につなげていくこと、これは大変すばらしいことだというふうに認識しております。
坂本議員	施設建設の関係ですが、行政が中心となって施設を設けることについては、施設の規模やランニングコスト、輸送のコスト、水分調整や発酵などの技術が必要なこともあり、これについては難しいのではないかとというふうに考えております。 堆肥化にするということはよいという認識があるとしたとして、施設に対して町がどうっていうことではなく、法人もあることですし、今後、米から転換して施設園芸を押し進める方向ではあるという中で、堆肥化を促していくということ、施設を造るっていうことに対して何か補助制度が必要かとは思いますが。それに取り組んで進めていくという方向性はいいと思うんですけど、そういうことに対する積極的な関与はしていないのでしょうか。
産業振興課長	町としましては、捨ててしまうより、有効利用といいますか、堆肥化していくということはよいことだというふうに思っております。 小さな事例かもしれませんが、家庭で出た生ごみについても、飯島町は生ごみ処理機の購入補助、これについては8割補助、上限4万円っていう金額を出しておって、身近なところから堆肥化を進めております。 それと、企業に目を向けていきますと、先ほども話がありましたけれど、キノコのおが粉、それを堆肥として利用する。 今、食品関係でも、いろいろな残渣をそのまま処分するのではなく、農業上の何か堆肥なり、あるいは別の方法でも活用できないかっていう、そういった動きも聞いておりますので、町としてもその部分に注視しながら支援できるところは行っていきたいというふうに思っております。
坂本議員	ちょっと今、再三施設の話が出てきておりますけれど、町として主体的に建てることはできませんけれど、民間の中でそういった動きがあれば、対応できる部分、また支援できる部分については努めてまいりたいというふうに考えております。 これからの学校給食のための生産っていう観点からも、なるべく科学的なものに頼らない有機的な堆肥でもって学校給食の食材を作っていただきたいという思いがありますので、ぜひこの点を考慮していただいて、町としても積極的なそういう動きをしていていただきたいと思います。 1ー5です。 今回は農業を中心に質問いたしました。 行き過ぎた現在の世界グローバル化の中でコロナが発生したという現状もあるということと、グローバルになれば輸送コストという点ではコストがかかるという点と、安心・安全の確保は大丈夫なのかという、そういう点にも関わってきます。 当町は農産物の生産地であるという強みがあると思います。そういう中で、土地もあるし、堆肥も自前で作るということもできるし、ペレットストーブというような形で私は提案いたしましたけれども冬場の寒さ対策の形も考えようと思えばできるという中で、

町 長

自給的、持続可能な農業形態に少しずつ変えていく必要があるのではないかというふうには私は考えるわけですが、町長の見解を尋ねます。

質問が始まってこの質問まで、お話を聞かせていただきました。要するに、やはり常に農業の創意工夫が大事であるというふうに感じたところでございます。

小さな点で、例えば一家族で自給持続をやっている。ある程度の自給率、80%90%に行くかもしれません。残飯で肥料を作ったり、鶏を飼ったり、卵で、畑で、取り寄せた野菜、そういう規模です。

今度、飯島町全体になったときには足りないものが出てくる。そうしたときには、視点としては自給率を上げるという視点の中で上伊那と連携して自給率を上げるとかです。

もっと大きな問題、日本全体で39%の自給率しかございませんので、農業をもっと有効利用した中で自給率を上げると。先ほど申しましたように、こういう物流が滞る中において穀物の値段が上がっております。そういったことを鑑みると、やはりそういった自給率を上げる国全体の施策も必要ではないかなというふうに思うところでございます。

坂本議員

農業で自給率という点を言いましたが、町長が言われたことは、それは私も同意するところです。日本全体の中で自給率を上げるという、基本はそうではありますが、町内でもあるものを使って農産物の自給を上げていくという、そういうことも考えていただきたいと思います。

2に行きます。

2は、観光基本計画の進捗状況はどうなっているのか、いつできるのかと通告しましたけれども、すみません、計画書は平成30年3月にできておりました。ちょっと通告がよくなかったです。これはおわびいたします。

一応、観光基本計画の中身を読ませていただきましたが、準備期間として平成30年から31年ということ、本格的な取組として令和7年までとありましたが、内容そのものの全体を読ませていただきましたが、具体的にいついつというような記載ではなく、ざっくりとした計画になっておりました。

そこでお尋ねします。

関わっているメンバーを尋ねます。また、メンバーの方たちの会議の内容とか、どの程度会議をして何を決めていたんでしょうか。その点をお尋ねしたいと思います。

地域創造課長

観光基本計画、ちょっと経過も交えて先にお話しさせていただきたいと思います。

町の観光基本計画につきましては、今お話のあったとおり平成30年度に策定し、計画期間については町の第6次総合計画の前期が終了する令和7年度までの8年計画としたところでございます。

しかしながら、総合計画が3年ごとに見直すということでありましたので、次の観光基本計画については、上位計画との整合性もありますので、いつ策定するかとか関わっていくメンバーというのは今のところ決めておりません。

御質問にありましたどんなメンバーでということですが、観光基本計画は2つのアクションプランでできておまして、1つは、まずは観光のエリアを指定してございます。与田切公園から坊主平までと千人塚から滝ヶ原と、このエリアを飯島町は観光振興する

	重点地区というふうになっているのが観光基本計画での1つです。
	もう一つが観光戦略会議、これを設けていろんなことを決めていこうというふうになっております。その進め方で、今、観光戦略会議ですが、メンバーは2年任期になっておりまして、来年の8月までが任期となっております。今年度になりまして2回ほど会議をして、2回目は与田切公園の現場に行きまして施設のものを全部見てまいりました。そこでの課題を共有しているということで、これから与田切公園をどのように変えていくかということを任期の8月までに一定の方向が出ればということで今進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
坂本議員	メンバーの名簿を見させていただきましたけれども、紡縁社の方は入っているのにアイネットのメンバーは入っておりませんでしたし、あと、できたら現場をやっている方は両方入ったほうがいいのではないかと思います。どうでしょうかということと、ほとんどUターンという形で来られている方が多く、地元のつていうと変ですけども、飯島区、七久保区の方はいらっしゃらないんですけど、どうして入れられなかったのか、その点をちょっとお尋ねしたいと思ひます。
地域創造課長	観光戦略会議のメンバーにつきましては、先ほど言ひましたように2年任期ですので、1年半くらいでお願いしたいということでございます。その中にはいろいろな立場の方をお願いしているんですが、考え方としましては、観光部門に精通している方ということで、実践している方も含めまして選定しております。
	この人が入ったほうがいいのか、この人も入れたほうがいいのかという御意見はあろうかと思ひますが、いろいろな中でそういった方を選んでおりますので、よろしく御理解いただきたいと思ひます。
坂本議員	では2—2に行きます。
	11月中旬に千人塚を訪れたときに立入禁止の看板を横目で見ながら御座松橋まで下りました。傾斜のきついところは荒れておりました。また、橋を渡りましたが、飯島側はロープが張られて出られませんでした。
	立入禁止はいつから行われているのかということもありますが、坊主平には水洗トイレもできており、キャンプ場としては整えられましたので、現在は無料ではありますけれども、今後の有料化の考えはあるのかという点、それから千人塚から下りる道の整備、また橋の整備はどうするのでしょうか。
	また、もう一つ、管理は指定管理者どちらが行うという予定でしょうか。
	お願いします。
地域創造課長	まず、与田切公園から坊主平を経まして千人塚公園までのエリア、これは町の観光基本計画でウォーターパーク構想として示しているところでございます。
	昨年度につきましては、天竜川上流河川事務所の御協力をいただきまして立派なサイクリングロードも計画に沿って整備ができたということで、徐々に整備が進んでいるということでございます。
	千人塚公園から御座松までの遊歩道につきましては、平成22年度に、県の地域発元気づくり支援金、これを活用して七久保区の皆様に御協力をいただき整備した経過がござ

います。

町では、与田切公園から千人塚まで自転車で通行できるようにしたいという思いがございまして、今年度、遊歩道にある木橋、木の橋、こちらの改修を行うようになっております。

また、御座松橋につきましては、今年度、つり橋の点検を行い、次年度に整備を行っていく予定でおります。

御座松橋のキャンプ場は千人塚の指定管理者が、坊主平キャンプ場は与田切公園の指定管理者が、それぞれ管理していただいております。

今後の活用につきましても指定管理者の考えをお聞きしてまいりますが、有料化するには、遊歩道や橋の修繕のほか、炊事場のような施設の整備や受付の方法、こういった検討していかなければならない事項がありますので、こちらも観光戦略会議が動いておりますので慎重に検討してまいりたいと思っております。

坂本議員 改修の方向とか、そういう内容は分かりましたが、足で歩いて下りるのではなくマウンテンバイクを使って下りるという考えの中で直すとおっしゃいましたけれど、結構な工事になるんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

地域創造課長 千人塚から御座松橋までの間は押して歩いていただくということで、横幅だけは確保、押して歩くだけの幅は確保したいということで、安全対策を考えますと乗って下りていくというのはとてもちょっと不可能ですので、まずは押して歩いていただくことを考えております。

坂本議員 それを聞いて安心いたしました。

2—3に行きます。

千人塚は、桜が育つまで、現在はみんな切って小さな苗が植わっておりますけれども、それが育つまで10年から15年はアジサイとツツジがまばらにあるだけとなります。四季を通じた植栽が欲しいと思うわけですが、考えはありますでしょうか。

地域創造課長 まず千人塚公園の桜の更新についてですが、県の元気づくり支援金を活用しまして令和元年度より毎年50本の植え替えを行ってまいりました。最終年となる今年度も先月の28日に実施いたしまして、七久保区会の皆様や植栽に参加いただいた皆様など多くの皆様の御協力ですべて3年計画で行ってきた150本の桜の植え替えを無事終了することができました。

今後は、議員御提案のとおり四季を通じて楽しめるような植栽を計画してまいりたいと考えております。場合によっては、今回同様、植栽ボランティアの方々に御協力をいただくことも考えられます。ぜひ議員の皆様も積極的に御参加いただきたいなあというふうに思います。

坂本議員 それはとてもいいと思いますが、今はアジサイとツツジというふうな形で、ここに大きな桜がだんだん育ってくるということなので、植栽する花とか低木の何かそういうものは、環境に合ったというか、そういう中で樹種を選んでいただいて、いい形になっていけばと思います。

次の2—4に行きます。

	次に与田切公園についてお尋ねします。
	今、伊那谷では、屋外プールを持っているところはみんな閉鎖してしまって、南箕輪と当町のプールだけということではないかと思われま。伊那市も高遠もやめておりまして、アウトドアで町が売っていくとなればプールは売り物になるというわけですが、今後のプールの使い方というか、どうしていくつもりなのか。
	また、プールの管理棟と一体のつくりなのでトイレの使い勝手が悪いと言われております。テニスコートの利用者からも苦情があると聞いております。今後の考えはどのようにしていくつもりなんでしょうか。
地域創造課長	プールにつきましては、老朽化が進んでおりまして、以前、ろ過機が故障した段階でプールについては閉鎖という考えをお示ししたことがあったかと思ひます。現在も区切りとするタイミングの1つと考えております。
	また、テニスコートの利用者の皆様のトイレ利用につきましては、公園入り口の第1駐車場にトイレがあった頃はそちらを利用していたと思うんですが、撤去してしまいましたので、現在はプール管理棟のトイレかバーベキューサイトのトイレを御利用いただいているということで、大変不便をおかけしているということは認識しております。
	公園内の施設はどこも老朽化が進んでおりまして、また建設当時とは利用者の考え方や行動が変わってきているということもござひます。全体を見直す必要が出てきておりまして、今は先ほど申し上げましたとおり観光戦略会議で現場を見まして課題を共有するとともに改修計画について案を出していただきたいということで動いております。今後さらに検討を重ねまして、プール、テニスコートのほか、公園全体の施設について一定の考え方を示していただくよう進めてまいりたいと考えております。
坂本議員	だんだん時間が差し迫っておりますので2―5と2―6を一緒に質問します。
	今は、だから戦略会議で全体の中で考えていくところだったということなので、2―5の野外ステージの問題と、それから2―6、与田切公園に植えている桜にてんぐ巣病がもうすごく出てきているわけですが、それについてまとめてお尋ねしたいと思います。
地域創造課長	野外ステージにつきましては先ほど申し上げました観光戦略会議の検討の中に入っておりますので、よろしくお願ひします。
	桜の関係ですが、与田切公園の桜も、千人塚同様、植え替えが必要なところがあるというふうにお思ひしております。
	また、木の成長により混み合ったりして思い切った伐採が必要な部分もござひますので、公園全体の植栽について樹木医の方など専門家の意見も聞きながら検討していかなければならない時期に来ているというふうにお判断しております。
坂本議員	与田切公園は、先ほど課長が言われたように全体的に老朽化が進んでおりますので、予算がかかることなので順次考えながらやっていただければと思ひますし、やはりトイレの問題と、桜っていうのはどうしても町の売りということもありますので、それらを総合的に考えた中で与田切公園がいい形で生まれ変わるという大変ですが、

指定管理者も決まったことなので、運営がしていかなければと思います。

プールは大きくお金がかかる問題なので、非常に町民の皆さんの議論が要るかと思いますが、考えていただきたいと思います。

最後に、現在、広域農道に歩道をつける工事をやっておりますけれども、今年度中にはそれが完成となるわけですが、そうすると飯島、七久保、両方から与田切公園に歩いて行かれるという形になるかと思います。これが開通したときには町として何かイベントをする計画はあるのでしょうか。その点についてお尋ねします。

地域創造課長 当課と公園の管理者としましては、歩道が開通したから何か新しいイベントということは考えておりません。

坂本議員 イベントっていうふうに言いましたけれども、でも、やはりウォーキングの人たちは待ち望んでいた向きもあります。それから、今現在、コロナが少し下火になってっていうわけでもないですけれども、七久保の花の里と里の菓工房などはとてもお客さんが多いので、歩いて行かれるところまで歩道を安全に歩いて行って帰ってくるって言うても1時間はかからないと思うんです。

そういう中で、イベントというとあれですけども、何かウォーキング、そういう団体もあることですし、そういう人たちと小さなっていうか、一気にやるというわけではなく、開放して楽しめるような時間が持てればいいと思いますので、何かそういうような、集団で何かっていうわけではない、何か長期間的に何かの企画をやっていただければ、皆さん歩くということと何かできるのではないかと思いますので、考えていただければと思ひまして、これで一般質問を終わりにしたいと思ひます。

〔坂本議員復席〕

議長 以上をもちまして本日の日程は終わりました。

これをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

散 会 午後3時49分

令和3年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年12月9日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
三 浦 寿美子	1 住民生活を支える取り組みについて
浜 田 稔	1 飯島町営業部から「儲かる飯島町」への道筋を問う
坂 井 活 広	1 与田切ウォーターパーク構想について 2 役場職員の残業時間等について 3 七久保小学校の植樹について

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松澤 京子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松村 和夫
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和3年12月9日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 7番 三浦寿美子議員。 〔三浦議員質問席へ移動〕
7番 三浦議員	それでは通告に従いまして一般質問を行います。 今回は「住民生活を支える取り組みについて」ということで4件をお聞きいたします。 最初に福祉灯油券の発行についてということで質問をいたします。 原油価格の値上がりで灯油の価格は100円を上回りました。 先般、コロナ禍での生活困窮者への福祉灯油の実施の考えをただした際に町長は100円を超えれば対応すると答弁をしております。灯油価格は11月に入り既に100円を超えています。配送料を含めると1リットル当たり120円近い価格になると聞いております。 厳冬期を控える中、既に低所得者や福祉施設などで大きい負担増となっております。 質問として「本格的な寒さが訪れる前に早急に発行するよう求めるが所見は。」と求めています。開会時の町長の挨拶で原油高騰に対して支援の検討を進めており、できる限り早い対応をしたいとの表明がありました。公表できる範囲でその内容について説明を求めます。 福祉灯油を実施した自治体に対し国から2分の1の補助があると聞いておりますが、その認識でよいかについてもお聞きをいたします。 〔下平町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) お答えいたします。 石油の高騰による支援、政府がその支援についてしっかりと方向を打ち出しました。行政もそれに伴った対応をしていきたいというふうに思っております。できるだけ早い対応が望ましいかと思っておりますので、今議会中、最終日に議案を提出したいと思っております。今、制度設計をしておるところで、その前の全協で細部のお話をさせていただきたいなあとというふうに思っております。今検討中でございますので、しっかりまとまったものを全協でお話しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

健康福祉課長

しっかりとまとめたものは全協のほうで報告してまいりたいと思いますけれども、方向性といましては、福祉灯油券という発行の形ではございませんけれども、現金での支給での支援を考えております。

具体的には、低所得者の世帯への支援、それから町内の福祉施設の支援というふうに考えております。

企画政策課長

今の制度に対します国からの支援のお話がありましたけれども、特別交付税で措置がされるということで情報が来ておりますが、過去の例を見ますと2分の1ということで措置がありましたが、今回のことにつきましてはまだ細部が決まっておりませんので、そんな形で御理解をいただきたいと思います。

三浦議員

国からの補助もあるということで、今、全協で詳しい内容をお話いただけるということですので、早い段階で実施がされるというふうに思っております。低所得の方々や福祉施設の皆さん、この寒い冬を迎えるに当たって安心して年が越せ、寒い冬を乗り越えられますように、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

介護保険の補足給付制度の改定の影響についてということで質問をしたいと思います。

介護保険は、所得や資産の状況に応じて自己負担を軽減する補足給付制度が8月から改定をされました。介護施設を利用する低所得の利用者の食費が増額となりました。利用者や家族の介護への影響が心配をされるということです。

制度が8月から変わることを気にはしておりましたが、現実になって影響が見えてきたのはこの頃のことです。

最近、介護老人保健施設の記事を読みました。その施設では利用者の130名のうち約40%の49名が補足給付制度を利用しているとのこと。預貯金要件で4名が制度から外され、収入の段階区分が変更となったことで25名が負担増となったとのこと。

対象となる施設は特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型施設、介護医療院とのことです。

この施設にお話を聞いたところ、8月から実施をしたので9月に請求をして、10月に利用料が引き落としとなったそうです。その後、多くの不安の声が寄せられたとのことでした。2回目の引き落としが11月に行われ、引き落としができない利用者が出ているということでした。年金を頼りに施設利用をしている実態があるように私には感じられました。

町内にも特別養護老人ホームがあります。ショートステイも含めて特別養護老人ホームを利用している人は少なくない状況です。状況を把握して対応策を講じる必要があるというふうに感じておりますが、現状を把握しているかどうかお聞きをいたします。

健康福祉課長

介護保険制度におけます補足給付についての質問でございます。

補足給付というのは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの介護保険施設やショートステイを利用する方の食費、居住費についての低所得者への助成でございます。

令和3年8月の改正では、在宅で暮らす方との食費、居住費に係る公平性や負担能力

に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方への食費の負担額の見直しが行われたところでございます。

今回の改正は、2025 年度にいわゆる団塊の世代全員が 75 歳以上に到達し、今後急速に介護ニーズが増加するということが予想されておりまして、また 2040 年にかけては支え手である現役世代の人口が急速に減少していくことから、制度の維持、可能性の確保の観点から行われたものでございます。

この改正によりまして、町の状況についても補足給付の対象の方のうち約 2 割ほどの方が月額で 2 万円くらい影響があるというふうに見ております。

当町においても確かに改正の影響のあった方もおられますけれども、介護保険事業については介護保険法にのっとって事業のほうを行っているところでございます。高齢化率が年々上昇している状況でございまして、今後も続くことが予想されております。影響のあった方もおられますけれども、持続可能な介護保険制度の実現のために御理解をいただきたいというふうに思っております。

三浦議員

ただいま福祉課長のほうからは、国の制度が改正されて、それは 2025 年ということも含めて対応が必要だと理解をしてほしいというふうにお聞きをしたわけです。

以前の制度改正で施設利用者の利用料が配偶者の所得と合算となって、所得の段階が上がったことで利用料が大幅に増額となって在宅で介護サービスを受けていた配偶者の生活費が残らないという事例がありました。本当にそれぞれの家庭によって事情があり、一律に対応することは生存権にも関わる問題だというふうに私は感じております。

そもそも補足給付制度は非課税者や非課税世帯が対象であり、食費の負担が重く、施設入所を維持するために必要な措置であったはずです。現状を把握して、安心して施設を利用できるように、私は支援策も含めて町として対応する必要があるというふうに思っております。

ただいまはやむを得ないというようなあれがありましたけれども、在宅で生活をする方と施設に入所してと、在宅ができないから施設に入所をしてそこで生活をしている。

例えば年金の収入が 80 万円以下の方で単身ですとこれまでは預貯金が 1,000 万円、夫婦だと 2,000 万円であったものが、預貯金の金額が単身で 650 万円、夫婦ですと 1,650 万円というふうに預貯金によってまた算定の仕方が変わってきて、今まで食費が少なくて済んでいたものが増えているというふうな状況にもなってきているようです。

年金が 80 万円以下の方の施設入所者は今まで 390 円の食費だったものが、ショートステイで利用している方は 600 円になったそうです。それから 80 万円を超えて 120 万円以下の方ですと、ショートステイですと 650 円から 1,000 円に変わっています。それから 120 万円を超えますと施設入所で 650 円が見直し後は 1,360 円に変わるということです。食費は毎日のことですので、1 日がこれで、毎月毎月の支払いになりますと大きなものがあります。

また、先ほども介護老人保健施設の方のお話もありましたように、預貯金があるということで大幅に負担が増えたという方もおいでになります。

しかし、生活実態とかそういうことを考えると、ただそれでいいのかという、本当に

施設にそれで入所が続けられるかということも含めて問題になってくるのではないかなあというふうに私は思っております。

先ほども年金を頼りにしているということで、年金が入った月は引き落としができたけれども次の月には引き落としができないという施設にとっても大変な問題も起きているようですので、実態をぜひ調査していただいて、支援がなければ、今までどおりでなければ施設入所も危ういというような方が出ないような対応を、ぜひ町として支援策を講じていただきたいというふうに私は考えているところですけれども、この点について検討をすることが可能かどうか、町長の所見をお聞きしたいと思います。

副 町 長

この見直しにつきましては、国のほうで持続可能な介護保険制度の継続ということを目的にしておりまして、8月に始まったばかりということでございますので、実態はつかんでいく必要があるなというふうに思いますけれども、その内容を見ながら、今後どういう検討かということにつきましては今後の課題かなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

三浦議員

8月からで、ようやく2回目の引き落としがあったということで、これから3回目もあるわけですが、本当に食費が値上がりしたことで施設入所も危ぶまれるような方があってはいけませんので、ぜひしっかりその辺のところは実態を調べていただいて、支援が必要な方には支援策を講じていただきたいというふうに思いますので、その点を求めて、次の質問に移りたいと思います。

次は2022年度の75歳以上の医療費改定の影響についてということで質問をいたします。

2022年度の医療費改定の影響は、75歳以上の年収200万円以上、75歳以上の夫婦の年収合計が320万円以上の高齢者が受けます。このままいけば窓口負担が2割になります。

影響を受ける対象者はどのくらいいるとの予測か、また負担増となることでの受診抑制などの影響についてどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

副 町 長

お答えをさせていただきます。

その前に、国民健康保険及び後期高齢者医療保険につきまして、今まで町民の皆さんには御理解をいただきまして、ありがとうございます。

今御質問のございました75歳以上の後期高齢者の医療費については、窓口負担を除いた約4割を子とか孫の現役世代が負担をしておるのが現状でございます。2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始めるということで、医療費の増加とともに現役世代の負担が増大するということは、もう確実に分かっておるということでございます。

窓口負担の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険の維持をしていくために必要なものだというふうに思っております。

当町でも2割負担になる方も一定数おられますが、現役世代の負担を抑え、先ほど申しましたような国民皆保険制度を未来につないでいくということで、この制度の引上げにつきましても御理解を賜りたいということを思います。

詳細につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお

健康福祉課長

願いいいたします。

後期高齢者医療制度の見直しについてでございますが、令和4年度の後半から実施するとの方針が出されておりますけれども、現在、正式な施行日の決定はまだの状況でございます。

現在、飯島町の後期高齢者医療の被保険者は約1,900名、そのうち医療費の窓口負担割合が1割の方は約1,800名、このうち厚生労働省によりますと約20%の方は窓口負担割合が2割になると見込んでおりますので、飯島町で窓口負担割合が2割になるのは約360名となる見込みと思っております。

この見直しによりまして負担が増となるために受診の抑制とならないように必要な医療は受けていただくこと、また窓口負担割合が2割となる方については負担を抑える配慮措置のほうが予定されていることなど、広く周知、啓発してまいる予定でございます。

また、町では健診の受診の勧奨ですとか結果説明などの事後指導にも力を入れておりまして、町民の皆様の健康維持はもちろん、医療費の抑制につながる事業について積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

三浦議員

ただいま町で影響があるであろう人数は360名というふうにお聞きをいたしました。これは結構大きいかなというふうに思います。

それと、副町長のほうからは、皆保険だということで、これからますます負担が大きくなるということでお話がありました。必要だと、やむを得んというふうなお話でしたけれども、私はこの問題について少し見解が違います。

それはさておいて、飯島町の高齢化率は2021年3月では36.4%と3人に1人越えの方が高齢者ということになります。やっぱり年を取るとともに体に不具合が出るのは、これは仕方がないことです。そうした不具合を抱えながら田畑を耕したり草刈りをしたりと働いている人、また体調が優れずに療養をしている人、皆さん、どなたも精いっぱい今を生きておられます。

先日行き会った方は「病院通いばかりしているんな。」と言って畑仕事に精を出しておりました。高齢になって具合が悪いところがあれば安心して治療が受けられる環境を整えることが求められているというふうにつくづくと感じています。

私は、高齢になってもできる限り元気に過ごしてもらいたい。今、健康福祉課長のほうからも予防をしながら元気にというお話もありましたけれども、どんなに頑張っているでも高齢になればどこかここか具合が悪いところが出てまいります。

私のお行き会いした方も、膝が痛い、体の中のいろんなところも具合が悪いということであちらこちら幾つかの医者に通っているようですけれども、それがあからこそ畑仕事も精を出してできるということになります。

私は、そのためには必要な医療をきちんと受けることが必要だというふうに考えます。薬が多過ぎるなどという人もおりますけれども、その薬を1つ抜くと、そのことで体調を大きく崩しかねない、そういうリスクもあります。必要な治療はきちんと受ける、このことのほうが生活も安定して医療負担軽減にもつながるはずです。

前回、改正があったときに、1割負担に増えたときでしたか、どの医者に行くのをや

めるかということを今一生懸命考えていて、膝は痛い、手も痛い、慢性の病気の医者にもかからなきゃいけないけれど、負担が増えたのでどこか1つ減らすしかないという方がおられました。医者に行く治療費だけでなくって通うのにもお金が要るわけですので、いろいろ頭を悩ませていたようですけれども、最終的に減らすことはできなかったと思います。そうするとどうするかというと、どこかここかほかの中のところで減らすしかないんです、生活費の中から。その方は、最近お行き会いをしましたら「こんなものを着とるんな。」と言っておりまして、何十年も昔の服を娘の着ていたものだと言って引っ張り出してきて着ておりました。そうやって何とか暮らしているということになります。

その方が2割負担になるかどうかは分かりませんが、本当に医療費が2割負担になるということは高齢者の方の生活に大きな影響を及ぼすのではないかというふうに私は思っているところです。このことは町にとっても大変な問題ではないでしょうか。その辺についてどのように思っておられるのかと思います。

薬も今はいろんな病気を抱えておりますと薬代だけでも5,000円を超える、1万円近く払っている方もおいでになります。ですから治療費と合わせると1万円を超えるというような方もおいでになるんです。2割負担になったら生活はどうなるんでしょう。

本当に、しょうがないっていう問題ではなくて、飯島町で3人に1人以上の高齢者の方がいて、治療の必要な方が大勢いて、何もお医者さんにかからないで元気な方は少ないと思っておりますが、そういう状況の中で本当に計り知れない問題だと私は思います。

今度の議会にも国に対して75歳以上の医療費窓口2割負担実施に反対をする意見書の提出を求める陳情というものが出されておりますけれども、高齢者の命に関わる、これは制度改正であるというふうに私は思います。

全国の日本医師会の見解というのがありまして、その中でこのように言われております。全部を挙げていると時間がかかりますので2つほど読んでみます。

1人当たり医療費は年齢とともに上昇し、逆に年収は低下していく。そのため、患者一部負担が年収に占める割合は上昇していき、特に後期高齢者の患者一部負担は、現状の1割負担でもかなり重い。なお、65～69歳の高齢者の患者負担が重いことも課題である。

もう一つ、

後期高齢者の医療費（医科入院外＋調剤）について見ると、後期高齢者の年間受診日数は25日前後で、その内、在宅医療の占める割合は年齢とともに上昇するため、後期高齢者が過剰な受診をしているとは言えない。国が在宅医療を推進している中で、適切な在宅医療から高齢者を遠ざけるような政策は容認できない。

このように言っておられます。

やはり高齢になって医療費がかかるのはやむを得ない、若い世代に負担がと言いますが、全体を見るとそれほど若い人たちに大きな負担が行っているわけではないというふうに報告もされているところがあります。

ですので、やはりこの点についてしっかり実態を調べていただいて、医療費が2割負

副 町 長

担になる方が本当に安心して医療を受けられるかどうか、その点については調査をしていただいて、対応について検討をしていただきたいなあとと思います。国の方針がそうだからといって、じゃあそれでいいというだけでは済まされない問題が飯島町に起きてくるのではないかという心配をしておりますので、その点をもう少し実態調査を詳しくされるおつもりがあるかどうか、お聞きをします。

この制度は、まだこれからの制度でございまして、まだ始まったわけではございません。

先ほど健康福祉課長が申しましたように一定程度の配慮措置があるというふうに聞いておりますし、今、議員さんがおっしゃったように、生活に困った場合には、役場は町民の皆さんの最前線でございますので御相談を願うようなこともあるのかなあというふうに思っておりますし、困れば御相談いただきたいというふうに思っております。

今の中でどうこうということは、ちょっと影響額も分かりませんし、人数が分かる程度でございますので、この辺のところをもう一度検討しろといわれても、そのところはちょっとまだこれからかなあというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

三浦議員

ぜひ調査を早い段階でしっかりしていただいて、まだ国からきちとした方針が示されていないというのであれば、今ならまだ制度そのものを中止させると、そういう働きかけもできるわけであって、これは本当に全国からたくさんの署名が国会に寄せられているそうですし、先ほど申しましたように日本医師会でも反対を表明しておりますし、全国の保険協会でも反対をしている内容です。

飯島町の現状から考えて、高齢化してお金がかかるから、医療費がかかるから、保険が守れないからというだけで済まされる問題ではないし、そのために多くの皆さんが社会保障のためといって消費税も払っているわけですので、その辺についてはしようがないじゃなくってもう少し検討をしていただいて対応をしていただきたいというふうに求めて、次に移りたいと思います。

次は生活交通を支えるいいちゃんバスと福祉タクシーについてということで質問をしたいと思います。

来年度からのいいちゃんバスの運行の見直しの内容についてお聞きをしたいと思います。

総務課長

来年度からのいいちゃんバスの運行見直しの内容ということでの御質問です。

この内容につきましては9月の議会全員協議会でも御説明をさせていただいていますが、役場内部と、それから社会福祉協議会の関係部署を集めまして検討を進めている段階でございます。

方向としましては、病院線は残したまま、町内を循環する地域線について自宅から目的地へ移動できる仕組みへの変更を想定しています。

財政負担も踏まえながら検討を進めているところでございます。

具体的な方向が出てきましたら議会の皆さんへも御相談させていただく予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

三浦議員 今検討中ということですので、ぜひ住民の皆さんの希望、要望にのっとった改正ができたらいいなあと思うわけですが、見直しに当たって住民要望はどのようなものがあつたのか、それが今後生かされていくような取組をされているのかについてお聞きをいたします。

総務課長 いいちゃんバスにつきましては、以前よりバス停が遠いという御意見をいただいているところでございます。

また、公共交通の専門家からも意見をお聞きしているんですが、やはり免許返納を行った高齢者の方の多くはバス停までも歩いていくことが困難だという御意見をお聞きしているところでございます。

そういった御意見を参考とさせていただきながら、地域線をどなたにも利用しやすい運行方法とするように検討をただいましているところでございます。

三浦議員 私が幾つか住民の皆さんのバスを利用したい方、また利用できない方のお話を聞いてまいりました。

行きは、うちから出かけるときはいいちゃんバスを使うという方です。ところが、帰りはいいちゃんバスで帰りたいと思っても待っている時間が長くて、要するに町まで買物に出てきます、買物が済んでうちまで帰りたいんですけども、次の帰るバスを待っているのが大変だということで、結局タクシーで帰るということになってしまうというふうに言っておられました。ですから、いいちゃんバスは利用しているんですけど、往復はなかなか利用ができないという方でした。

もう一人の方は、先ほども免許返納でバス停が遠いというお話もありましたけれども、この方は押し車がないと歩けないということで、いいちゃんバスに乗るのに自分では押し車の上げ下ろしができない、なのでいいちゃんバスを使いたいけれども使えない。随分前だと思えますけれども、前は運転手さんが気を利かせて上げ下ろしをしてくれたのでいいちゃんバスも使えたんですけども、最近はそれをしてもらえないので、しょうがないのでタクシーか御近所の方のお世話になっているというふうに言っておられました。

それから、この頃まちの駅いいちゃんのお昼休みがあつたりして、ちょうど閉まっている時間がバスを待ってなくちゃいけない時間で、暑いときはとても大変、これから寒くなるのに飯島の駅ではとても寒くて嫌なのということも言っておられまして、バスを利用したいけれどもなかなかそういう意味でも利用しにくいというようなことも言われておりました。

先ほどもバス停を自宅に近いところから乗れるようになっていうふうに言われましたけれども、そういうわけで押し車がなければとかいう方にとってはその辺の温かい対応がないとバスを利用できないというふうに感じているところですので、その辺についてもぜひ検討の課題の中に入れていただけるといいのではないかなあというふうに思っております。

この点について、そんなような住民の皆さんの声というのは届いていないのでしょうか。お聞きをいたします。

総務課長	ちょっとそういった細かいところはお声が届いていないのかもしれないかなあというふうに思います。 今お聞きをしましたので、検討会の中でまた検討をしていきたいと思います。
三浦議員	先ほども言いましたが、いいちゃんバスを利用したいけれども利用できない人などがいるわけです。そういう人たちの声も聞けるような対応をしないと、また見直しをしてみてもいろいろ工夫もしてみたけれども利用者がなかなか増えないというようなこともあったりするわけですので、幅広くそういう声も聞こえるような——以前にいちいの会とかそういう皆さんが集まるところで御意見を聞いてみたいとかいうような話もあったように思うんですけども、なかなかそういうところに行ってお話を聞いていないのかなと思います。 ぜひ、こういうふうにしたら今まで使ったこともない人に使ってもらえるとか、免許を返納したけれども町に出てきたい、いろんなやりたいことがあるっていう人たちも本当に気軽に使えるというような、それじゃあどうしたらそういうふうに使ってもらえるのかということも含めて、やはり車が運転できて元気な人たちが集まってどうしようって言うだけではないものはできないというふうに思いますので、出向いてきちっとそういう皆さんのお話を聞くとか、いろんな機会にそうした話を聞いて、それを生かしてもらうようなことをしないと何回見直しても同じことが繰り返されるような気がしてなりませんので、ぜひ今後の対応をそのように求めていきたいと思いますが、その点、やってもらえるか、もうこのまんまで行ってしまうのか、お聞きをします。
総務課長	ただいま御意見をいただきましたので、また対応を考えてまいりたいと思います。
三浦議員	そういうことで、町の皆さんがどなたでも使えるはずのバスですので、ぜひ利用可能な利用しやすいものに見直しをよろしくお願ひしたいと思います。 では4—3の福祉タクシー券の利用方法について利用者から使い勝手について改善を求められていないか、あるとすればどのような内容かについてお聞きをいたします。
健康福祉課長	福祉タクシー券の利用についての質問でございます。 福祉タクシー券については、高齢者や障害者の社会生活の範囲を広めるとともに、経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的として、交通手段のない世帯の方へ交付をいたしております。 タクシー券1枚当たりの表示金額はタクシーの初乗り運賃を基準としておりまして、現在は640円となっております。 御質問のございました利用方法におきましては、初乗り運賃の変更があった際に表示金額が減となったことにより、タクシー券1枚で移動できる距離が短くなった、飯島駅から遠い地域では複数枚の使用が必要になったなどの声をいただいているところでございます。
三浦議員	私のところには、今まで福祉タクシー券2枚が使えたのに「1枚しか駄目だに。」って言われたと、「一体どういうことね。」っていう声が入ってきたりとか、私は与田切川を渡ったすぐのところに住んでいますけど、お近くの方が町から帰ってくると1枚では与田切橋の手前で終わるそうで、自宅まで帰ってくると現金を思った以上に払うことに

なったというお話なんです。また、前は2枚使えたので「2枚使いたい。」と言ったら駄目だと言われたというまたもう少ししばらく下のほうの方もおいでになりました。ということで、その方たちが何を言っているかということ、今まで2枚使えたもんで現金を払わなくても何とかなっていたけれど、今は1枚しか駄目だと言われると買物よりもタクシーに出す現金のほうが高くなったと、「一体どういうことな。」と、「私ら困る。」という話も聞きました。

一方で、もっと遠くの方にどういうふうに使っているのかとお聞きをしましたら、2枚なんてとてもじゃない、もったいなくて使えない、一年間でどうやってこれを上手に使うかということで、2枚は一度に使わないで、現金を払っても大事に大事に使うんだという方もおいでになりました。ということで、住んでいる場所とか、その方の利用方法とかで使い勝手が違うんだなあということを思いました。

そこで、どこに住んでいても利用しやすい仕組みというのを考えなければならないのかなあというふうにそこで思っただけです。

例えば、飯島町は今まで初乗り料金ということでチケットを作っていましたけれども、例えば1枚を200円とか、100円は細か過ぎるかなあという気はしますが、200円くらいだったら、まあ持ち出しがあってもそんなに買物より高くなるほどタクシー代に払わなくても用が済ませるのかなあというふうに思うんです。ですので、そんなような工夫をして、どこに住んでいてもそうしたリスクが少なくなるような——とにかく年金暮らしの方たちはいかに現金を出さないで上手に暮らそうかと思って本当によく考えておられるんです。

今までは2枚使えたと言っていた方が駄目だと言われたと言っていたので、私がタクシー会社に行って、そう言っておりましたけれどもどういふことですかと言ったら、町からそういう通達がありましたと言って壁に貼ってありました。確かに町の見解を見ると距離が足りないのに2枚使っちゃっちゃいけないということになっております。なので、幾ら文句を言っても、それはしょうがないことで、決まっていることですので、制度ですのしょうがないかなあと思いますので、それを考えるにはもうちょっとタクシー券を利用のしやすい方法を考える以外にないかなあというふうに思います。

皆さん本当にいろんな工夫をしてお医者さんに行ったり買物に行ったり、いざというときにはどうしたらいいかといって少し残しておいたりという、苦勞をして一年間にタクシー券をいかに上手に使うかという工夫をしております。最終的に残ってしまうのは、本当に万が一のことを思っているうちに3月になって、3月が終わってしまう、そういう方もおいでになるので、無駄なことではないというふうに思っております。

ですから、そのところを少し工夫がされたら皆さん安心できるんじゃないかなあというふうに思うんですけど、検討の余地があるかどうか、お聞きをいたします。

健康福祉課長

福祉タクシー券につきましては、やはり課題がありますので、制度のほうの見直しについて検討を日々行っているところでございます。

やはり使用、利用される方については、外出の目的ですとか頻度、または券の利用の用途ですとか使い方、人それぞれでございます。

	ただ、やはり生活の足の支援っていうものを福祉タクシー券のみではなくて公共交通も含めた中で考えてまいりたいというふうに思っておりまして、現在の公共交通も踏まえた中でどういう形がいいのかという検討を行っているところでございます。 いいちゃんバスの運行の見直しによりまして利用がしやすくなることで、生活の足に不便を抱えている方の不便さの改善につながることも考えられるところでございます。 議員の提案もございましたけれども、公共交通の見直しとともに、使いやすさ、必要性、支援の在り方、今後もやはり引き続いて検討をしてまいりたいというふうに思っております。
三浦議員	どこに住んでいても、どんな利用の仕方をして、福祉タクシー券のおかげでありがたいと言ってもらえるような福祉タクシー券になるように、また循環バスがどなたにでも利用できるバスであるということを、また使い勝手のいいように、ぜひいい見直しをしていただくように求めて、質問を終わります。 〔三浦議員復席〕
議 長	1 番 浜田稔議員。 〔浜田議員質問席へ移動〕
1 番 浜田議員	それでは一般質問を通告順に行います。と言っても 1 件 4 項目だけですので、ごく単純な質問かなというふうに思います。
議 長	1 番「飯島町営業部から「儲かる飯島町」への道筋を問う」という内容であります。
浜田議員	浜田議員、今どうも声が籠ってよく聞こえないんで、マスクを外して、もうちょっとマイクを上手に使って発言してください。 はい。（マスク外す）失礼いたしました。 1 番「飯島町営業部から「儲かる飯島町」への道筋を問う」という質問でございます。 まず質問を始めるに当たって最初におわびしなければいけないのは、通告書の中に「飯島町営業部発足から 6 年半」というふうに書いてしまいましたけれども、計算間違いで 5 年半でございました。引き算ができなくなって危ないなという気がしますけど、5 年半ですので、そういう内容でございます。 1－1、営業部発足から 5 年半を経た到達点への所見はということであります。 まずその前に、後出しで私の態度を表明するっていうことではなくて、私自身が飯島町営業部に対してどういうふうに考えているかっていうことをあらかじめ申し上げておいたほうがいいと思いますけれども、この構想そのものに私は大賛成です。ですので、飯島町営業部の構想が適切に推進されることを求めるというのが基本的な立場です。 その一方で、現状に対しては一定の憂慮を感じております。そういう立場からの質問だということをあらかじめ申し上げておきます。 営業部は、町長就任から 3 か月後、平成 28 年の 3 月議会で予算が計上されたというふうに記録しています。 翌 3 月議会の後、5 月号のトップ見開きで内容の紹介がございました。お手元の資料

のほうにもございますけれども、当時の正副町長が町長室の前にこういう飯島町営業部の表札を掲げた。その中で町に存在している自然や文化、人、物を発掘して仕事や観光につなげていく、当時はアウトドアがなかったんで自然、文化、食、花ということになっておりますけれども、計画中の事業としてはアルプスのお花畑プロジェクト、里山体験、農家・女性グループの声を反映した商品開発、インターネット販売などということであります。

その後、特命チーム営業部を経て平成30年には地域創造課も新設されると、こういう経過を経て今日に至っているということであります。

どんな事業も紆余曲折を伴うものであって、質問に書いた到達点っていうのは別に何か物差しがあるわけではございませんので、そういう細かい話ではなくて、現状に対してどういうふうに町長は見ておられるのかというあたりをざっくりとお聞かせいただきたいと思います。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。

飯島町営業部についての御質問でございます。

飯島町営業部につきましては、私が町長になったときの最初の大きな看板事業でございました。大きな期待も私も営業部にしておりますし、私の名刺も「飯島町長」のその隣には「飯島町営業部本部長」と、こういうふうに書いておるわけでございまして、私自身、飯島町営業部の本部長のつもりで王冠しております。国の方も「え、飯島町営業部本部長ですか。」と、「はい。私の心意気でございます。」と、このように語っておる、そういう肝煎りの事業でございます。

ただいま議員のほうから5年半という時間がたつたと、そのとおりでございます。

ただし、この1年半はコロナの関係で非常に活動が停滞していたということがございまして、実質3年かなと、このように思っております。

しかし、3年の割にはいろいろの事業ができてきたなあというふうに思っております。ちょっと御紹介をさせていただきます。

まずは自然部会です。

自然部会には、山が好きな方々、里山が好きな方々、大勢の方々がお集りいただきました。

その中でまず活動していただいたのが町民の森の整備でございます。

昔から飯島町には町民の森があったんですけども、あそこに人が入れて散策できるような形にしようということで、きれいにあずまやも直し、ベンチも自分たちで作り、それと遊歩道も造っていただきました。そういう活動に伴って、行政としましては林道を2回に分けて舗装する計画で、半分は舗装できて、あともう半分は今年できるんでしょうか、そういう計画で、人が行きやすい場所にしてきたと、こういうことでございまして、大きな進歩がありました。

そして、自然部会の仲間たちが独立して森の会というのを発足しました。彼らは飯島町の町民の森の中にクロモジが群生しているというところに着目をしまして、クロモジ

の製品を作っていこうと、なおかつあの場所にクロモジを植林しようという活動まで広まってきております。営業部の自然部会から独立して森の会を発足したんですけれども、クロモジ製品ではお茶であったり芳香剤であったり、最近はクロモジの効果というのを養命酒や信大と協力した中で——コロナウイルスにも抗菌力があるといえますか、効き目があるっていうと薬事法なんですけども——効果があるという学術的な発表と一緒に伴ってやっていたということでございます。でありますので、森の会の1つの営業につきましても今後大きな発展が見られるんじゃないかなと、このように期待しているところでございます。

また、それこそコロナの影響で町民の森でフルートコンサートをしたいと、それは花部会の方々と一緒にお花畑そして町民の森と続いた中で一貫して、飯島町営業部が開山式、できたお披露目式をやろうと、こういうことであつたんですけれども、1年半の停滞の中でそれが華々しくできなかったという残念な思いを今繰り越しておるところでございます。これが自然部会です。

言葉が足らなくて部会の皆様には大変申し訳ないと思いますけれども——あ、これも付け加えなきゃいけませんね。傘山へのルートもそこを基準にして作ったということで、傘山には大勢の方々が——「傘」という字は「八十」と略して漢字を書くもんですから、80歳の記念、80歳でも登れる里山であるという宣伝の中で大勢の町外からのお客さんも訪れて、着いたときのコメントのノートを置いてあるんですけれども、そこにもいろいろ書かれているということでございます。

なおかつ、このルートは中学生の体験登山、前は予備登山だったんですけど、コロナの中で西駒登山ができなくなったときに今度は本格的にその代わりに登山をしたということも聞いておりまして、だんだんに町民に親しくなっている町民の森から傘山ルートと、それがこちらのほうの岩間のほうへ下りてくる、あそこは何ていったっけ、ね、あのところへつながるルートも——すみません名前を忘れちゃって——ということで活発になってきている。

次に紹介したいのは文化部会です。

文化部会につきましては、地元の産業を生かした中で、これを音楽村構想ということの一貫として竹下先生に御協力いただく中でフルートコンサートを中心に音楽文化をみんなで作って出していこうということで、音楽の仲間が集まっていたけるようになりまして、数回のコンサートを開きました。もともと飯島町に音楽の愛好家がいらっやいますので、オペラの方々、ピアノを弾く方々等と一緒にコンサートをした経過がございます。

これまた先ほど言ったイベントができなかったりコンサートができなかったりしている中で、ようやく今、これは計画をしている段階で動いていただいているんですけれども、ニューイヤーコンサートをやってみたいなということの中で動いているようでございます。これも竹下先生にも御相談申し上げながら進んでいくことと思っています。

なおかつ、文化部会については飯島町の歴史を知ることが大事だということの中で飯島紘さん等の歴史の講話を続けて聞いておりますし、また桃澤さんにもそのようなお話

を聞いておると、こういうことでございます。

続きまして食部会でございます。

食部会、いいですね。今日は営業部専門ですから。もっと早く切り上げますか。(浜田議員「もう10分ほどなので」と呼ぶ) 分かりました。それでは、後の部分を残してやります。

食部会につきましてはいろいろな活動をしております。

今回止まっていたのがヤマト運輸と多摩ニュータウンです。多摩ニュータウンへ飯島町の農産物をヤマト運輸を通じて商売を展開していこうと、この事業が止まってしまったんですけども、先日、松本主管の担当者が来て、再開しようということで、今年度、お米から野菜から多摩ニュータウンへ運ぶと、こういう計画をしておるところでございます。

花部会につきましては、ポピーが毎年毎年咲いてくれるんだけどもお客さんが来てくれないっていうのが一番悩ましいということでございます。今後、盛大に来ていただきたい。

その隣にフジバカマが咲いておりまして、そこはアサギマダラが飛来していると、多いときには50頭60頭来ておりますので、宮田が先行しておりますけれども、宮田のアサギマダラよりも飯島町のアサギマダラのほうが多いと、こういうところを今後主張していきたいと思っています。

アウトドア部会につきましては、千人塚のイベントでアクティビティーがいろいろありました。今一生懸命対応しているのがマウンテンバイク、これを千人塚、与田切をつなぐ中で活用していきたいなということでございます。

以上、このようなことで大きく発展してきておるところでございます。

以上、お時間をいただきましてありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

浜田議員

コロナもあったので実質3年の中では大きく発展しているというのが町長の所感だというふうに伺いました。

1—2に入ります。

その一方で、残念なことなんですけれども、9月の決算審査で幽霊部員が多いのでこれを整理したいという所管課の認識が示されました。

実は、その後開かれた自然部会の総会で議会だよりに幽霊部員が多いと書いたという発言が2度ほどありましたかね。私が議会だよりの編集委員でもありますので大変残念で、あたかも議会がそういう認識を持っているかのような誤解があつて、ちょっと時間が押していたんでその場では説明しませんでしたけれども、とにかく議会の見解ではございません。けれども、やはりそういう認識が町内や自然部会あるいは飯島町営業部員に伝わったということで、大変残念だと思っております。

実は私自身も自然部会員でありますけれども、ちょっと私ごとを例に恐縮なんですけど、自然部会の町民の森の現地の活動には、私は残念ながら参加しておりません。若い頃に交通事故で足を痛めまして、ちょっとそういう距離を歩くことには大変向いてないとい

うことであります。けれども、飯島町の自然には大変関心持っているので、毎年東京から来る生き物調査では、アグリネーチャーで星空案内をやったり、それから後で御説明しますけれども、営業部の発足以前から自然エネルギーの活用に関しては取り組んでいるので、自然部会員のメンバーとしては部会員であるという認識を持っています。

ですので、幽霊会員という認識はちょっと乱暴なんではないかと、そうではなくて、志を持って、退会届を出していない人は何かの形で関心を持っているんだというふうにもっと裾野を広めるべきではないかというように私は考えているんですけれども、ちょっとこのあたり訂正していただいたほうがいいかと思えますけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

地域創造課長

御指摘の部分につきましては、まず適正ではない表現であったと心から反省しております。ある部会の部員との懇談の中で、そういった表現は好ましくないんじゃないのという御意見もいただいております。

現在参加されていない部員の方々につきましては、それぞれの御事情があらうかと思えます。また一緒に活動していただけるよう、活動の充実などをこれから図って一緒にやっていただくように働きかけたいと思っております。よろしくお願いします。

浜田議員

ちょっとマイナーなお話に及んでしまいましたけれども、本筋に戻って1―3、営業部がトーンダウンしていないかということであります。

もう一度営業部の在り方の出発点に戻って町が統括をすべきじゃないかというふうに、これは議会の9月決算議会でのヒアリングでそういう問いかけがあったわけですがけれども、所管課の答えとしては予算もないけれども今後の方針は検討するというものであります。

その後、自然部会で、これは町側の認識だと思えますけれども、現状分析と重点課題についてという資料が示されました。お手元の資料の中にあると思えます。1ページ目です。SWOT分析という手法でもって課題を示したという一覧表になっています。

SWOT分析というのは、強みと弱み、要するに自分の強みは何か、あるいは弱みは何か、それから環境、外部要因が今チャンスなのというふうにオポチュニティーがあるのか、あるいは逆にチャンスの反対、懸念があるのか、こういう4つの項目について分析したテーマで、残念ながらマイナスの要因のところが多く指摘されているわけです。

大きなところに赤印をつけておりますけれども、3つあります。1つは営業部に独立した会計がない、それからまちづくりが主体になってもうかるを意識した個別事業がないと、それともう一つはさっきの幽霊会員の話で、この3点がかなり大きな問題というふうに指摘されておりました。

まず、今頃になって独立した会計がないということと言うかというのが私の疑問です。

それから、もう一つは、地域の資源を発掘するという立場で参加されている部員が多い、例えば自然部会なんかはそうなんですけれども、それに対していきなりもうかるということを意識した事業創出を求めるというのは手順として妥当なのかと、私としては不自然ではないかというふうに感じるわけであります。

ですので、こういう前提で部員からもっともうかるということを前面に出した事業推

進をやるべきだという問いかけはあまり適切ではないと。

むしろ部員と町の求めるもうかるという間にギャップがあつて、その結果、このマイナス要因のような指摘に至っているっていうことについて、部員の意見を求める前に要するに町としては何を考えていたのかということを最初に示すべきではないかというふうに思うんです。

現実には、先ほどの町長の認識と、それから所管課から出ている現状認識との間にギャップがあると思うんで、これについてどういうふうにお考えなのか、もう一度お尋ねしたいというふうに思います。

町 長 飯島町営業部の設立の目的は、やっぱり魅力ある飯島町をつくっていききたいということなんです。

それで、魅力あるっていうことは、やっぱり人が集まってくるっていうことです。それで、人が集まってくるっていうことは、何もないところに集まらないんで、よその人はね、飯島町の人が飯島町のこれは面白いね楽しいねと、まずはそこで集まることが大事だと、そしてその輪が膨れて発信できるようになって、ようやく人が集まってきた、それがようやく地域の活性化になり、ひいてはもうかるところへつながるということであるんです。

ですから、最初の要は、核となるものは、飯島町の魅力、そこへ寄ってたかる、そういう飯島町の町民のグループをつくっていくと、これが目的です。

それで、儲かる飯島町って言っていますけど、先ほど私が説明したように、最初っから金儲けせえと、こういう話をしているわけではございません。飯島町の魅力をみんなが発掘して磨き上げて発信して人を集めていこうと、その成果がようやく、ここへつながっているんです、ワーケーションに。ワーケーションに集まってきた人たちが飯島町の魅力に触れるのに、そういう方々が開発していただいた飯島町の資源を尋ねる、ここへつながってきているわけです。

ですから、ストーリーとしては、儲かる飯島町が基盤をつくって魅力を発信し、その方向へ乗ってワーケーションが成り立っていると、プラス農業の魅力、飯島町の文化、五平餅というところへつながってきているわけです。

そういうことでございますので、決してもうけを先行してやってくださいっていうことではないですし、営業部に集まってくれてくれる方々は、今は新しい課長さんになりましたから、1年半も過ぎていきますし、一旦まとめたいなあという気持ちがあったと思います。それで整理という言葉なんですけど、自分の心の考え方も整理しなければいけないし、今まで営業部が実質3年、5年半になるものを一旦整理したいということ、それでだんだんに伸ばした。ですから、これには目標到達点はないんです。どんどんどんどんそれが展開してく事業を望んでいるわけですから。

それで事業費につきましては、その事業が進むたびに予算をつけているということでございますんで、はい幾ら獲得しました、各部会にこのお金を配りますので幾ら使ってくださいということよりも、まず事業を考えて、それにはお金が要るね、じゃあその金は町が直接出すのか、いや、皆様でよく考えて、県の元気づくり支援金をお手伝いしま

すから自分たちで取りましようよと、こういうことも御案内しているわけでございます。金銭はそれでございます。

ですから、今大きな目的で3つ赤字をもらってマイナス点だと言われた部分については、多くの部分で解決できる、できている問題だというふうに思っております。

町長の認識は分かりました。

ただ、実際に自然部会部員に配付された資料には、残念ながらもうかるを意識した事業創出になっていないというのが重点課題というふうに書いてありますので、ちょっと残念だと思いましたが、今の町長の認識であれば私は妥当なものだと、本部長の認識ですからそれが正しいんでしょう。

ただし、なぜそういう問題が起こったのかというのをちょっと考えてみました。お手元の資料の2ページ目です。

これは、もうかるだけを対象にしたわけではなくて、町の中に眠る資源を発掘して、その中から事業性のあるものを選び出し、それから裾野を広げていくと、そういう流れがあると思うんですけども、私から見るとそのあたりの区分けが1つは不明確だったというようなこと、それから事業化を推進するに当たっての町の支援がやや不透明だったんじゃないかっていうふうに感じたわけです。

私が関わっていたというか、多くの町民の皆様が進めてきた自然エネルギーの事業化の流れと対比しながらちょっと比べてみました。

申し上げますけれども、これは町内で構造設計、あるいは機械加工のプロの方、それから経営実績に大きな経験を持っておられる方、そういった方々が推進してきた自然エネルギー事業なわけで、私は単に取りまとめをやっただけに過ぎないんで、個人的な話をしているわけではないということをあらかじめお断りしておきたいと思います。

お手元の資料の一番下、これが恐らく町長が発掘したいと思っている全体像だと思います。飯島町に潜在している、まだまだ気づいていないことも含めて多くの人材と地域資源がある。これは、自然エネルギーに関して言えば、当然今申し上げたような多くの人材、それから太陽、青空、河川、森林、風、こういったものがエネルギー資源として眠っているというふうに考えています。それが、これまでは、例えば営業部発足以前は個人の取組に終わっていたという部分がかなりあったと思っています。

エネルギーに関して言えば、個別のお名前を2つほど書いておりますけれども、例えば鳥居原にいらした米山達夫さん、この方は駒ヶ根ではありましたが30キロワットというセミプロ級の発電所をほとんど自分で設計、管理して稼働させたと、かなり立派な発電所です。それから佐々木廣さん、この御近所にお住まいでした。先頃亡くなられましたけれども、太陽を追っかけていく太陽光発電をやったり、前の川で水力発電をやったりと、そういう個人的な取組、言ってみれば飯島町の先駆者の皆さんです。どちらも既に故人になられましたけれども、こういったことがその後の人たちを励ましてきたんだというふうに私は思っています。ここまでは断片的な取組です。

それを町の中で横断する取組が下から見て3段階目だというふうに考えています。

具体的に言いますと、これは一方では飯島町営業部そのものです。つまり、それまで

里山に関心を持っていた、あるいは花に関心を持っていた、あるいは食に取り組んでいた、そういった方々を町内横断的にまとめた。この意義は、非常に私は大きいというふうに考えています。

自然エネルギーのほうに関して言えば、自然エネルギー推進協議会っていうのを町が音頭を取って設立していただきました。非常に強力なバックアップで、当時の課長補佐が精力的に活動したという認識を持っています。それから、この協議会には町の金融機関も非常に関心を寄せていて、オブザーバーとして支店長さんが毎回出席されているというぐらい関心を寄せていただきました。主に町内の 36 名の方、法人 7 社、こういった方が中心に活動してきました。

それと、もう一つは、県も大変関心を寄せていただいて、長土連、長野県の土地改良連合会、ここが支援制度を発動していただいて、町内の有望河川の調査を 1 年かけて行っていた。

こういう町、県、それから金融機関、こういったところが相当強力な支援をしていたと、これが推進力になったということでもあります。

この点で飯島町営業部のそれぞれの部会に対する支援が十分なものであったのか、私はちょっとこの辺が不足していたんじゃないかというふうに率直に言って思っています。

手を挙げて元気づくり支援金を取ってこいと言うだけではなくて、必ずしも経営のプロでもありませんし、それから事業設計のプロでもありませんし、そういった方々に対してはもっと手厚い支援が必要だったんじゃないかというのと、それから、この活動っていうのは実は 2 つの分野に分かれると思っています。1 つは裾野の拡大です、先ほど町長がおっしゃられたように。つまり、事業になるかならないかということではなくて、町にどれだけ素材が眠っているかという裾野を拡大する活動と、それからその中で事業になっていく活動とをきちんと仕分けて、事業性のあるものに対しては相当手厚い支援をしないと事業として育っていかないんじゃないか、こんなふうに考えるわけです。このあたりに私はクエスチョンマークがついているところです。

それから、その次の段階、4 段階目です。ここでは事業性のあるものに対して具体的な資金投入、人材の投入が行われなければいけない。それから採算性を目指す事業計画が立てられなければいけない。この段階であります。

町の事業に関して言えば、これで具体性のあるものは、今のところ私は楽天市場の話ぐらいかなというふうに思っています。

自然エネルギーのほうに関して言えば、町から 1,000 万円の出資がありました。高坂町長の時代です。それと町民からは最終的に 600 万円を超える出資をいただきました。それから地域の協力、これは特に田切でありますけれども、地域の協力をいただいた。

それで、当事者、それぞれの専門家が集まって、これはもう特許を出願しておりますけれども無人でごみを取るような除じん機、それからインターネットを使った自動管理、こんな技術が生まれて、現状どうなっているかという、事業規模 800 万円で、現在、毎年 40 万円の売上げを立てています。つまり 20 年たてば一応最初の投資に相当するものだということでもあります。ただ、単管費なんかまでは出てこないと思います。

2キロワットの規模でここまで行けたのは、私は成功だと思っています。といいますのは、小水力発電っていうのは大体 100 キロワットが損益分岐規模だって言われているんです。それに対して2キロワット、これは太陽光でいうと 12 キロワットぐらいなんですけれども、一応初期投資の回収ぐらいまでは見えたという意味では、次の目標は損益分岐点規模の 100 キロワットではなくて、10 キロワットぐらいで収支を出したいという見通しが立ってきたという意味では、実証実験としてはオーケーだったんじゃないかというふうに思っています。

この事業化検討が進めば、次は本当に事業化に取り出すということになります。

自然エネルギーに関して言えば、これは下平町長の時代になりますけれども、町施設の屋根貸し事業というのがございまして、私どもが応募して採用していただいた。それから金融機関もずっと関心を持っていたいて融資の段取りはつけていただいていた。県のほうも同様です。ということで、事業規模 7,000 万円で、現在、売上高 1,200 万円ほどの事業になっています。

その結果、昨年度に黒字化を達成いたしました。今のところ冒険をしなければ、かなり保険も掛けてありますんで大丈夫だと思いますけれども、屋根貸し料、それから法人税、固定資産税等、全体を含めて町に大体年間 100 万円ぐらいの貢献はしていると思っています。ですので、高坂町長時代の 1,000 万円は大体 10 年たてば恩返しができる。しかも資本金ですので、その 1,000 万円自身は残っております。ですので、ささやかながら儲かる飯島町に少し貢献したかなと。

伸び代について言えば、先だって文化館の小ホールでカーボンニュートラルの講話がありましたけれども、あそこで矢原室長が発表しておりましたけれども、飯島町のエネルギー消費全体が十数億円、ほぼそれに匹敵する自然エネルギーが眠っていると言われているので、今は 1,000 万円ですけれども 100 倍ぐらい伸び代があるのかなと、つまり 10 億円規模のビジネスになるんじゃないかと思っています。話半分にしても多くの単位の事業にまで伸び代があるというふうに考えています。

実は、飯島町営業部のほうの楽天事業はどうなったかっていうと、これも売上高はほぼ同じぐらい、昨年度、2020 年度、売上高は約 1,100 万円、利益が赤字の 260 万円、損益分岐点規模が 2,500 万円ということで、離陸に向かって動き出したというふうに私は見えています。

売上げ規模は当然自然エネルギーと同じぐらいなんですけれども、事業形態は違います。自然エネルギーのほうはほとんど固定費ビジネスですのでほかの経費が要らない。それに比べて物品の販売はそんなわけにはいかないという、この差が出ているだけだと思いますので、こういう流れで行けばいいと思うんです。

ほかの部門についてこういう一連の流れが見えてこないというのと、先ほど自然エネルギーのほうで紹介したような適切な人的・物的支援、それから経営面での支援、こういったものがもっと適切に行われるべきではなかったかというのが私の認識です。

これが行われて町の中で有力な事業が立ち上がれば、お手元の資料の一番上を書いてありますように経営規模の拡大、多角化などで本当に地域循環型の経済が実現して、町

が一層自立性を増すんではないかというふうに私は期待しております。

そのことによって、最終的には、先ほども住民福祉の質問がございましたけれども、地方自治法が求める、第2条に書いてあります地方自治体の本来の目的、つまり住民福祉の実現、増進、これに寄与するのではないかというふうに思っております。

いろいろ長いお話をしましたけれども、もう一回論点を要約しますと、地域資源の掘り起こし全体については先ほど町長が認識を示されたようにそれなりに広がっていると、問題は事業化に対してこれを浮揚させていく手順があまり明確ではなかったというふうに私は認識しておりますけれども、特に経営経験をお持ちの町長はこのあたりについてどういうふうに見ておられるのかお尋ねしたいと思います。

町 長

今、事業化についてのロードマップを示されました。

飯島町営業部というのは、最初からこれを事業化していくんだという目的ではないんです、そのスタートが。

水力発電の例を出されましたけれども、あれはやっぱり水力発電業という起業をしようと、そのためには出資してもいいという覚悟のある方々が起業、事業化していくと、こういう意志が集まった団体であります。

飯島町営業部の場合には、まず飯島町の魅力を発掘していこうよと、そして多くの方々に飯島町に来ていただこうよと、それから間接的に地域が潤ういろいろの方策をしていこうと、ここが目的です。

そして、なおかつそのいい例が、今回の森の会なんですけれども、森の会は、あ、これは可能性があるぞと、ちょっとビジネスとしてやってみないかと、こういうグループができた、これも1つの大きな成果かなあ、順番かなあと、こういうふうばかりに行きなさいよということを飯島町は申し上げておりません。

ただし、森の会につきましては、もうこの間は研究発表をして、信大から養命酒から伊那食品からすばらしいパネルディスカッションをやったねと、次の事業化について、もっと拡大するについて何かお手伝いすることがありますかと、こういうお話をさせていただきました。

物事っていうのはだんだんに生まれてくると思うんで、それを一番に狙っているわけです。最初から起業していくんだったら、やっぱり起業家でやっていけばいいと、それはやっぱり道筋が違いますし、あるいはその段階、今はずっとだんだんにボトムアップしていったって、事業化、起業をすると、こういう段階が当然あるわけでございまして、そこをやっぱり見極めて応援していきたいなというふうに思っております。

飯島町、私ももろ手を挙げて全部うまくいっているというふうに思っているわけではございません。各部会とも私はこんなことをやりたかったんだという人が必ずおるんです。それで、リーダーが1つの事業に絞って一点集中でやっていく、こういう形式だったんですけど、その場合に、ああ私はちょっとそこには魅力ないということの中で休会されている方がいるんです。そういう方々もやっぱり魅力がある部分を発掘しておるわけですから、これが少ないグループでも言ってきてくださいよと、そういった事業を盛り上げていったらと、こういう形に今後広げていくことが大事かなあと、5つの部会が

		ありまして5つの事業をやっているのではなくて、幾つかの事業が寄り集まって飯島町の魅力を磨いて発信してもらう基礎をつくっていくということであれば、それは応援していくと、こういうふうに捉えております。
		営業部員の皆さん一生懸命やっておりますけれども、事業化が目的だよということは町としては一切言っておりません。
浜田議員		それは私にとってはかなり意外な御説明でした。というのは、飯島町営業部の発足のときに実は各部長がテーマ選定で頭を悩ませていたのは、これが事業化っていいですか、収益につながるようなテーマを生み出せということ本部の町長から指示されたと、そういう口ぶりで皆さんかなり悩んでいたんです。ですので、私は当然そういうものだというふうに考えておりました。
		今のお考えが基本的な考えであれば、それはぜひ飯島町営業部の部員の皆さんに正しく伝えていただきたいと思います。そのことを求めて質問を終わります。(町長「議長」と呼ぶ)
浜田議員		質問していませんけど、どうぞ。
町 長		誤解をされたままこれで終わりますって言われたんじゃ信頼関係を失うんですよ。やっぱりこうに思うんだけどどうだという答えに持っていけないと、ああ町長の言うことはこうなんですよ、ここが間違っていますってさっと帰られたんでは誤解されてしまうし、浜田さんに対する信頼感を失うんです。ぜひ、このことは答えたいというふうに思います。
		最初からもうけるということよりも、間接的に儲かる飯島町をつくっていくと、間接的にもうかるんですよ。大勢の方々を呼んでいただいて、それでお金が落ちる。商売でもそうですよ。何でも金もうけ金もうけじゃなくて、いかにいいものを発掘して提供して、お客様に買っていただいて、その結果、もうかるということですから、すぐ金もうけ金もうけじゃないんです。私のやりたいところはこうなんです。どうなんですか、その商品を買っていただく、来ていただく、見にきていただく、その結果、町が潤うということです。これをもうかるという表現をしているんです。ぜひ御理解いただきたいなというふうに思います。
浜田議員		終わります。 〔浜田議員復席〕
議 長		ここで休憩を取ります。予定より進行が早くなっておりますので、再開時刻を11時ちょうどとします。 休憩。
休 憩		午前10時41分
再 開		午前11時00分
議 長		会議を再開いたします。

9 番
坂井議員

一般質問を続けます。
9 番 坂井活広議員。
〔坂井議員質問席へ移動〕

それでは通告に従って一般質問を開始いたします。

まず 1 「与田切ウォーターパーク構想について」お尋ねします。

飯島町の観光基本計画には「(仮称) 与田切溪谷ウォーターパーク構想」と題して与田切公園から坊主平、御座松を越えて千人塚公園に至る与田切溪谷一帯を与田切ウォーターパークとして一体的な利用を考え整備を行う旨が記載されています。

この点について通告書には素案しかないというふうに書いてあるんですけども、通告後に観光基本計画の正式な決定書を町から提出いただきましたので、そこに書いてありますということでちょっとそれを参照したんですけども、(計画書掲示) この正式な観光基本計画があるんですけど、これの 7 ページを見ると、ちょっと議事録作成の観点から言語化して全部読み上げますけども、

飯島町の観光拠点である与田切公園から坊主平・御座松エリアを越えて、千人塚公園に至る与田切溪谷一帯を「(仮称) 与田切溪谷ウォーターパークとして整備を行います。

このエリアは、中央アルプスの恵みである与田切川の清流が織りなす、親水の空間です。春から秋にかけてはキャンプ客で賑わい、冬は澄んだ空気が夜空の星をより一層輝かせます。心と体に潤いをもたらす、そんな場所となるよう各拠点の活用方法の検討と整備、それらをつなぐ周遊コースについて計画します。

そして下の部分には、

(仮称)飯島町観光戦略会議により、顧客満足と住民満足を基本的な視点として様々な活用方法について検討を進めます。

ということで、素案と正式に決定した基本計画の書面を見させていただいても正直あまり違いがなくて、与田切公園から御座松キャンプ場までの一体的な利用というのは具体的にどのような利用かっていうのがいまいち分からないので、ちょっとこれについての説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長

お答えいたします。

町では観光基本計画を平成 30 年度に策定し、計画のアクションプランの中で与田切溪谷の整備事業と観光推進体制の整備、この 2 つを掲げました。

1 つ目の与田切溪谷の整備事業では、与田切溪谷ウォーターパーク構想を打ち出し、水に親しみ、河畔林の動植物を観察し楽しむことができる観光拠点として周遊コースを整備するといったしました。これが一体的利用となります。

周遊コースの整備につきましては、昨年度、天竜川上流河川事務所の御協力をいただきましてサイクリングロードが出来上がりましたので、着々と整備を進めているところでございます。

	2つ目の観光推進体制の整備では、観光戦略会議を設置いたしまして、具体的な取組は戦略会議で検討していくこととしたところでございます。現在、観光戦略会議では与田切公園の施設整備の検討をしているところであり、今後、与田切渓谷全体の利用につきましても検討していくことになると思います。 〔下平町長降壇〕
坂井議員	今のお答えですと、戦略会議で検討し、戦略会議の中で施設整備について検討することなんですけれども、特にまだ与田切公園をどうするかについてについては具体的な案は出てないという理解でよろしいでしょうか。
地域創造課長	現地点では、具体的なものは出ておりません。
坂井議員	では1―2に移ります。 先ほどの質問と関連するんですけれども、ウオーターパーク構想実現に向けた具体的なスケジュールについてなんですけれども、昨日の答弁では観光基本計画は令和7年までというふうに発言がありまして、それ自体が観光基本計画の2ページに記載はされているんですけれども、令和7年までにこれを実現すること以外に何か具体的なスケジュール、例えば令和5年までに坊主平・御座松エリアを整備するとか、そういった具体的なスケジュールというのは、観光基本計画の2ページに書いてある以上のものは今あるんでしょうか。お答えください。
地域創造課長	全体のスケジュールについては、現在、お示しできるものはございません。
坂井議員	その上でなんですけれども、観光基本計画の18ページに「広報ツールの整備」ということで「飯島町の観光振興のキャッチコピーやロゴ等作っていきます。また、町内外に情報発信するためのウェブサイトやパンフレット等作ります。」というふうに記載されているんですけれども、まず観光基本計画自体、まだ素案しか飯島町のホームページに載っていないくて、正式に決定された飯島町観光基本計画っていうのがまだちょっとホームページにも載っていない状況だったので、広報ツールの整備という観点から、これは早急にホームページに載せるべきだと思いますけれども、見解をお伺いします。
地域創造課長	御指摘のとおり、ホームページに早急に載せていきたいと思っております。
坂井議員	1―3に移ります。 与田切ウオーターパーク構想の関連なんですけれども、これは与田切公園が当然ウオーターパーク構想の中心になるというか、重要な施設の一部になるというふうに私は認識しているんですけれども、それで与田切公園っていうのは現在ペットの持込みが禁止されているんです。ペットの持込みが禁止されている根拠についてお答えください。
地域創造課長	条例だとか法令等での根拠はございません。運用上でのルールということでございます。
坂井議員	分かりました。ちょっと条例や規則も見たんなんですけれども、確かになくて、運用上のルールということで承知をしました。 では、その上で1―4というところに移ります。 では、運用上のルールというお答えだったんですけれども、運用上のルールが策定されるに至った経緯、ペットの持込みが禁止されるに至った経緯についてお答えください。

地域創造課長　いつ誰がどのようなプロセスで決定したかというのは、ちょっと記録がございませんので不明でございますけれども、不特定多数の方が利用される公共施設でございます。現状の施設ではペットを連れてこられる方とそうでない方とのすみ分けができないということから禁止されたものと推察しております。

坂井議員　経緯が不明ってということなんですけれども、誰が言い出したとか、どういった話合いがあったとか、そういったこともちょっと一切分からないということですのでよろしいでしょうか。

地域創造課長　書類が残っておりませんので、明確にこうだということは申し上げられません。ただ、35年以上前の時代の背景からして言って、当時ペットと一緒にというのはどうかという判断の中で現在までそういった形で取り扱ってきているというふうに判断しております。

坂井議員　それではお配りした資料1を見ていただきたいんですけど、平成22年9月の内閣府の世論調査です、資料1というのは。

調査対象は、全国の20歳以上の者3,000人に対して有効回答1,939人ということで、調査期間が平成22年9月2日から9月12日までという形で内閣府の調査が行われているんですけど、一応これが最新のものですして、10年前なんですけど、これ以上新しいものがなかったんで、これをちょっと資料としてお出しさせていただいているんです。

2ページ目を御覧いただきたいんですけど、平成22年9月の内閣世論調査によると、

2 調査結果の概要

1 ペットの飼育状況について

(1) ペット飼育の好き嫌い

ペットを飼うのが好きなほうか聞いたところ、「好き」とする者の割合が72.5%（「大好き」23.4%＋「好きなほう」49.1%）、「嫌い」とする者の割合が25.1%（「嫌いなほう」21.8%＋「大嫌い」3.3%）となっている。

前回の調査結果（平成15年7月調査をいう、以下同じ）と比較してみると、「好き」65.5%→72.5%）とする者の割合が上昇し、「嫌い」（31.7%→25.1%）とする者の割合が低下している。

年齢別にみると、「好き」とする者の割合は20歳代、30歳代で、「嫌い」とする者の割合は70歳代以上で、それぞれ高くなっている。ということが記載されております。

これはどういうことかということ、ペットが好きな人の割合が年々増加しているということがこの世論調査から読み取れると思います。

その上で、年齢別に見ると20代30代の割合が多く、70代以上が低いということなんですけれども、そうすると今後時代の趨勢を考えると、好きとする者、この当時答えた20代30代はこのまま嫌いになるってことはなかなか考えづらいので、どんどんそういった若い世代がどんどん増えてくると、今度は嫌いとする高齢者の世代はどんどん減っていくというふうに私は考えております。これは、世論調査の結果から15年と22

年を比較すると既に 65%から 72%に増加しているっていうところから読み取れるとは思うんです。

その上で、今度は資料2を御覧いただきたいんですけども、これは公益財団法人日本交通公社が発行している「旅行年報」というものでして、すみません、ちょっとこれはどういった統計を取ったかっていうことが書いてないんで最初に口頭で申し上げます。この調査は全国 18 歳から 79 歳の男女 1,472 人を対象としている。調査期間 2020 年 5 月から 6 月までということです。

2 ページを見ていただきたいんですけども、この資料によりますと「2019 年 1 月～12 月中に国内または海外旅行に行かなかった人」に「行かなかった」理由として当てはまるものを、あらかじめ用意した選択肢から選んでもらった。」少し飛ばしまして右側に行って「その他の阻害要因としては、「ペットがいる」「介護しなければならない家族がいる」といったような、自宅から離れられない事情を抱えることを理由とする回答も多い。」とされております。

その上で、図 1-4-3、第 5 位に「ペットがいる」というのが旅行阻害する要因になっているということが記載されております。つまり、どういうことが言えるかというと、ペットが好きな世代が増えてきて、旅行には行きたいけれどもペットがいることで旅行に行けないという世代が一定数存在すると、それが旅行の阻害要因の第 5 位にまでなっているということです。

その上で、私は与田切ウオーターパーク構想自体には正直賛成の立場ではあるんですけども、与田切公園のさらなる観光地化を目指すためには公園内へのペットの持込みを解禁すべきと考えます。

その上で、先ほどお答えにあったとおりペットの持込みが禁止されるに至った経緯がそもそも不明で、誰がどういうふう言い出してこれが決まったかということが分からず、かつ条例や規則上にもそういった禁止する規定がないということで、さらに 35 年以上前にこのルールが出来上がって、昭和の末期ぐらいの頃なんで相当時代がたっているので、そういった時代の移り変わりという観点からも公園内へのペットの持込みを解禁すべきと考えますけれども、町の見解をお答えください。

地域創造課長

ペットと一緒に旅行などをしたいというニーズが一定数あることは承知しております。

また、与田切公園建設当時とは時代の流れによりまして人々の考え方や生活のスタイルが変わってきており、ペットの飼い主のマナーも建設当時とは比べものにならないくらい向上していると思っております。

指定管理者の意見も伺う必要がございますけれども、ペットが嫌いな方がいらっしゃることや小さなお子さんが遊ぶエリアの衛生面、こういったことも考慮しますと、まずはドッグランやキャンプサイトにペットサイト、そういったものを整備するなど、すみ分けができる公園を目指すべきかなというふうに考えております。

坂井議員

今お答えにありました。まずはペットサイトの整備をしてすみ分けから始めるということ、私は、それ自体はすごくいいと思いますし、賛成をいたします。何でかっていいますと、本当に今お答えにあったとおりなんですけど、ペットが嫌いな人もいまして、

地域創造課長

たまにいますけど、ペットが好きな人の中にすごいマナーが悪い人がいて、世界中の人はみんなペットが好きだというふうに勘違いしているくらいペットが好きな人がいまして、そういう人がいるから多分ペットに対して拒否反応をする人も出てくるのかなあと思ってはいます。なので、まずすみ分けから始めるということは、私は賛成いたしますので、それは進めていただきたいと思います。

その上で、もし可能であれば、いつぐらい、めどがもし立っていればというか、いつぐらいをめどにということがあればお答えをお願いします。

坂井議員

ペットについては本日考え方をお示ししたばかりでございますので、ちょっと時期、いつからやるということは、本日のところは申し上げることはできません。

では、次に2に移ります。

現在、国では働き方改革が提唱され、その内容として働き過ぎを防ぐことで働く人々の健康を守り多様なワーク・ライフ・バランスを実現できるようにするとされています。

資料3を御覧ください。

資料3は厚生労働省のホームページです。資料3のポイント1 労働時間法制の見直しというところにこの旨が記載されております。国としてはこういった方針を現在示しているということが明らかになったと思うんです。

6月議会で私は町の職員の有給休暇の取得率を聞いたんですけれども、これは令和2年分なんですけれども、総務課 15.26%、企画政策課 9.09%、住民税務課 21.26%、健康福祉課 17.75%、産業振興課 19.09%、建設水道課 23.75%、地域創造課 11.06%、会計課 15.30%、議会事務局 17.30%、教育委員会事務局 10.10%、保育園 10.70%、全体で 15.81%という回答がありました。正直、私はこれを聞いたときすごい驚きまして、物すごい少ないなと思ってすごく驚きました。

その上で2-1の質問に進みたいんですけれども、役場職員の所定労働時間と令和2年度の課別の平均残業時間をお答えください。

総務課長

役場職員の所定労働時間ということでございます。

職員の勤務時間及び休暇に関する条例第2条第1項の規定によりまして1週間当たり38時間45分、年間では1,953時間と定められております。

また、令和2年度の課別の平均残業時間ということで、課別の1か月の平均残業時間を1人当たりの時間でお答えさせていただきたいと思います。

総務課 5.8時間、企画政策課 4.8時間、住民税務課 3.3時間、健康福祉課 2.0時間、産業振興課 4.2時間、建設水道課 7.8時間、地域創造課 6.2時間、会計課 2.3時間、議会事務局 3.3時間、教育委員会事務局 4.0時間、保育園は3.1時間となっております、役場全体の平均では4.2時間となっております。

坂井議員

1か月当たりをその課で働く人数で割ったってということなんですけど、この平均4.2時間というのは1か月間の合計の残業時間が4.2時間という理解でよろしいですか。

総務課長

全体の時間で、1か月当たりの1人当たりということでございます。

坂井議員

残業時間自体はそれほど高くないというふうに思いまして、そこはちょっと安心したんですけれども、1か月トータルで4.2時間ということだというふうに理解はしており

	まして、それだったら少ないというか、そんなにないなというふうには思っております。 2－2に移ります。 過去 10 年間の年度別の役場職員の休職者数、死傷病者を除くと、全職員に対する休職者の割合についてお答えください。
総務課長	過去 10 年間ということでございますけれども、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて 1 名、それから令和 3 年度に 1 名で、計 2 名となっております。 全職員に対する割合につきましては、令和 3 年度で正規職員が 122 名おりますので 0.8%となっております。
坂井議員	2－3に移ります。 そうすると各年度 1 名っていうことだと思うんですけども、「休職理由の上位 3 つは」と通告書に書かれているんですけども、休職理由っていうのはお答えできますか。
総務課長	ただいまお答えしました 2 名ともになりますが、地方公務員法の第 28 条第 2 項第 1 号にございます「心身の故障のため、長期の休養を要する場合」という休職理由となっております。
坂井議員	心身の故障ということで承知しました。 では続いて 2－4に移ります。 全体では月 4.2 時間ということなんですけれども、課別で残業が発生する主な理由についてお答えください。
総務課長	4.2 時間ということで、1 年間ならしてということでございますので、各課それぞれの時期にもよるといことは御承知をいただきたいと思いますが、残業の発生する主な理由としましては、役場全体では、夜とかに開催する会議でございますが時間外における会議、それとあと休日等におけますイベントの実施が多くを占めております。 それ以外の課別の理由としましては、令和 2 年度の実績の特徴的な理由を申し上げますと、総務課では選挙の事務、企画政策課では特別定額給付金、住民税務課は申告の対応、健康福祉課はコロナワクチン接種準備、産業振興課、地域創造課、会計課につきましてはくらし復興券の対応、建設水道課は大雨等の対応、教育委員会はコロナ関連の対応がそれぞれ令和 2 年度では特徴的なところでございます。
坂井議員	では、次に 2－5に移ります。 課別の残業時間削減に向けて取り組んでいることを聞きたいんですけども、これについて資料の 4 を御覧ください。 資料の 4 は平成 30 年子供・若者白書の特集、就労等に関する若者の意識についての調査になっております。調査結果のポイントでは「依然として多くの若者が不安を抱えている」「仕事より家庭・プライベートを優先したい若者が増加」「転職を否定的に捉える若者は少ない」といことです。 2 ページ目を見ていただきたいんですけども、2 ページ目の一番下の仕事と家庭・プライベートとのバランスということで、「仕事と家庭・プライベート（私生活）のどちらを優先するかについてみると、「仕事よりも家庭・プライベート（私生活）を優先する」と回答した者は 63.7%であり、平成 23 年度の調査時における 52.9%よりも多かった。」

ということで、平成 23 年度の調査から 6 年後の平成 29 年度の調査においては、仕事と家庭のどちらを優先するかについて仕事よりも家庭・プライベートを優先すると回答した者が 10% くらい増えております。

その上で、次に資料 5 です。

資料 5 は結構面白い調査で、どういう調査かっていうと、アデコっていう大手の人材派遣会社を実施しているんですけども、アデコグループというのが実施した面白い調査で、平成元年に入社した新卒の社会人と平成 30 年に入社した新卒の社会人 1,000 人に意識調査を行っているんです。

資料 5 の 2 ページ目を見ていただきたいんですけども、「就活中の会社選びで何を重視しましたか」という問いに対して、平成元年新卒の社会人は、「やりたい仕事ができる」が第 1 位、第 2 位が「給料水準が高い」、第 3 位「福利厚生が充実している」ということです。

一方で平成 30 年新卒入社の社会人を見ると、「やりたい仕事ができる」というのは第 2 位で依然として高いんですけども、これは非常に理解できる場所ではあるんですけど、平成元年のときに 3 位だった「福利厚生が充実している」というのが 1 位になっていまして、さらに「ワーク・ライフ・バランスが充実している」というのが、これが 3 位になっております。

これからどういうことが言えるかっていうと、現代の新卒というか若い世代は、いっぱい働いていっぱい稼ぐとか、そういった感覚よりも、仕事よりも家庭・プライベートを重視したいと、福利厚生が充実していてワーク・ライフ・バランスもちゃんとしていると、そういった会社に対して魅力を感じるということがこの結果からは見て取れると、内閣府の世論調査も併せてそういった傾向が見て取れると思っております。

優秀な人材を確保するに当たっては、現代においては福利厚生がちゃんとしていて、それでワーク・ライフ・バランスがしっかり取れるというほうがむしろ優秀な人材が取れるのではないかということです。

資料 3 の 2 ページ目へまた戻っていただきたいんですけども、資料 3 の 2 ページ目の一番下には「「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の好循環をつくるため、働き方改革により魅力ある職場をつくりましょう。」ということで、働き方改革は優秀な人材の確保にもつながっているんだということが厚生労働省の見解として示されております。

その上でお聞きしますけれども、課別の残業時間の削減に向けて取り組んでいることをお答えください。

総務課長

残業時間削減に向けた取組としましては、各課ともできるだけ勤務時間内に会議を実施することなどがございます。ですけれども、参加していただく町民の皆さんの御都合もございますので、今の段階ではこれ以上の削減はなかなか難しいのかなあというふうに思っております。

その他、課別で、例えば総務課の選挙ですとか住民税務課の確定申告など一時的な業務増加、時期による業務の増加への対応がございますので、そちらについてはその時期

坂井議員

のものになりますので削減が難しい状況ではありますが、それぞれの職場で工夫を凝らしていただいているというふうに思っております。

時代の移り変わりに伴って多様性が重視されるってということで、昔よりきめ細かい対応が多分今の行政には求められていると思います。

ただ、一方で職員数が減少しておりまして、給料も昔ほど上がらないということで、なかなかきめ細かい対応が求められるにもかかわらず職員が足りないってということで、非常に皆さん御苦労されているなあとは思いますがけれども、今の新卒の意識調査等々からも明らかにおり、ワーク・ライフ・バランスが充実するということが新卒、若い世代の入社の動機の大きな1つになっているということは町側としても認識していただければと思っております。

最後に2―6です。

これは、ちょっと残業時間が1か月でトータル1人当たり4.2時間ということで、正直それほど多くないというふうに私は思っておりますので、一斉消灯の導入についてというふうに2―6には記載されておりますけれども、この点について、一斉消灯の導入について実施する意思があるかということをお答えください。

総務課長

実は、過去に節電のために5時になったら一旦窓口を残して全フロアを消灯しまして、その後また勤務を続けたり、必要に応じて点灯するというところに取り組んでいた期間がございました。ですが、5時になってもすぐにお客様が全部引けるわけではございませんので、お客様がいる間に事業所が真っ暗になってしまうのはちょっとイメージ的にもですし、夜の会議等がある場合は準備などの面から運用の継続が難しいという状況であるのが今現在でございます。

また再度取組として導入をしていく場合には、運用方法についてまたしっかりと検討を行っていきたいというふうに思っております。

坂井議員

2について最後にお伺いしますけれども、公務員なんだから、公僕なんだから有休が少ないとか残業が増えるのはしょうがない、そういったお考えは町側として持っていないという理解でよろしいでしょうか。

副町長

働き方改革のお話から中心に質問されておりましたけれども、十分私どもも上のほうからこういうのが下りてきておりまして、私の実感といたしましても大分昔と違ってきめ細かい対応をしなきゃならんというように感じております。

休暇を取るについては、もう積極的に取っていただきたいというのが私どもの気持ちでございます。それがないとやっぱり仕事に張りができないなというふうに考えておりますので、これからもそういう方針でやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

坂井議員

残業時間が月の合計で1人当たり平均4.2時間ということで、正直それほど大きくないというのが私の感想ですので、あとは有給休暇の取得向上に向けていただければと思っております。

では、次に3に移ります。

3「七久保小学校の植樹について」です。

本年度、七久保小学校内の複数の木が伐採をされました。

3-1、七久保小学校内の複数の木が伐採されるに至った経緯についてお答えください。

教育次長

御質問の伐採でございますが、七久保小学校からの要望もございまして、令和3年3月1日伐採完了で七久保小学校周囲のヒマラヤスギ、ユリノキなど合計14本の伐採を行いました。

桜やイチョウ、シラカバですけれども、これらについては枝の落下、幹の腐食による倒木の危険、また落ち葉によるプールのろ過器の破損、近隣住宅への枝の張り出しと落ち葉の堆積、農業用水路の詰まりなどがございました。

また、ヒマラヤスギに関しては、プールで葉が子どもの足に刺さる被害がございました。

体育館西側にありましたキハダ、ユリノキの大木につきましては、落葉により校舎または体育館の屋根の傷みの原因となっております。

このような状況もあり伐採を行ったものですが、事前には学校便りを隣組回覧いたしまして、学校運営協議会にもお諮らいして伐採に至っております。

坂井議員

伐採された結果、これは現地見ていただければ一目瞭然かと思うんですけれども、七久保小学校の前庭、遊具等が置いてある場所なんですけれども、あそこに木が全くなくなってしまって本当にさんさんと日が照りつけるという状況に現在なっております。

その上で3-2に移ります。

これは資料6を御覧ください。

資料6、こちらは平成25年7月19日付、環境省報道発表資料です。

これの2ページ目を見ていただきたいんですけれども、この環境省報道発表資料による「日向と木陰で感じる暑さの違い」ということで、読み上げます。

日向は暑く、木陰は涼しく感じますが、気温は両方とも約30℃でした。日向では、頭上からの日射に加え、50℃近くに高温化した歩道や車道からの放射熱が足元を包みます。一方、木陰では、頭上は葉っぱが約30℃、足元の歩道は約32℃でした。頭上も足元も、人の皮膚温より低いため、体からの放熱が進みます。木陰に入ると涼しさを感じるのはそのためです。

～日向も木陰も気温は同じだが、表面温度は約20℃の差で放射熱が違う～
ということが記載されております。

次に資料7、これは熱中症環境保健マニュアル、環境省が発行しているマニュアルなんですけれども、通告書には「2014年」と記載がありますけど、すみません、これは「2018年」の誤りです。これは訂正いたします。

これの2ページ目を見ていただきたいんですけれども、環境省の熱中症環境保健マニュアル2018によると、熱中症の死亡者数は、1990年代以前は年間200名以下で推移していたところ、2012年には年間800名弱もの人が熱中症で死亡するに至っていて、20年間で約4倍にも増加しております。

資料2にも記載があるんですけれども、平均の数値ですと1993年以前は年平均67人

が熱中症により死亡しております。しかし、1994年以降は年平均492人に増加をしております。「これは、夏期の気温が上昇していることが関連しているとみられます。記録的な猛暑で熱中症による死亡者が最も多かった2010年は1,745人（中略）でした」ということが記載されております。つまり時代の変化に伴って、地球の温暖化に伴って夏期の気温も上昇して、それに伴い熱中症の被害を受ける人が増えているということがこの資料から読み取れると思います。

すみません、ちょっとこれはつけてないんですけども、その上で、この資料によると子どもの特徴として「思春期前の子どもは汗腺をはじめとした体温調整能力がまだ十分に発達していないために、高齢者と同様に熱中症のリスクが高くなります。」ということが記載されております。

先ほどの私の発言に戻りますけれども、現在、七久保小学校の前庭やグラウンドには日陰となる場所がほとんど存在しません。したがって七久保小学校のグラウンドや前庭に熱中症予防、熱中症対策のために日陰を設けるべきだと考えますが、見解をお答えください。

近年の熱中症に関する問題については御指摘のとおりで、注意していかなければならないと認識しております。

三、四年前ですか、非常に猛暑があつて全国的に学校にエアコンが導入されるきっかけになったということもございました。

熱中症に関しましては、厚労省もありますけれども、文科省関係でも熱中症予防については毎年非常に丁寧な指針等も示されておりますので、学校にはその都度しっかりと熱中症対策をしてくれという話は現状ではしております。

そこで、御質問にありました七久保小学校の状況であります、多分御質問の趣旨にあるのは前庭の遊具のある辺りということだと思います。

遊具と学校との間にヒマラヤスギやシラカバの木があつたんですが、これは先ほどの理由で昨年度伐採をするということに至ったんですが、もともと遊具の周りは日陰がなかったんです、花壇のところは少し日陰だったかもしれませんが。子どもたちが遊具で遊ぶときには走り回って遊びますので、もともと立ち木あると危ないということもありますし、踏み固めてしまうので木がうまく育たないというので、遊具のある場所そのものに木を植えるということは以前からございました。

またグラウンドですけれども、グラウンドの周りには桜の木や花の木がありますので、七久保小学校はマラソンにも取り組んでいますが、早く帰ってきて終わった子は桜の木の陰等でしっかり休むことができますし、特に七久保小学校は、グラウンドの南側、体育館の北側に大きなしだれ桜や桜の木があつて大変涼しい、ひょうたん川と称しているようですけれども、浅い川ができていて、そこで遊べるようなすばらしい環境もございます。

運動会等の準備がありますが、その練習の際には、もう練習始まる頃からテントを設置して子どもたちがテントの中で休んだり水分補給をしたりしますし、何より2年ほど前にエアコンが入りましたので、そういう練習の後は教室に入って速やかにクールダウ

ンができるということで、学校から大変喜ばれております。

町としては、そういった面で熱中症対策に一生懸命取り組んでおりますので、今のところ学校のほうから具合が悪くなった生徒がいたという報告はございませんけれども、これからますます温暖化が進んでいったりして危険な状況が増していく、そういう心配がありますので、状況を見ながら確認していきたいと思いますし、危険だということがあれば遊具のそばにもテントを早期に張るというような工夫はしていきたいというふうに思っています。

坂井議員

前庭にはもともと日陰の場所がなかったということで、だからこれからはなくてもいいというふうな理屈にはつながらないかなとは思いますが。

その次に、前庭にはもともと大きな木が1本あったので、それが切られてしまったことによって、もともと少なかった日陰がより少なくなってしまったというふうに一見して明らかであるというふうに思います。前庭に休憩スペースが今は全くなくなってしまっている状態なので、前庭に日陰スペースを設けるべきではないかと思っております。

その上で3—3に移ります。

東京都の小平市になおび幼稚園というところがあるんですけども、ここは園児に植樹活動を行ってもらうことによって、園内の暑さ対策だけでなく自然の大切さも共に学ぶという活動を行っています。

これに倣い七久保小学校内にも児童に植樹を行ってもらおうという活動を提案します。提案理由は、熱中症対策や自然を学ぶ機会の提供だけではなく、木は複数本を密着させて植えると互いに根を絡ませ合って倒木の危険が低くなるという特性を持っております。先ほどのお答えにあった伐採に至る経緯のところで倒木の危険というふうなお答えがあったと思うんですけども、木は人間と一緒に密着させてたくさん密集するとその分強くなるという特性を持っておりますので、木を密着させて植えることで倒木の危険は相当程度低くなるのかなというふうに思っております。

したがいまして、七久保小学校内に児童たちに植樹をしてもらうという活動を私は提案しますが、町の見解をお答えください。

教 育 長

学校の敷地には限りがありますので、ある年に植樹をすると、それでもう終わってしまうという現実がございます。

その上でちょっとお答えしますが、これまであった樹木、七久保小学校の場合は、体育館の前にもヒマラヤスギが2本、それから遊具のそばにも2本あったんですけども、大きな枝が落ちてくる心配があって子どもがけがをしないということで、28年に2本、それから最近2本伐採をしたところであります。

大きな木がなくなるっていうことは寂しいことではありますけれども、子どもたちは総合学習などで近くの森で自然体験あるいは花卉・果樹栽培、それから最近では千人塚の植樹にも参加して、また4年生は産業振興課が行っていただく森の学校というのに年1回ですけれども参加して町有林で森や植樹の大切さを現在学んでおります。

それからまた、今年から東京大学と連携して、ミヤマシジミの保護活動の一貫として七久保小学校の子どもたちがコマツナギ、これは木としては小さいと思いますが、

坂井議員

植樹活動を始めたというところであります。

先ほど申し上げましたが、木の危険というのは御心配いただいている倒木だけではなくて枝の落下等によるものもあり、まだまだ処理しなきゃいけない木もほかの小中学校にあるなあというふうに感じております。

町の施設内にも大きな木がありますので、太い枝が落ちて危なかったという過去の例もございます。

校内の樹木管理については、樹木医さんにも相談しながら、特に高木、高くなる木につきましては適切に管理できる範囲とすべきだと。これを受けて、七久保小学校は、先ほど申し上げましたが、バックネットの裏側にある非常に立派なしだれ桜、これをシンボルツリーとして、これは本当に大切にするために手入れをしっかりと、昨年度は枝打ちもして近隣に御迷惑がかからないような配慮もしているところです。

校舎の前の伐採のところなんですけれども、その後、子どもたちが花壇としていろんな花を植えたりして有意義に使っているところであります。

木は非常に長期的に見なければいけないっていうのをしみじみと感じておりまして、町内の学校施設ではまだまだ管理しなきゃいけない、つまり枝が道に落ちるとか、葉っぱが落ちて近所からちょっと苦情をいただくというようなことがありますので、子どもの熱中対策、それから倒木や枝が落ちることの危険回避、あるいは周辺地域の影響等を考慮して適切に管理を進めていきますが、一切しないとか、そういうことではありませんが、ぜひ教育委員会に学校で相談をいただきながら事を進めて、七久保小学校も切ったばかりじゃなくて、植えた木も実は、あんまり宣伝しませんけど、あります。

高木は本当に校用技師さんが親切な方で手入れをしていただきますけれど、それは本来の仕事でなない問題ですから、特に高木については、今後、植樹についても 50 年先 100 年先を見据えて考えていかなきゃいけない問題だというふうに理解しております。

木の枝が落ちたり葉っぱが落ちるというふうなことも倒木以外に危険があるということなんですけども、木の種類によっては葉っぱが落ちない木や枝が落ちないといった木もありますので、近年の温度上昇に伴う熱中症の患者の増加という時代の流れからすると日陰のスペースが多いに越したことはないというふうに考えておりますので、植樹についてはぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

せっかく自然豊かな場所にある学校なので、木とかが全然なくなってしまって無機質な校舎になるっていうのが悲しいなというふうに思いますし、児童たちも自然豊かな学校のほうが児童たちの思い出の場所になるかなと思いますので、植樹についてぜひ前向きに御検討をいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

〔坂井議員復席〕

議長

以上で本日の日程は終了しました。

これをもって散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼)

散

会

お疲れさまでした。

午前11時50分

令和3年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和3年12月16日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 1 号議案 飯島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例

日程第 3 第 2 号議案 飯島町水道用水供給条例

日程第 4 第 6 号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第8号）

日程第 5 第 7 号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 6 第 8 号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第 7 第 9 号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 第 10 号議案 令和3年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第 9 第 11 号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第 10 第 15 号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第9号）

日程第 11 請願・陳情等の処理について

日程第 12 議会閉会中の委員会継続調査について

令和3年12月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和3年12月16日

追加日程第 1 発議第 6 号 「新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める意見書」の提出について

追加日程第 2 発議第 7 号 「インボイス制度の導入にあたり国民に丁寧な説明を求める意見書」の提出について

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松澤 京子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松村 和夫
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和3年12月16日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	改めまして、おはようございます。(一同「おはようございます」) 本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会における付託案件につきまして熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。 去る12月6日の本会議におきまして各委員会へ付託いたしました条例案件2件、補正予算案件6件、請願・陳情案件3件につきまして、所管の委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。 また、町長から令和3年度飯島町一般会計補正予算(第9号)が追加で提出されました。 本日はこれらの案件について審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされますようお願いいたします。 それでは本日の会議を開きます。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第1号議案 飯島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例 日程第3 第2号議案 飯島町水道用水供給条例 以上2議案を一括議題といたします。 本案につきましては総務産業委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。 〔吉川総務産業委員長登壇〕
総務産業委員長	条例案件、第1号議案 飯島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例、第2号議案 飯島町水道用水供給条例は総務産業委員会に付託されましたので一括審議しました。その内容について御報告申し上げます。 審議の内容につきましては、お手元の資料の第1号議案の1ページをお開きいただいて、新旧対照表をお開きいただいて併せて見ていただきたいというふうに思っております。 この内容は、かなり質疑が出ましたので御報告させていただきます。 P1、「給水人口、給水量とも減っておりますが、中川の人口は関知せずでいいのか。」という御質問でございました。現在の数字を算定したときから人口が減っているため減

となっております。用水供給であるので供給量のみであります。

また「改正案の中に「供給対象は中川村の一部」という字句があるわけですが、中川村の一部とはどの地域を指すのか。」という御質問ございました。中川村の竜西側という形でございます。

「5,750 立方メートルから 4,240 立方メートルに減少しているのはなぜか。」という御質問でございます。給水人口 1 万 1,200 人が 9,000 人となり、減少しているため、給水量も減少しているという状況でございます。

「平均しますと 3,200 立方メートルだが、余裕を持った数字なのかどうか。」という御質問でございます。そのとおりという形でございます。

「人口増で 9,000 人を超えた場合の対応は。」という形であります。水利権等許可申請との兼ね合いから、現状とかけ離れないようにまとめているという形でございます。増えてくれば条例の見直しが必要という形でございます。

「第 2 号議案のほうでは、供給料金が下がると聞いておりますが、当分据置きか。」ということでございます。55 円という数字が出てきておりますが、これ以上下がることはありません。中川からの収入が増える分、将来的に料金を下げる検討をしております。

「中川への供給に当たり、住民の中に反対者がいたということで説明を受けておりますが、どうだったのか。」という御質問でございます。担当部署で直接お家のほうに行つて説明をしております。

「水道事業は住民直結の事業であるため、図解等で分かりやすい説明、特に議員の説明責任があるので提示をしていただきたい。」という話がございました。後日、委員のほうへ飯島町水道用水供給条例の根拠資料というものが提示をされておまして、それぞれの取水量の表が提示をされてきております。毎秒何立方メートルという形でございますので、これの根拠に基づいて、量的にはそれほどの量ではないという形でございます。

戻っていただいて、新旧対照表の 4,240 立方メートル改正案、それと下のほうにあります中川の 1 日最大供給量 1,100 立方メートル、これを足しますと 5,340 立方メートルという形になりますが、「現行計画でも供給できる範囲内であるという数字か。」という御質問がございました。数字的にはそのようになっておりますが、5,750 立方メートルの範囲内ということになりますが、たまたま収まったという形でございます。

「日曾利地区の簡易水道をなくす意味は、これによる影響は。」ということでございまして、簡易水道事業でも様々な調査業務があるため、これらを完結できます。簡易水道を統一していく方向という形でございます。年額 60 万円ほどの減収となるようでございます。

以上、第 1 号議案 飯島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例。

討論、原案に反対はなし。

原案に賛成は、「地質的にも不利な中川村であります。行政として助けるのはよいということで、飯島の利益にもなる。」という形でありまして、お手元の委員会審査報告のように第 1 号議案については可決すべきものということで、賛成 5、反対ゼロでござい

		す。
		続きまして、第2号議案 飯島町水道用水供給条例につきましても討論、原案に反対なし、原案に賛成なしということで、賛成5、反対ゼロ、可決すべきものと審査をしましたので、よろしく御審議のほどお願いします。
		以上です。
議	長	これから委員会報告に対する質疑を一括して行います。
		質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		吉川委員長、自席へお戻りください。
		〔吉川総務産業委員長降壇〕
議	長	以上で条例関係2議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
		これから議案ごとに討論、採決を行います。
		最初に、第1号議案 飯島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例に対する討論を行います。
		初めに原案に反対する討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に賛成討論はありませんか。
5 番		
坂本議員		賛成の立場で討論いたします。
		この条例というか、中川とともに飯島の水を使うということは県下初となる取組でありまして、これに至る経過は議員の一般質問から始まり、そして何年かかかってこのようなお水を中川に売るという形になりましたが、そういった経過の中で、飯島町の水道の運営そのものも安定する事業となりますし、また中川にとっても安心で安全な水を常時気にすることなく使えるということで、地域の安定にもつながりますので、非常にいいことだと思いますので、これに対して賛成といたします。
議	長	ほかに討論はありませんか。
1 番		
浜田議員		この条例に賛成する立場から討論いたします。
		この条例については、今、坂本議員のお話のとおり非常に意味のあるものだというふうに思っています。
		ただし、それぞれどんな条例でもプラス面マイナス面があるっていうふうに考えております。
		マイナス面は一部の住民から出ております大事な水を本当に供給して大丈夫なのか、こういう話だろうと思います。所管課から提出された資料に基づきますと、大体、中川村に供給する水の量は与田切川水系から取水する量の恐らく9分分ぐらい、1日当たりです。ですので、リスクに関して言えば、ゼロとは言えませんが、与田切川から

かんがい時期に農業用水として取水する量の 24 時間の中の 9 分に相当する水の量だということで、リスクは必ずしも大きくないと考えています。私も農業者ですので流末に水の来ない悲しさというのは十分承知しておりますけれども、影響度はそのくらいのことであろうと。

一方で、プラス面について言えば、言うまでもなく、相互に支援し合うという関係もごございます。それから、そもそも既に中川村に対しては七久保片桐水利組合で農業用水はかなりの量をもう供給しているという実績もごございます。そういうことも考えますと、当然、近隣の町村との相互支援、それから、さらに飯島町にとってはプラス面として水道の供給量が増えて、将来的には水道経営がより安定し、住民への水道料の引下げも期待できる、こういうメリットを考えますと、これを天秤にかけた場合に、はるかに供給を行うほうがメリットはあるだろうというふうに考えますので、賛成といたします。

議 長 ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 1 号議案 飯島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 1 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 2 号議案 飯島町水道用水供給条例に対する討論を行います。

初めに原案に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成討論はございませんか。

2 番

久保島議員

本案に賛成する立場で討論させていただきます。

中川への供給単価につきまして 55 円ということで盛られているわけでごございますけれども、これは非常に適切な単価であったろうというふうに思っています。

それから、これから持続可能な水道事業としていくために、今後、飯島町の町民に対する水道の供給に対して多少の値下げっていうことも視野に入れているというようなことも報告されております。

その点を鑑みまして、この供給条例につきましては非常に適切なものであると認識し、賛成といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

議 長	これで討論を終わります。 これから第2号議案 飯島町水道用水供給条例を採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
	異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第4 第6号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第8号） 日程第5 第7号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 日程第6 第8号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 日程第7 第9号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号） 日程第8 第10号議案 令和3年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号） 日程第9 第11号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計補正予算（第2号） 以上、第6号議案から第11号議案までの補正予算6議案を一括議題といたします。 本案につきましては予算特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。 〔坂井予算特別委員長登壇〕 それでは、これより予算特別委員会の委員長報告をいたします。 審査案件について、第6号議案から第11号議案について総務産業分科会主査報告に対する質疑が行われましたので、それについてまず報告いたします。 問い「6号議案、14ページの新生活支援事業について広報活動はしているのか。」 答え「町民から届出があった際にPRしている。ただし、所得制限が存在する。」 続いて社会文教分科会主査報告に対する質疑が行われました。 問い「6号議案、28ページの準要保護児童生徒に対する就学援助について、支援の必要な家庭は増えたのか。」 答え「増えたかについての質問は出なかったが、割合としては飯島小学校 8.6%、七久保小学校 5.2%、中学校 8%である。」 問い「がん患者が減っている旨の報道が存在するところ、コロナで検診が減っているからであろうと予測されるが、飯島町の受診者数の増減は。」 答え「質問はなかったが受診者数は増えている。」 続いて理事者に対する総括質疑が行われました。 問い「現在建設中の給食センターの現場を見たが、現在の人数では少ないのではないか。会計年度任用職員ではなく正規の職員も必要であるとするが、町の見解は。」 答え「正規職員を採用することについては教育委員会からも同様な話を聞いている。来年度予算で調整していく予定である。」 問い「町も時代に合わせクレジットカード決済の導入をするべきだと思うが。町の見

解は。』。

答え「会計課と財政係で研究していく予定である。導入に当たっては会計に関する規則を変更する必要があるかもしれないと認識している。』。

問い「準要保護児童生徒の数は増えているのか。』。

答え「減っている。10年前は約10%、現在は約8%。ただ、そもそもの分母が少ないので、子どもの多い準要保護児童生徒を抱える世帯があると増えるし、当該家庭の子らが卒業すると減る。』。

問い「農産物価格が下がっている。所得補償してほしい。収入金保険は最初の価格が高い。他の方法も検討してほしいが、町の見解は。』。

答え「国が高く買上げ安く売るなど、農業が安心してできる国をつくっていかねばならないと考えている。』。

問い「準要保護児童生徒のいる世帯について、お金がないのにクレジットカードを作るなどして生活が困窮していくケースもある。支出についての相談や支援などは行っているのか。』。

答え「準要保護児童生徒がいる家庭に該当するか否かは収入を基準としており、支出は基準としていない。したがって、家庭での支出の内訳まで把握することはしていない。』。

問い「オミクロン株の流行が懸念されるが、ワクチンの3回目の接種はいつ頃から始まるのか。』。

答え「来年2月から実施予定である。」

続いて討論が行われました。

第6号議案について賛成の討論。「きめ細かく政策が実施されていると考える。」

反対なし。

第10号議案、賛成の討論。「補正額は僅かだが、当初予算がぎりぎりのものであったところ、これをしっかり管理していると考ええる。」

反対の討論なし。

第7号議案、第8号議案、第9号議案、第11号議案について、討論はありませんでした。

採決の結果、第6号議案から第11号議案まで全て賛成10人と可決すべきものと結果が出ております。

委員長報告は以上です。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

坂井委員長、自席へお戻りください。

〔坂井予算特別委員長降壇〕

議 長

以上で補正予算関係6議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

		最初に、第6号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第8号）に対する討論を行います。
		初めに原案に反対討論はございますか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		次に原案に賛成討論はございますか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論ありませんか。
5 番		
坂本議員		賛成の立場で討論いたします。
		それぞれの課に対する補正予算の内容はよく精査された内容だと思っております。
		給食センターのことにに関して度々言いますけれども、正規職員を雇うというのではなく、現在働いている方の中から経験者を正規職員にするような形を取っていただくのが最短で適切な方法かと思いますので、その点を検討していただきまして、新しい給食センターが支障なく稼働することをお願いいたしまして、賛成といたします。
議 長		ほかに討論ございますか。
2 番		
久保島議員		賛成の立場で討論させていただきます。
		きめ細かな施策が打ち出されておまして非常に評価するものでございます。
		特にウェブ会議システムが3校に導入されるということで、それに関わる予算、それからまたICT関係のものについても盛り込まれております。今後、各家庭でオンライン授業等ができるような整備も求めまして、賛成とさせていただきます。
議 長		ほかに討論ございますか。
1 番		
浜田議員		賛成の立場で討論いたします。
		比較的地味な補正予算ではありますが、生活の隅々に十分に気を配った補正予算であるというふうに評価しております。
		具体的には、議員提案で行われてきた住宅リフォーム制度ですとか、それから要保護家庭の随時受付ですとか、生活に関わる項目について非常に着実に実施されている点を評価して、賛成といたします。
議 長		ほかに討論ございますか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第6号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第8号）を採決します。
		お諮りします。
		本案に対する委員長報告は可決です。
		本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	異議なしと認めます。したがって、第 6 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 7 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）に対する討論を行います。 初めに原案に反対討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長 5 番 坂本議員	次に原案に賛成討論はございませんか。 賛成の立場で討論いたします。 増えた内容はがん検診関係の検診料のアップということでございましたが、これからはオミクロン株とか、そういう感染症で病院の体制が厳しい状況になるとは思いますが、がんはやはり検診でしか発見できませんので、その点をよく住民の方たちにも周知していただき、定期健診には力を入れていただきたいことを求めまして、賛成いたします。
議 長	ほかに討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 7 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 7 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 8 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）に対する討論を行います。 初めに原案に反対討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案に賛成討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 8 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。

		本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 8 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 9 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）に対する討論を行います。 初めに原案に反対する討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に原案に賛成する討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 9 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 10 号議案 令和 3 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）に対する討論を行います。 初めに原案に反対討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に原案に賛成討論はございませんか。
1 番 浜田議員		水道事業会計補正予算に対して賛成の立場で討論いたします。 この予算は先ほど可決されました水道供給の条例に深く関わる内容でございますので、とりわけ細部にわたってまで質問いたしました。その結果、例えば修繕費等、もともと予算で 30 万円しか盛られていなくて、これをここでまた 30 万円補正するというくらいぎりぎりの読みでもって予算執行を行っているという実態が明らかになりましたので、所管部署の努力が十分に認められるという意味で、この補正予算に賛成するものであります。
議	長	ほかに討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 10 号議案 令和 3 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決しま

す。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 11 号議案 令和 3 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）に対する討論を行います。

初めに原案に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に原案に賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 11 号議案 令和 3 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 10 第 15 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町長 第 15 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 9 号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,403 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 59 億 8,461 万 2,000 円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の 1 つとして先行実施する国の子育て世帯への臨時特別給付金事業のほか、原油価格の高騰により暖房費がかさむなど影響を受けている方への支援事業につきまして予算措置を行うものであります。

主な歳出予算の内容ですが、子育て世帯への臨時特別給付金事業におよそ 6,400 万円、原油価格高騰対策として低所得者生活応援給付金事業におよそ 720 万円、社会福祉施設

	支援事業におよそ 55 万円、施設栽培経営支援事業に 650 万円を計上し、予備費で調整するとともに、特定財源となる国庫支出金により歳入予算を増額補正いたしました。
	その他細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
	〔下平町長降壇〕
企画政策課長	補足説明
住民税務課長	補足説明
健康福祉課長	補足説明
産業振興課長	補足説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はございませんか。
2 番 久保島議員	当初、町長は一括 10 万円給付ということで子育て支援の臨時交付金を打ち上げていらっしゃったというふうに感じています。今回見ますと 5 万円ということでございます。国のほうももたもたしていたこともありまして無理はないかなあというふうに思ったんですが、国も最近一括給付も可ですよというようなことを申し出したわけでございまして、ここで 10 万円をぜひというふうに考えているんですが、これが 5 万円になってしまったということについての御説明をいただきたいと思います。
副 町 長	お答えいたします。 国の準備、まだ正式に出たわけではございませんので、方針が昨日示された時点だということでございまして、まだ補正予算関係は審議中だというふうに理解をしております。 実際問題システム改修というのがございまして、その関係で上伊那は統一でやっております関係で若干安めにできたということもございます。その準備もございまして、先行して 5 万円で、この間もちょっと申し上げましたが、できるだけ早く次の 5 万円を配りたいということで、それもシステム改修を伴いますけれども、町の気持ちといたしましてはできるだけ早く配りたいということでございますので、御理解をお願いいたします。 以上でございます。
議 長	ほかに質疑ございませんか。
7 番 三浦議員	前回全協でもお聞きしましたがけれども、確認のために質問するものですがけれども、原油高騰に関わる低所得者の方への給付なんですけれども、税の滞納などある方でも受けられるかどうかについてお答えください。
健康福祉課長	税の滞納のある方についても給付の対象として制度を組み立てております。
議 長	ほかに質疑はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに原案に反対討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長 7 番 三浦議員	次に原案に賛成討論はございませんか。 今回の一般会計の補正予算について賛成の立場で討論をしたいと思います。 原油高騰に関わる灯油の値上がりについて、これから厳冬期を迎えて非常に心配だなあというふうに思っておりますが、低所得者対応のほかにも福祉施設や農業施設に対しても検討を重ねての今回の提案であったということで、大変に評価しております。 これからも素早い対応を、それぞれの場面に対応していただければなあというふうに今思っております。 以上をもって賛成といたします。
議 長 4 番 吉川議員	ほかに討論はございませんか。 引き続き原油価格の高騰、特に農業に関する施設に対する支援事業、賛成するものでございます。 前から申し上げておりますように農業は非常に厳しい状況を迎えておりますので、ぜひともこういった支援をこれからも、ぜひともよろしくお願いしたいと思いますということで、賛成したいと思います。
議 長 2 番 久保島議員	ほかに討論ございませんか。 これに賛成するものとして討論させていただきます。 子育て支援の臨時特別給付金につきまして5万円で早速対応したということについては大変評価いたします。 できれば、年内給付は難しいかなあとは思いますが、引き続き素早い給付を求めまして、賛成とさせていただきます。
議 長	ほかに討論ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第15号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第9号）について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第 11 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。

去る 12 月 6 日の本会議におきまして各常任委員会へ審査を付託しました案件 3 件について、お手元に配付のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

各請願・陳情等の審議については、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。

これから委員長報告を求めます。

〔吉川総務産業委員長登壇〕

総務産業委員長

総務産業委員会に付託されました 3 陳情第 9 号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情書、陳情第 10 号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出についての陳情書を一括審議ということで御報告申し上げます。

まず 3 陳情第 9 号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情書。

出席参考人として上伊那農民組合 竹上一彦氏をお迎えいたしました。

参考人に対する質疑が 1 件ございました。

陳情書の中の陳情事項には「今年産米の過大な生産調整を回避すること。」ということで、「今年産」とは何か。令和 4 年産でよいのか。」という御質疑でございました。そのとおりでございまして、趣旨が分かりにくいのではないかとということで、参考人にこの字句を変えてもいいかということで、御了解をいただいております。

質疑は以上であります。

討論に入りまして、採択に反対はなし。

採択に賛成意見ということで、今年は特に大変であったということで、農家、米作であります。一般質問で申し上げましたが、現状の情勢報告につきましては、特にこの地域、飯島町につきましては 1 万 2,697 俵、コシヒカリということで、10 アール当たり 8.6 俵、1 俵が昨年より減収という形になっております。また、価格につきましても概算価格で 2,220 円昨年より下がるとという状況でありまして、飯島町の農家の方々、米農家につきましては非常に大変な年であったと、特に米に対する需給問題を含めた支援は必要であるという御意見でございます。

また、陳情書の中にミニマムアクセスということで輸入米があるわけでございますけれども、これは国に対して口を出せるのかという御質問がございましたが、口を出せる出せないにかかわらず国に対して言うべきであるということでお願いしました。

以上をもちまして、別紙のとおり、請願・陳情審査報告書第 9 号につきましては採択すべきもの賛成 5、反対ゼロでございました。

続きまして、第 10 号の消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出についての陳情書。

出席参考人は同一人物、上伊那農民組合 竹上一彦氏でございました。

いろいろな御意見がございました。

特に、そういうことで、一応討論に入る前に協議会という形に切り替えさせていただいて、フリーで御意見を委員の中で話し合いました。いろいろな御意見がございます。

結論的にはもっと分かりやすい制度導入が必要であるという形でありまして、準備不足、経済的、長期的な視点が必要であるということでありまして、協議会では意見がありました。

委員会を再開しまして討論。趣旨採択とすべきであります。理由は周知が足りていない。国民あるいは農家の方々を含めて周知が足りてない。丁寧な説明を求めるという意見を付して趣旨採択とすべきであるという討論ということで、採決として、審査報告にありますように趣旨採択すべきものに賛成が5人、反対がゼロ人という内容でございました。

以上でございます。

議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長　質疑なしと認めます。

吉川委員長、自席へお戻りください。

〔吉川総務産業委員長降壇〕

議長　次に社会文教委員長からの報告を求めます。

〔星野社会文教委員長登壇〕

社会文教委員長　それでは社会文教委員会からの審査案件を報告いたします。

第8号　国に対し「75歳以上の医療費窓口負担2割化実施に反対する意見書」の提出を求める陳情。

出席参考人、上伊那医療生活協同組合飯島支部　高坂富繁氏。

参考人に対する質疑。「アンケート調査の対象と人数と年齢は。」という質問がありまして、「全国で集めた声の一部である。」。

続いて討論に入りまして、採択に反対。「受診者の負担が増えること、受診者が減ることは変わらないが、現役世代の負担が増えることから反対。」「日本の社会医療費は高齢化とともに大きくなってきている。保険制度を続けていくには2割負担も視野に入れなければならない。負担に苦しむ町民には個別の対応をする。」

採択に賛成の意見。「消費税、法人税が上がり苦勞して日々暮らしている高齢者に負担を強いるのは腑に落ちないので反対。」

採決は不採択とすべきものと決定しました。採択に賛成1、反対3でございました。

以上、御報告いたします。

議長　ただいま陳情の提出者名が高坂富繁さんという朗読ございましたが、繁富氏が正しいので、字句の訂正を、議事録のほうはそうのように簡易な訂正として行いますので、御承知おください。

それでは委員長に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

1 番

浜田議員

それではお尋ねいたします。

委員会審査の中で、所得基準が法律ではなくて政令によって行われてしまうこと、つまり国民の声が届かないこと、それから受診控えの懸念など、陳情の趣旨の中には同意できる部分もあるという委員の意見があったというふうに私は承知しております。そうであるならば、委員会として、例えば先ほどの総務産業委員会のように懸念項目を表明する方策があってもよからうというふうに私は考えるわけですが、そのような協議は行われなかったのでしょうか。お尋ねいたします。

社会文教委員長

確かに所得の関係の話はございましたが、内容的に考えますと、やはり若い世代の負担というものを重視して、今回はこの意見が選考されたと思います。

議 長

今の質問は、そういった協議がなされたか、なされなかったかの有無についてお答えください。

社会文教委員長

意見はありました。すみません。

議 長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

星野委員長、自席へお戻りください。

〔星野社会文教委員長降壇〕

議 長

以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに順次討論、採決を行います。

最初に、3 陳情第 8 号 国に対し「75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化実施に反対する意見書」の提出を求める陳情について討論を行います。

本陳情について委員会審査報告は不採択ですので、初めに原案に賛成討論、陳情原案に賛成の討論を求めます。

賛成討論はありませんか。

7 番

三浦議員

それでは、国に対し「75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化実施に反対する意見書」の提出を求める陳情について賛成の立場で討論をいたします。

まず、この制度については、実際に医療現場の声として日本医師会が疑義を唱え見解を発表しております。

1 つは、応能負担は本来共助である保険料と税金によって求められるべきものであること。

2 つ目に、患者負担割合は高齢者の医療の確保に関する法律で定められており、現役並みの所得者は 3 割負担、それ以外は 1 割負担となっている。2 割負担を設けるなら法改正が必要であり、国民の納得、合意が不可欠である。

3 つ目に、1 人当たりの医療費は年齢とともに上昇するが、逆に年収は低下していく。患者の一部負担の年収に占める割合は上昇していく。特に後期高齢者の患者負担は現状の 1 割負担でもかなり重い。

4つ目に、後期高齢者の入院以外の調剤を含む医療費から見ると、年間受診日数は25日前後で、在宅医療の割合は年齢とともに上昇するため、過剰な受診をしているとは言えない。国が在宅医療を推進している中で、適切な在宅医療から高齢者を遠ざけるような政策は容認できない。

このように述べております。全くそのとおりだというふうに私は思っております。

また、陳情の資料の中にある寄せられた声は切実です。町内でも2割負担の中止を求める署名を多くの方がされております。

そもそも現役世代と高齢者世代を健康保険で分けること自体に問題があると私は認識をしております。背景には、国が健康保険に対する国庫負担を1984年から引下げ約50%から20%代まで削減したことが問題なのであります。

2025年問題と言いますけれども、もともと分かっていることであり、国の見通しが甘いというか、そうしてこなかったことに問題があり、それが問われるべきではないかというふうに考えております。

本来、国民皆保険というのは全ての国民がお金のあるなしにかかわらず安心して医療を受けられるようにつくられたものです。

後期高齢者医療制度は、当初から問題が多くあり、反対がある中で数の力で成立した制度でもあります。

今回の200万円以上の所得で2割負担は、75歳以上の高齢者の健康と生活を危うくするものです。月々16万円ほどの年金から後期高齢者医療保険料、介護保険料などを差し引かれた中から治療費や通院にかかる費用、また生活費などを負担するのであって、現状としては、ほとんどの人が余裕のある生活状態ではないと言えます。

2割負担となれば受診控えをするか生活費を削るしかない、このようなことは健康で文化的な最低限度の生活を保障するという国の責任を放棄するもので、許されません。

後期高齢者医療制度で現役世代の負担が重くなるというのは、根本に国庫負担を減らしてきたことにあります。

本来の健康保険の趣旨と国民の命と健康を守る立場に国は立つべきで、国民の安全・安心を守る立場の議会として陳情を採択すべきと考えます。よって、賛成するものです。

次に陳情原案に反対する討論はございませんか。

陳情に反対の立場から討論いたします。

この法案は、75歳以上全員が2割になるという法案ではありません。

年収200万円未満の72%に当たる1,315万人は現状の1割負担のままです。現状と変わりません。

また、7%に当たる130万人の年収383万円以上の所得のある人も今までと変わらない3割負担のままです。

今回の2割負担は、75歳以上の年収200万円～383万円が対象であり、その中でも課税所得が月28万円以内なら1割負担のままで変わらない。

今回の改正は、75歳以上の高齢者で2割の370万人が対象です。

議長
10番
伊藤議員

議長
5 番
坂本議員

また、制度が変わる 2022 年 10 月から 3 年間は一気に 1 割から 2 割に変わるわけではなく、激変緩和措置として窓口負担の支払いは何十万円かかろうと最高金額を 3,000 円に抑える制度です。

また、平均すると対象者は月 2,100 円の増加になるという試算があります。所得金額は 28 万円以上である 75 歳以上の高齢者は月 2,100 円の負担ならば家庭の大きな負担になるとは思えない。

また、この改正法は負担を現役世代だけに求めるわけではなく、原則 1 割負担になっている 20%の 370 万人の高齢者も改正の対象になり、現役世代だけが負担するものでないので、この法案に賛成いたします。

次に原案に賛成する討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。

当町では、現在 1 割負担が 1,800 人ということで、もし 2 割となった人たちとなると、そのうちの 360 人に影響が出ると報告では言われましたが、そういう中で、この制度そのものの存続ということが問われる内容ですけれども、要するに 75 歳以上が増えていくということはもう随分前から分かっていることなのに、その中で制度設計がきちっとできていないという、そういうことに問題があります。

それとともに、この中で言われている問題なのは、法改正が政令によって変更できるということになっておって、法律できちっと改正がされた内容ではありません。ということは今後上がる可能性も秘めた内容となっております。

それで、1 か月 16 万 6,000 円という金額になりますが、それは、この田舎というよりも、都会、ちょっと中都市くらいの人たちは影響の出る数が非常に増えていきます。

その中で、やっぱり高齢者の方たちは病気になる可能性も非常に高く、そういった中で 2 割になるってことはすごく負担が大きくなるということだと思いますので、取りあえずこの陳情に賛成いたしまして、やっぱり制度改正は抜本的に行うべきと思っております。

以上によって賛成といたします。

議長
9 番
坂井議員

次に原案に反対する討論はございませんか。

反対の立場から討論いたします。

まず最初に、陳情の趣旨にも記載があるとおり、所得基準が国会審議を要さず政令により変更ができるという点については私も懸念を示すものです。

しかしながら、一方で、現在の 75 歳以上の世帯が現役世代だったときと今現在の現役世代の社会保険の負担率というのは明らかに前者のほうが低いです。

続きまして、陳情者の持ってきた資料の全日本民医連によるアンケートによると、反対の声一色ですけれども、この調査時期、調査対象、調査年齢、調査人数、全体の賛否の割合等も一切不明です。

続きまして、これも陳情者の方が認めておりましたけれども、2 割負担が仮に取りや

		めになると現役世代の負担が増えることになるということは、これは事実であるということ
		ことを認めておりました。
		私としては、現役世代の負担がこれ以上増えるということについては反対の立場です。
		以上です。
議 長		次に原案に賛成討論はございますか。
1 番		
浜田議員		賛成討論ではなくて趣旨採択の提案をしたいと思いますが、よろしいですか。
議 長		それでは、ちょっと 1 回諮ります。
		ただいま浜田稔議員から動議が出ました。
		趣旨採択を選択肢の中に加えるという動議が出ました。
		この動議を議題といたします。
		浜田議員の動議を取り扱うことに賛成の方の起立を求めます。
		〔賛成者起立〕
議 長		御着席ください。（起立者着席）
		浜田議員の動議については否決をされましたので、従来どおりの形の討論、採決に入
		りたいと思います。
1 番		
浜田議員		動議は賛成者が 1 人いれば成り立つと思っております。全体に諮る必要はないと思
		います。
議 長		今は動議を議題として取り上げることの決を取りました。
		暫時休憩とします。そのまましばらくお待ちください。
休 憩		午前 10 時 18 分
再 開		午前 10 時 19 分
議 長		暫時休憩を解き会議を再開いたします。
		これより休憩をとります。再開を 10 時 35 分といたします。休憩。
休 憩		午前 10 時 19 分
再 開		午前 10 時 35 分
議 長		休憩を解き会議を再開いたします。
		大事なことを話しますので私語は慎んでください。
		先ほどの議事進行について議長から申し上げます。
		議長の議事進行に誤りがございましたので、訂正をして会議を継続いたします。
		先ほどの浜田議員の動議については 1 人以上の賛成者がございましたので動議が成立
		いたしました。
		これより、浜田議員の趣旨採択を選択肢の中へ加えることの提案について、これを議

1 番
浜田議員

題として取り上げます。

初めに浜田議員から提案趣旨の説明を求めます。

ちょっと混乱を招いて申し訳ございません。

若干長くなりますけれども提案趣旨の説明を申し上げます。

委員会も含めまして、この陳情に反対される方の意見を聞いている限り、陳情の内容の全ての否定ではないというふうに私は思ってきました。

それで、まず請願、陳情については、これは憲法 16 条で国民の権利ということで、未成年、法人、外国人、誰でも認められている権利で、住民自治の立場から代表機関である議会に対して意見を反映させ実現させるための場である、これが陳情の趣旨であります。したがって、議会は陳情書の不備などについてこれを葬り去るのではなくて、可能な限り住民の思いをくみ上げるというのが議会のあるべき姿勢ではないかというふうに考えるわけであります。

そんなことを前提にして、この陳情書の背景についてはやや議論不足があるんじゃないかというふうに私は考えまして、趣旨採択にしてもう少し議論を深めたほうがいいんじゃないかと、こんなことを考えるわけです。

一体何が議論を尽くしていないのかというふうに考えますと、1 つは消費税率の値上げに関する件であります。これは世代間の負担というふうに議論がなっていますが、もともと社会保障費を充実させるために消費税を上げるんだというのが建前だったはずであります。それがどっかへ行ってしまって、この議論がなされてない。

2019 年 10 月の消費税率値上げのときの財務省の資料が今でも確認できますけれども、こう書いてあります。「消費税率の引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。」というのが 10%に上がったときの理由です。

実際にどのくらい上がったかといいますと、消費税率が上げられる前の消費税による歳入は 17.7 兆円でした。これが令和 3 年度の予算のレベルでは 20.3 兆円、2.6 兆円上がっているわけであります。ですので、財源は世代間の取り合いの問題ではなくて、政府の言うとおりでであるとすれば、十分な財源はここに存在するはずであります。なぜこれを言わなかったのかということが議論されていないんじゃないかということを 1 つ私は懸念します。

それから、もう一つ、委員会の審査の中でやはり懸念事項として出ていたのが政令で変えられてしまうという問題です。

これは、実は成立の過程でこの件はかなり議論になったというふうに認識しています。

読売新聞の 1 年前の 12 月 8 日の記事でありますけれども、政府与党はこれまで対象者が 2 番目に多い年収 170 万円以上の人に対して負担を増やすということを主張していました。しかし、与党の公明党は対象者が最も少ない 240 万円以上ということで折り合いがつかずに、法案の提出が遅れていたわけであります。それから 2 日後、12 月 10 日に 200 万円ということで折り合いがついたということです。この背景に対する見方はいろいろ新聞記事の中にありますけれども、少なくとも与党の中でも、やはりこのあたりで

線を引きたい、つまり人数を最小にしたいという強い意志を思った政党があったということは事実だということがこの記事からも確認できるわけであります。

問題は、その後は政令で行われてしまうとこの線引きの効果が事実上失われてしまう、要するに省庁の任意で行われてしまっているということになるわけで、これに対しては、やはり国民は懸念を示すべきだろう、こんなふうを考えるわけであります。

ですので、今回しかるべき審査は議会の中で行われたと思いますけれども、やはり住民の意見をすくい上げるという立場から、議会は少なくとも懸念事項については政府に対して表明して、なお可能であれば次の議会までの間に内容をもう少し精査して、そこでもってなるべく多くの同意が得られるような意見書をまとめ上げるべきではないかというふうに考えます。という趣旨で、これを全部葬り去るのではなくて、懸念事項だけを表明して、それで、より中を精査すると、そういう作業が必要ではないかということと趣旨採択を提案するということです。

以上です。

議 長 ただいま提案趣旨の説明がございました。
 浜田議員に対する質疑はございませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。
 ここで暫時休憩とします。

休 憩 午前10時41分
再 開 午前10時51分

議 長 休憩を解き会議を再開します。
 今真剣にやっておりますので、ちょっと私語をやめてください。
 まず討論を行います。
 浜田議員の動議、採決の項目の中に趣旨採択を加えることに反対の方の討論を求めます。

10 番

伊藤議員 社会文教委員会の委員会で否決という結論が出ましたので、今回はこれを尊重してもらって、3月にまた改めて討論すればいいと思いますので、今回は否決にすればいいと思います。

議 長 趣旨採択を項目に加えることに賛成の方の意見を求めます。

5 番

坂本議員 私は趣旨採択に対して項目を上げることに賛成としますが、その内容は、やはり政令の部分と、それからこの制度そのものの全体像っていうのがまだ見えていない方たちもいらっしゃるので、もう一度深く審議したほうがいいと思いますので、趣旨採択に賛成であります。

議 長 趣旨採択を選択肢の中に加えることに賛成という御意見でした。

		ほかに御意見ありますか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	なければ趣旨採択を選択肢の中に加えることに賛成の方の起立を求めます。
		〔賛成者起立〕
議	長	御着席ください。（起立者着席）
		起立多数です。したがいまして、提案のありました趣旨採択を選択肢の項目として加えることに決定いたしました。
		暫時休憩とします。
休	憩	午前１０時５４分
再	開	午前１０時５６分
議	長	休憩を解き会議を再開いたします。
		皆様に議事進行についてお諮らいたします。
		ただいま動議が出て趣旨採択を選択肢に入れることに決定いたしましたので、先ほど来の討論はなかったことにして、全員参加の下で討論は改めて趣旨採択を選択肢に入れながら進めていくということで御異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。そのように進めます。
		ここで、この後の議事進行について事務局長から説明をさせますので御理解をいただきたいと思います。
事務局長		議事進行説明
議	長	ざっと聞いて御理解いただける部分と、なかなか難しい部分あるかと思いますが、ゆっくり進めていきますので、御理解いただいたときに意見を（挙手する者あり）何の質問ですか。
10 番		
伊藤議員		進行についての質問です。
		一番目の原案に賛成というということは、原案って何のことを指すんでしょうか。
議	長	３陳情第８号 国に対し「75 歳以上の医療費窓口負担２割化実施に反対する意見書」の提出を求める陳情、これそのものが原案です。
		よろしいですか。
10 番		
伊藤議員		はい。
議	長	それでは、これから討論を行います。
		初めに原案を採択することに賛成の討論を求めます。
		討論ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なし。

	次に原案を採択すること及び原案を趣旨採択すること両方に反対の討論はありませんか。
2 番 久保島議員	私は、この保険制度を持続可能なものにしていくためには、ぜひとも政府の案で2割という負担もやむを得ないというふうに思っております。そのためには、この陳情については不採択、また趣旨採択としてこれから議論していくことには当たらないというふうに思っております。
議 長	以上によりまして、両方とも反対させていただきます。
議 長	次に原案を採択することに賛成の討論はありますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案を趣旨採択することに賛成の討論はありますか。 趣旨採択に賛成する討論です。
7 番 三浦議員	それでは趣旨採択に賛成の立場で討論をしたいと思います。 まず浜田議員から出されました趣旨採択の動議ですけれども、私も提案をなるほどというふうにお聞きをいたしました。
議 長	政令で変更ができるということは大きな問題でありますし、まだまだ制度に対しての理解も不十分だということがこの陳情を採択するか不採択にするかという点では課題だというふうに感じましたので、これからまだこれについて理解し対応をしていくということが議会としての対応の在り方かなあというふうに思いましたので、趣旨採択に賛成いたします。
議 長	これからそのほかの討論を求めますが、初めに何に対してどうだという意思表示をした後に討論に参加をしてください。 ほかに討論ございますか。
9 番 坂井議員	趣旨採択に賛成の立場から討論いたします。 先ほど浜田議員が発言された所得基準が国会審議を要せず政令により変更できるようになるということで恣意的に運用される懸念があるというのが1点、また受診控えによる死者増加の懸念ということ、この2点の趣旨については私も同意するものでありますので、趣旨採択には賛成です。
議 長	以上です。
11 番 宮協議員	ほかに討論はございませんか。 趣旨採択に賛成の立場で意見を申し上げます。 制度の維持ということが最大に大事なことだなあというふうに理解しておったわけですが、いずれにしても、今、坂井議員のほうから言われたようないろいろな課題がまだ検討不十分じゃないかなあ、そんなふうに思いますので、趣旨採択に賛成する立場でございます。

議 長 8 番 堀内議員	ほかに討論ございませんか。 私は反対の立場から討論をさせていただきます。 今回、団塊の世代が 75 歳以上に上がってくる、数が増えるということも話の中では聞いております。 また、現状 74 歳までの方は 2 割負担を現状で行っている状態であります。 75 歳になると 1 割負担になるというところでありますけれども、皆様、70 歳未満であつても収入が少ない方も同じように 3 割負担しているということで、応能負担というところを考えますと 2 割負担も致し方ないところかなあとと思いますし、医療費にしましては高額医療の部分で歯止めがかかっているというところで、セーフティーがある程度働いているところもございます。 法令についてもある程度柔軟性を持ったところでやっていかないと、がちがちにやると後でまた法改正がいろいろと来て大変になるというところも税務の関係からもよく承知をしておるところですので、この意見書については反対をさせていただくということで討論をいたしました。
議 長 10 番 伊藤議員	ほかに討論ございますか。 2 番目の原案、趣旨採択の反対の立場で討論します。 討論というか、全く久保島議員、堀内議員の考えることに賛同しますので、この原案趣旨採択に反対いたします。
議 長	ほかに討論はございますか。
議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 暫時休憩とします。
休 憩 再 開	午前 11 時 06 分 午前 11 時 06 分
議 長	会議を再開いたします。 これで討論を終わります。 これから 3 陳情第 8 号 国に対し「75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化実施に反対する意見書」の提出を求める陳情について採決を行います。 この採決は起立によって行います。 初めに本陳情を趣旨採択することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議 長	御着席ください。（賛成者着席） 起立多数です。したがいまして、3 陳情第 8 号は趣旨採択とすることに決定しました。 次に、3 陳情第 9 号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策

		を求める陳情書について討論を行います。
		本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めにこの原案に反対討論を求めます。
		反対討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に原案に賛成討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論ありませんか。
5 番		
坂本議員		賛成の立場で討論いたします。
		この陳情にありますように、こここのところコロナの影響で需要が少なく米の買上げ価格が下がってきておるのは実情のとおりでございます。
		また、それなのにもかかわらず輸入米を政府は入れており、それに対する対策も必要だと思いますが、政府は対策をやっておりません。そういう点で、それをやったほうがいいという内容でございますので、それと3番の米価が下落した農家や営農組合に給付金を給付するっていう内容も非常に大事なこととなっておりますので、この意見書に賛成といたします。
議	長	ほかに討論はございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから3陳情第9号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情書について採決します。
		お諮りします。
		本陳情に対する委員長報告は採択です。
		本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、3陳情第9号は採択することに決定いたしました。
		次に、3陳情第10号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出についての陳情書について討論を行います。
		本陳情についての委員会審査報告は趣旨採択です。
		つきましては、今後の議事の進め方について先ほどと同様事務局長に説明をさせますのでお聞きください。
事務局長		議事進行説明
議	長	以上、申し上げた順に討論を求めてまいります。
		それでは討論を行います。
		初めに原案を採択することに賛成の方の討論を求めます。
		討論ありませんか。

議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 次に原案を採択すること及び原案を趣旨採択することに反対をされる方の討論を求めます。 討論ありませんか。
議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 次に原案に賛成することに賛成の討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長 2 番 久保島議員	原案を趣旨採択することに賛成の討論はありませんか。 私は趣旨採択に賛成の意見を申し上げます。
	私自身は、インボイス制度っていうのは必要だと思っております。 しかし、まだまだ周知徹底がされていないということ、それからなかなか中小企業の皆さんにとってはハードルが高いだろうということもありまして、もう少しPR期間、これを設けるべきだろうというふうに思うところがございます、この点については趣旨採択ということで賛成をしたいと思っております。
議 長 5 番 坂本議員	ほかに討論ございませんか。 趣旨採択することに賛成の立場で討論いたします。
	この制度は、前回も一度陳情書が出てきておりますけれども、久保島議員の言われたとおり、特に家庭内企業で家族経営の人たちにとっては非常に難しい制度になっておりますし、もう1つは、町内の税理士の方にもお話を伺いましたが、税理士の方でさえも理解するのが難しい制度であると言っておりますし、税理士会もこの制度には反対をしているという実情があります。 そういった全ての面を考えてみても、もう一度趣旨採択をして全体の中で考えてみるべきだと思いますので、趣旨採択に賛成といたします。
議 長 1 番 浜田議員	ほかに討論はございませんか。 趣旨採択すべきという立場から討論いたします。
	文書配布しか行われてないんでお目通しいただいたかどうか分かりませんが、シルバー人材センターからインボイス制度をやめてもらいたいというかなり強い要望書が出ています。というのは、シルバー人材センターは、委託した皆さんに対して支払いを100%で支払うという制度になっているものですから、消費税を払うべき原資がないと、このままでいくと赤字経営に陥らざるを得ないというのが文書配付されているシルバー人材センターからの切実な声でした。 こういったことも含めて、それからもう一つは、かなり共通の意見であったと思いますが、インボイス制度と併せて複数税率が非常に障害になっているということもございました。ですので、制度設計も含めてまず十分な周知を国民に求めるべきだと思います。

		今申し上げたような問題点については、やはり整理を進めるべきだということであり ますので、確かに委員会の中でもインボイスそのものは必要だという意見から反対まで いろいろございました。凍結もあり延期もあり見直しもあり、そういう意見がありまし たけれども、そういったことも含めて十分に政府に対して検討を求めるという声を上げ ることは議会として必要であろうというふうに考えますので、趣旨採択を議会の結論に していただきたいと思ひまして、趣旨採択に賛成の討論といたします。
議	長	ほかに討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから3陳情第10号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出につ いての陳情書について採決します。 この採決は起立によって行います。 初めに本陳情を趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。御起立ください。 〔賛成者起立〕
議	長	御着席ください。（賛成者着席） 起立全員です。したがひまして、3陳情第10号は趣旨採択とすることに決定いたしま した。
議	長	日程第12 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。 会議規則第72条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について 各委員長から申出があります。 お諮りします。 申出の件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申出のとおり継続調 査といたします。 ここで暫時休憩といたします。
休	憩	午前11時16分
再	開	午前11時18分
議	長	休憩を解き会議を再開いたします。 ただいまお手元へお配りいたしましたとおり浜田稔議員から1件、片桐剛議員から1 件、計2件の議案が提出されました。 お諮りします。 本案を日程に追加し追加日程第1・第2として議題にしたいと思いますが、これに御 異議ございませんか。

議 長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 異議なしと認めます。したがって、議案２件を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。
議 長	追加日程第１ 発議第６号 「新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める意見書」の提出について を議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	議案朗読
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 〔浜田議員登壇〕
１番 浜田議員	意見書の趣旨説明を行います。 ほぼ今朗読の意見書に書かれているとおりでありますけれども、私自身も米農家として、この間の米価の下落、それから収量の減少には随分苦勞しております。もう既に再生産の価格を大幅に割り込んでいるというのが現状であります。 その中で市場に流通がだぶついているというのは、年に１回しか生産することができないという生き物を相手とした仕事をしている人間にとっては大変な影響であります。 それと同時に販売は、実際には農業材料等の共同購入、共同販売組織であるＪＡを頼りにしなければいけないという意味で、農家が価格を調整する力をほとんど持っていない、そういう状況の中でこういう苦勞が起こっているわけであります。 ここの意見書に書かれているような強力な措置を政府に求めるという意見書に議員各位の御賛同いただきますよう求めて、趣旨説明といたします。
議 長	これから質疑を行います。 浜田議員に対する質疑はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 提出者は自席へお戻りください。 〔浜田議員降壇〕
議 長	これから討論を行います。 討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから発議第６号 「新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める意見書」の提出についてを採決いたします。 お諮りいたします。

	本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第 6 号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第 2 発議第 7 号 「インボイス制度の導入にあたり国民に丁寧な説明を求める意見書」の提出について を議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	議案朗読
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 〔片桐議員登壇〕
3 番	
片桐議員	それでは、発議第 7 号 「インボイス制度の導入にあたり国民に丁寧な説明を求める意見書」について提案の理由を説明させていただきます。 今読み上げていただいた議案のとおりであります、補足ということで説明をさせていただきます。 いまだ見えぬコロナ下ということもあり地域経済が疲弊する中、中小企業や自営業者は経営に対する危機感をより一層募らせております。 現在、2023 年 10 月からのインボイス制度実施に向け登録申請受付が進められている時期であります。 しかし、当制度に対しては、いまだ理解されていない部分や誤った理解が多く見受けられております。 また、複数税率運用という税制度が複雑化する中、このまま導入に進めば、より一層混乱を招くものと推測されます。 そこで、制度に対してさらに理解を深めるために、国は国民に対してインボイス制度実施に向け丁寧な説明と柔軟な対応を求めるものであります。 議員全員の皆様の御賛同をお願いしまして、提案理由の説明といたします。 よろしくお願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。 質疑はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 提出者は自席へお戻りください。 〔片桐議員降壇〕
議 長	これから討論を行います。 討論はありますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから発議第7号 「インボイス制度の導入にあたり国民に丁寧な説明を求める意見書」の提出についてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。 ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。 〔下平町長登壇〕
町 長	12月議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。 去る6日から本日まで11日間の会期をもって開催されました12月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、追加議案も含めて上程いたしました全ての案件につきまして原案のとおり御議決いただきまして、誠にありがとうございました。 あわせて、議案審議並びに一般質問などを通じていただきました御意見や御提案等につきましては、真摯に受け止め、今後の行財政運営に全力で努めてまいります。 新型コロナウイルス感染症が発生してから、もうすぐ2年になります。この間、外食や会議、旅行等々の自粛や制限の日々を送り、また感染症対策のためマスクの着用、手指消毒などを日常的に行い、私たちの生活は一変してしまいました。 経済の停滞により、飲食業をはじめ各種事業者の皆さんには大きな影響を受け、住民の皆さんも我慢の日々で、みんなが疲弊した2年間であったと思います。 先日、日銀が発表した短観によりますと、製造業では横ばいですが、非製造業は緊急事態宣言の解除を受けて宿泊、飲食サービスなどで持ち直しの動きが強まり改善したとこのことでございます。ただし、3か月後の見通しにつきましては、原材料価格の高騰などを背景に大企業の製造・非製造業ともに悪化が見込まれているということでございます。 町といたしましては、住民の皆様に感染症対策に御協力をいただきながら、時々に応じた支援対策を講じてまいりました。 今議会でお認めいただきました子育て世帯への臨時特別給付金等々の事業につきましてはもとより、今後におきましても国の情勢を見ながら、町でできることに遅れをとることなくスピーディーに取り組んでまいります。 現在、令和4年度予算編成を進めているところでございます。 新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株が出現したことによる第6波の心配もあり、町税の増収は見込めないなど、引き続き厳しい状況ではありますが、第6次総合計画に基づき計画された事業に取り組み、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、国の経済対策等と連動した事業に取り組んでまいります。

さて、先日、今年一年の世相を一字で表す「今年の漢字」に「金」が選ばれました。東京オリンピックで日本人選手が多数の金メダルを取ったことや大谷翔平選手が大リーグでMVPを獲得、また藤井聡太さんの最年少4冠達成など、世界で金字塔を打ち立てたことが理由に挙がっています。新型コロナウイルス感染症で暗くなりがちの中、オリンピック等、私たちの心を明るく元気づけてくれた象徴かと思います。

今年も余すところ2週間余りとなりましたが、来年こそは新型コロナウイルスが減少して蔓延する前のような生活に少しでも戻れることを願うばかりでございます。

議員各位におかれましては、今年一年間の御苦勞、御協力に対しまして、心から敬意を払い、御礼を申し上げるところでございます。

町議会は、今年3月に8年ぶりの選挙戦が行われ、12人中7人が新人議員として選出されました。

新しい議会体制では、新人議員の皆さんがそれぞれの委員長を担い、また世間では議員の成り手不足が課題となっている中、若い世代の議員さんも増え、飯島町の議会は多くの注目を集めました。

御意見や御提案など活発な議会運営を行っていただいておりますことは、誠に喜ばしいことであります。

年末に当たり、御健勝でよい年を迎えられ、飯島町の発展のためにより一層の御活躍を心からお祈り申し上げまして、12月議会定例会の閉会の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

御苦勞さまでした。

〔下平町長降壇〕

議 長

以上をもちまして令和3年12月飯島町議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長

御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）

閉 会

午前11時36分

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員